

平成 18 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 18 年 12 月 11 日 開会

平成 18 年 12 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 1 1 日 (月)

(第 1 日)

平成18年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成18年12月11日
午前10時05分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

1 番 宇藤 敬君

2 番 白石 博昭君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成18年12月11日

至 平成18年12月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月11日（月）	本会議	提案・説明
12月12日（火）	本会議	質疑・付託
12月13日（水）	休 会	各委員会
12月14日（木）	本会議	一般質問
12月15日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 議案第70号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

日程第 4 議案第71号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第 5 議案第72号 町道の路線の廃止について

日程第 6 議案第73号 町道の路線の認定について

日程第 7 議案第74号 土地改良事業の施行について

日程第 8 議案第75号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第76号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備について

- 日程第11 議案第78号 平成18年度高森町一般会計補正予算について
日程第12 議案第79号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第13 議案第80号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	甲斐末久君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局長 古庄良一君

開会 午前10時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本年もいよいよ押し迫り、緊急案件のない限り、今定例会が納めの町議会になりますので、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠に厚くお礼を申し上げるところでございます。

まず、全国町村長大会が、11月29日に開催されました。それに出席して、その概要を申し上げたいと思います。地域格差を解消し、町村が地域の特性を生かした自立的まちづくりを進めるために、町村の財源基盤の充実、強化が不可欠となっております。そのために、次の3点が決議をされました。第1に、地方分権改革推進法の速やかな成立を図るとともに、地方6団体の意見書の内容を早急に具体化すること。第2に、町村の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること、第3に、地方交付税の持つ財源調整、財源補償機能を堅持するとともに、新型交付税の導入が、町村の安定的な財政運営に支障を来すことのないように、その算定方法には十分注意すること、以上の3点について、その実現を図るよう、強く要請されたところであります。

この背景には、平成の大合併がありますが、3,229ありました市町村は、1,817まで減少しました。そのうち、町村は2,558ありましたが1,038と、実に6割も減少したことになります。

取りわけ、財政上の特例措置を盛り込んだ市町村合併の特例に関する法律には、平成17年から18年にかけて、大幅に町村の再編が行われ、日本の地図が大きく様変わりをいたしましたところでございます。

今回の平成の大合併を振り返ってみますと、あまりにも協議期間が短く、合意形成ができなかったり、また、地理的条件や歴史・文化の違いから、また、個々の財源事情の違いなどから合併に至らなかった事例もありました。合併後も、合併協議で詰められなかった課題の克服と、計画や予測と異なる実態の対応に苦慮しているとお聞きいたしておりますし、また、あった模様でもございます。

さらには、格差社会が広がり、懸案の新型交付税の導入が検討されておりますが、今後とも十分に重視していかなければならないと、そのように思っております。

次に、12月2日、3日に第58回全国人権同和教育大会が愛媛県で開催されました。これまで、差別の実現から深く学ぶということを原点に、研究大会を積み重ね、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さず、すべての人々の人権を実現していくという考え方や行動、制度など、多くの教訓と成果を生み出してまいったところでございます。この大会には、本町議員から、野中議員が「素直さと思いやり」と題して、分科会で意見発表をなされました。野中議員におきましては、8月6日の第22回阿蘇郡市同和教育研究大会、10月21日、22日の第35回熊本県人権教育研究大会に引き続いて、全国大会ということであります。公私ともご多忙の中に、それぞれの気持ちを持ちながら、その活躍に心から敬意を表する次第でございます。

なお、議員の皆様方におかれましても、それぞれの研究大会に出席をしていただき、深く感謝を申し上げる次第でございます。

21世紀は、人権の世紀と言われております。しかし、今日、社会の変化の中にあつて、なお、部落差別をはじめ、命と人間の尊厳を脅かす事態は、後を絶たず、新たな人権課題を生じております。私達はこうした差別の現実を直視し、社会や暮らしの中で、人権という普遍的な文化を築き上げることに全力を尽くさなければならないと思っております。

今後とも、人権重視を基調とする差別のない明るい開かれた高森町の実現に寄与することができるよう、なお一層、推進を図ってまいる所存でございます。

本年も議員の皆様方には、重要かつ困難な問題が山積いたしております中において、町民の代表として、よく重責を全うされ、本町の発展と町民福祉増進のために、絶大なるご盡力を賜りましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折りから、皆様におかれましては、切にご愛くださいませ、ご多幸な新春をお迎えいただきますよう、お祈りを申し上げます。

今時定例議会におきましては、条例案2件、予算案3件、議事議決案6件を合わせて11件のご審議をお願いを申し上げるところでございます。諸議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご決定を賜りますよう、よろしく願いを申し上げ、あいさついたします。よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成18年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 宇藤 敬君、2番、白石博昭君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成18年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月11日から12月15日までの5日間と決定いたしております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日12月11日から12月15日までの5日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第70号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第70号、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第70号、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更についての提案理由をご説明いたします。

消防組織法の改正に伴いまして、熊本県市町村総合事務組合で共同処理します非常勤消防団員に係る損害補償に関する根拠規定が同法第15条の7から同法第24条に、また、非常勤消防団員に係る退職報償金に関する根拠規定が同法第15条の

8から同法第25条に改められたことによる変更でございます。法改正が平成18年6月14日より施行されたことに伴いまして、附則で適用日を平成18年6月14日といたしております。

なお、この組合規約の一部変更は、県下同文議決となっておりますことを付け加えまして、提案説明といたします。

慎重ご審議の上、速やかにご決定をくださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第4 議案第71号から日程第13 議案第80号については、本日は提案のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第80号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第71号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○**税務課長（甲斐末久君）** おはようございます。

議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について、提案説明申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、本年6月の通常国会において、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることになりました。これに伴い、いわゆる75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設されました。この制度を運営するため、地方自治法第284条第3項の規定により、県下48市町村をもって、熊本県後期高齢者医療広域連合を設置するものであります。

規約の内容としましては、第1条の広域連合の名称から、18条の補則となっております。

事業の内容としましては、第4条に規定されております被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の負担、保健事業及びその他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を行うものであります。

附則にありますように、平成19年2月1日から施行し、平成19年度は、その準備期間で、平成20年度から運営開始となる広域連合の設置規約で、県下同文議決をお願いするものであります。

どうか、慎重審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

-----○-----

日程第5 議案第72号 町道の路線の廃止について

日程第6 議案第73号 町道の路線の認定について

日程第7 議案第74号 土地改良事業の施行について

○**議長（相馬俊行君）** 日程第5 議案第72号、町道の路線の廃止についてから、日程第7 議案第74号、土地改良事業の施行についてまで、3件を一括議題といたします。

議案第72号から議案第74号まで、3件について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○**建設課長（色見隆夫君）** おはようございます。

議案第72号、町道の路線の廃止についてご説明申し上げます。

本路線は、道路改良後の認定により、起点が2カ所になっており、今後の維持管理を明確にすることから廃止するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第73号、町道の路線の認定についてご説明申し上げます。

路線番号201号、202号につきましては、議案72号で提案しました路線番号140号、社倉～蔵地線を分割して認定するものであります。また、路線番号203号、204号につきましては、地域の生活環境の向上を図る上で、重要な路線として提案するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議案第74号、土地改良事業の施行についてご説明申し上げます。

本事業は、現有します内山ため池の上流部に新たにため池を新設するものであり、降雨による自然水を排水路により取り込むことなどを行い、現在、使用しているポンプの稼働率、電気代の軽減を図るために、平成19年度より3年を掛けて実施するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第75号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について

○議長（相馬俊行君） 日程第8 議案第75号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 議案第75号で提案いたしました高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2、第2項の規定により、次に掲げる3項目について、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称としましては、阿蘇高森オーガニックアグリセンターです。2番目に、指定管理者となる団体等の名称は、平成肉用牛生産組合、代表者、中川誠雄氏です。3番目に、指定の期間としましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間となっております。

なお、今回の指定につきましては、11月20日及び11月22日に2回の選定審査会を開催し、応募されておりました3件について、各委員の採点を合計した総合点により、最も高いものを選定審査会の選定意見として、町長に報告し、その意見を尊重し、指定管理候補者として、選定した次第です。

以上、議案第75号について、説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第9 議案第76号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第76号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第76号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令第5条第3号の改正に伴い、改正するものであります。

このことにより、従来、生じております世帯構成と住宅規模等のミスマッチの解消ができるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案説明をいたします。

今回、提案いたしました関係条例は、高森町表彰条例、高森町行政手続条例、高森町政治倫理条例、高森町特別職報酬等審議会条例、高森町長等の給与及び旅費に関する条例、高森町税条例、及び高森町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。平成18年6月7日に、法律第50号として公布されました地方自治法の一部を改正する法律は、地方分権の推進に資するとともに、地方の自主性、自立性の拡大を図るため、必要な措置を講ずることを目的として、助役に代えて副市町村長を置くこと、収入役を廃止して会計管理者を置くことなど、地方自治法及び関係法律の整備がなされております。

この改正に伴い、先ほどの7条例中、収入役を削り、助役を副町長に、吏員を職員に改めるものでございます。施行日は、平成19年4月1日からとしており、経過措置といたしまして、第3条、第4条及び第5条の改正後の規定は、収入役の在職期間中においては、従前の例によるものといたしております。

慎重にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

-----○-----

日程第11 議案第78号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第11 議案第78号、平成18年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第78号で提案いたしました平成18年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、職員退職の人事異動に伴います給与関係経費の調整や各事業の入札後の事業費確定によります減額調整、町道維持補修経費、アスベスト対策経費等の補正であり、1,815万6,000円の減額補正となっております。これを現計予算と合算いたしますと、42億2,270万6,000円となります。

7ページの第2表、地方債補正は、入札が終了した各事業に係る減額調整と、県道改良事業において、本町管内の県道の改良に伴います追加分の増額を行うものであります。

以下、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページの地方交付税は、普通交付税を今回の補正の財源として計上するものです。

11ページの民生費国庫負担金は、身障関係負担金の平成17年度清算金を減額調整するものです。

12ページの農林水産業費国庫負担金は、団体営ため池整備事業の事業費が減額となったため、補正をするものです。また、土木費国庫補助金は、アスベスト対策に係る国庫補助金を受け入れるものです。

13ページの県支出金の総務費県補助金は、本年度地籍調査事業の事業費確定に伴います補助金の減額を行うものです。また、農林水産業費県補助金は、団体営ため池整備事業費の減額に伴います補正であります。

14ページの諸収入の雑入の新エネルギービジョン策定事業補助金につきましては、入札が終了し、事業費が減額となったため補正をするものです。

15ページの町債につきましては、事業費確定はしたものの、調整及び現時点での確定見込みによる補正を行うものです。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

16ページの総務費の一般管理費は、人事異動に伴います給与関係費の補正を行うものです。また、企画の委託料は、新エネルギービジョン策定事業の入札終了に伴い減額をするものです。

17ページの税務総務費は、人事異動に伴います給与関係費の補正を行うものです。

18ページの選挙費は、来年4月に予定をされております熊本県議会議員一般選挙執行経費の基準価格が減額されたことにより補正を行うものです。また、農業委員会委員の選挙経費につきましては、来年3月が改選となりますことから、今回計上いたしました。

20ページの国土調査費は、本年度の地籍調査事業入札結果によります事業費が確定したことに伴い減額補正を行うものです。

21ページの民生費の老人福祉費は、施設負担金や入所措置費用の見込額による補正を行うものです。

22ページの衛生費の母子保健費は、就学前までの医療費を助成する乳幼児医療助成金の申請の増加により、増額補正をするものです。

23ページの農林水産業費の農地費には、坊々平ため池整備事業の事業費が確定したことにより、補正を行うものです。

25ページの土木費の道路維持費は、町道維持補修に係ります工事費を計上しております。道路新設改良費は、町道整備事業費の調整と本町管内の県道改良に伴います県への負担金の増額を行うものです。また、住宅管理費につきましては、人体への悪影響が指摘されておりますアスベスト改修工事の補助金を国・県からの補助金と合わせて、熊本県信用組合高森支店へ交付するものです。

26ページの小学校の学校施設管理費は、高森中央小学校体育館の耐震補強、外壁改修工事と周辺整備等の工事が終了したことによります補正を行うものです。

27ページの中学校の学校施設管理費は、高森中学校の周辺整備事業が終了したことに伴い減額を行うものです。また、社会教育施設につきましては、色見、上色見の両コミュニティセンターの入札に伴い減額をするものです。

28ページの公共土木施設災害復旧費は、11月9日に事業査定が行われました祭場川の河川災害復旧工事経費を計上するものであります。

以上、今回、提案いたしております補正予算の主なものについて、その概要をご説明を申し上げました。ご審議をいただき、決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

-----○-----

日程第12 議案第79号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第12 議案第79号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 議案第79号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入予算に増減はなく、歳出予算の増減に伴い、款項目の組み替えを行ったものです。

まず、6ページから説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費の旅費において1万4,000円の増、同じく、役務費において、共同電算電話料及び郵便料として30万円を増額補正、次の保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金の負担金補助及び交付金において、65万円を増額、これは、出産予定者の増によるものであります。次の老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金の負担金補助及び交付金については、197万円の減額、これは、老人保健医療費見込額の減によるものであります。次に、7ページの介護納付金の負担金補助及び交付金において、100万円の増額、これは、介護納付金の納付見込額の増によるものであります。次の保健事業費の旅費において、6,000円の増額補正をさせていただきました。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

-----○-----

日程第13 議案第80号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第80号、平成18年度高森町簡易水道事業

特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第80号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算に歳入歳出それぞれ391万8,000円を追加し、総額を2億2,862万6,000円とするものです。

補正予算の主なものとしまして、6ページの歳入は、平成17年度の消費税確定申告による還付金を計上、7ページの歳出は、11月13日の人事異動によります人件費を減額、また、事務補助員雇用のための賃金、及び修繕料を増額補正しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前10時39分

1 2 月 1 2 日 (火)

(第 2 日)

平成18年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成18年12月14日

午前10時02分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託

日程第2 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	甲 斐 末 久 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	草部出張所長	岩 下 生 人 君
野尻出張所長	桐 原 一 紀 君	収 入 役 室 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	杉 田 則 秋 君	オーガニックアグリ センター長	廣 木 富 八 君

企画財政審議員 甲 斐 敏 文 君 総務課長補佐 古 澤 建 生 君
企画財政課長補佐 後 藤 正 三 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 長 尾 和 博 君 議会事務局次長 古 庄 良 一 君

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託についてを議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第71号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（相馬俊行君） 議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 後期高齢者医療広域連合の設置ということでございますが、これは、今回、初めて出てくる団体名でございまして、要は、健康保険診療の中、また、老人医療等において、かなりな伸びを要しておると、そして、事務関係でいろいろと煩雑な面があるということで、後期高齢者医療については、切り離して、新たな連合をつくって、おそらく、そちらの方で事務的なことをされるというふうに、私の方は思っておりますけれども、今後、このような広域連合が出来上がりますと、差詰め、維持経費、管理費というものがかかってまいります、それぞれ加入されていらっしゃる市町村それぞれから負担金等が生じてくると思いますが、どの程度の負担金が発生してくるのか、見込額がわかりましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 18年度、本年度につきましては、一般会計の方で補正さ

せていただいております。21ページの民生費の社会福祉費、後期高齢者医療事業費という形で負担金といたしまして、18万8,000円を今回、補正させていただいております。これにつきましては、3月までの諸準備、設置に伴う諸準備費用という形で、均等割の10%、48市町村の均等割を10%、高齢者人口割を50%、75歳以上ですね、それから、住民基本台帳によります人口割を40%という形で、高森町の負担は18年度について18万8,000円ということとなっております。

それから、19年度は、3億5,000万円を必要経費として見込んでおります。それから、20年度、稼働に移りまして、5億3,000万円を見込んでおりまして、19年度で高森町の負担が225万1,000円ですね。それから、20年度で340万8,000円を一応、概算として計上されております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） いろいろと連合体とか、団体が出来上がってまいりますと、それに対して、管理費とか、負担金とかというのが当然発生してまいります。現在、高森町も加入しておる阿蘇広域行政事務組合についても同じような考え方からいけば、連合体でございますから、負担金が発生しておるということですね。

今、税務課長が言われたそれぞれの負担割合が決定されておるようでございますが、概算でという言葉が一番引っかかるわけですね。19年度が225万円、20年が340万8,000円と言われました。これが概算なんです、概算ということは、あくまでも、予定であるわけですが、大体、負担金の割合の比率というのが決定されておるならば、推移というものは確定してくるべきじゃないかなと思います。国民健康保険診療とかというものに対しては、大体、年間の経費等を算出して、その中から歳入部分を出してくるシステムでありますので、流れがわかってきていますから、大体、毎年毎年どの程度いるかというのがわかるんですが、今回、この後期高齢者医療広域連合については、今回、初めて出来上がる連合でございます。ですから、どのようにして、推移していくのかというのは、今、税務課長が言われたとおり、概算でしか、おそらく金額は出てこないと思うんですが、ただ、私達が一番心配するのは、こういうふうにして、医療に係る新たな連合が出来上がってきますと、どんどんまた負担金だけを出す団体が増えるというふうにし、私は考えないわけですね。介護保険にしたってそうですよ。元々介護保険は、介護保険をすることによって、高齢者医療が減額するだろうというふうな、老人医療が少し

は減るだろうというような思惑から出来上がって、そして、結果的には、やっぱりお荷物が一つ増えたような感じになってくるわけです。

今回、後期高齢者医療についても、また同じような感じで、後期高齢者医療を使われる方達は、おそらく介護保険等についても、だぶって申請、認定を受けていらっしゃると思います。ですから、両方使われることが多くなってくると思うんですが、その点について、介護保険は、阿蘇広域行政事務組合の方で、事務整理をされていらっしゃる。そして、後期高齢者医療については、こういう形で新たな連合が出来上がる、そうなってくると、阿蘇広域行政事務組合とこの広域連合とのいろいろな連携とかいうものについては、どのような協議がなされておるのか、そして、概算であると言われる、その金額について、増えてくると思うんですよ。当初は概算で出しても、また補正を組まないといけないことが出てくると思うんですが、その点について、立ち上げるに当たって、どのような見込みにおいて、どのような計画によって、こういうふうな連合設置というものが出来上がってきたのか、広域行政事務組合との連携も視野に入れてやっていかなければならないと思いますが、その点についても、どのような協議がなされていったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 広域連合の設置につきましては、準備委員会を設けて、その中で、広域連合を設置した方が事務も効率的であり、広域連合によって運営した方がいいというような結論に達して、全国的に県を単位とした広域連合を設置するというに至ったということでございます。

それから、今回が初めてでございますので、先ほど、佐伯議員の言われましたように、独立したならば、高齢者の医療対策ができるのではないかというような趣旨のもとに、開催されておるわけでございますけれども、実際、運用に当たってみて、実質は、その負担が増になるということも考えられるのではないかとこのころも意見は出されておりますようです。

それと、介護保険との二本立ての負担金、個人負担になりますので、そこあたりが、今、国の方ではそういった形に、いい方向で考えておりますけど、実際、運用になった時が、どういった結果が出るかということが、ちょっとその点は、まだ今後の課題となるように思われております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 税務課長におかれましては、11月途中から税務課長ということでございますから、その辺の流れはよくわかっていらっしゃると思います。

町長さんの方で、阿蘇広域行政事務組合の方にも出席をされております。今回の後期高齢者医療広域連合とのかねあいについて、阿蘇広域行政事務組合等ではどのようなお話し合いがなされておったのか、介護保険等の伸びもありますことながら、やはり、後期高齢者医療と十分重複する点がありますが、その点について、どのような協議がなされておったのか、町として、どのように対応していくつもりなのかを、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 佐伯議員の方からご質問があったのは、尤もかと思っておるところでもございます。

今、広域の後期高齢者と申しますのは、国の一つの方針、また、熊本県48市町村でやろうというような結論を得て、各広域に下がってきたというからやりますということでございます。各町村に大きな負担がかからないようにということが一つの目的、また、今後を見ていきますと、段階的、いろんなものを加味した今回の後期高齢者の連合ではなかろうかと思っております。

今、佐伯議員がおっしゃいましたように、広域というのは、私どもも今、阿蘇広域におりますけども、大変巨大化いたしまして、なかなかその管理をしていくというのに、本当に苦慮いたしておるところでもございます。

また、こうやって後期高齢者、75歳以上の方を対象にした連合をつくるということでございますが、これも一つの流れとして、今の国の指針と言いますか、国の政策としての方向性ではなかろうかなと思っております。

例えてみますならば、熊本市から数十名の職員を出すとか、いろんな案があつてございますが、まだまだ未確定のところがあります。今後、十分、私どものこういう町村の小さいところは、本当に広域というのが、私どものために本当になるのかどうか、十分検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第72号 町道の路線の廃止について

○議長（相馬俊行君） 議案第72号、町道の路線の廃止についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

今回の町道の72号について、一つだけお尋ねしたいんですけども、町道認定廃止について、今一、高森町において、不透明な部分がありませんかと思っております。判断基準という点で、以前でしたら、町道の認定する際には、その部落内において、その地域内において、利用頻度の少ない路線を下ろして、新たな利用価値のある、利用頻度の高い道を町道に編入していくといった、そういったやり方がなされておりましたけども、今回、72、73号で出ておりますけども、その町道認定の際の基準について、今一度、町長の方からお話を伺いたいという1点。

それと、財政的に非常に苦しくなっておりますけども、地方交付税で、町道は算定基礎に入っております。1キロメートル当たりの基準単価等がもし、わかればと言いますか、書いてございますけども、地方交付税の算定基礎となる部分の価格がわかれば、教えていただきたいと思えますし、高森町において、少しでも財源を確保するということになれば、町道にどんどん入れた方がいいという場合もあり得ると思えますので、そのあたりの考え方についても、町長の方にお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんからご質問でございますが、当然、今まで、里道なり、いろんな面で地域の方々が使用されてきたものと思っております。今、1つの利便性、また、今、各地域に高齢者の方が多く住んでおられるところも現在ございます。それと、もう1つ、危機管理道路ということで、どうしても、今から今後維持していくために、町道として、認定をしていってやる方が私どもの方も、今後の町の方針としては、やはり良いことではないか。それとまた、地域の方々の強い要望と、なかなかその地域に住んでいただかないとわからない部分があるんじゃないかなろうかなど。ただ、はたから見て、もちろん、費用対効果とか、いろんな問

題もあるかと思いますが、今回は、1つの私、思いますには、高齢者がとても多い地域でもございますことと、今後、危機管理用道路として、救急車でもさっと入れるぐらいの道路等にするのが、私達の行政としての務めでもなかりうかなと思っております。

いろんな町道認定、いろんな諸問題がございますけども、今後、地域的に、いろんな問題等も提示されてくるものと、そのように思っておりますが、今回は、そういう危機管理用道路、また、利便性が考えて、当然、町道認定をしておくべきだろうと思って、今回、皆様方をお願いをしたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お尋ねの地方交付税の算入の件でございますが、あいにく、単価表等、手元に持ち合わせておりません。しかし、議員おっしゃるように、面積、延長それぞれ地方交付税の算定上の基礎となっております。それが、認定することにより、また、廃止することにより、どういった影響があるかというようなご質問だと思いますが、それらにつきましては、いわゆる改良に伴う費用、また、維持に伴う費用、また、あるいは経済的な効果、その辺といろいろ見比べる、比較する対象が多うございますので、ここで、私の方から認定した方がいい、廃止したら困るというようなことは今のところ、ちょっと判断の答弁はできない状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

難しい質問だったろうとは思いますが、今後において、やはり、どうしても、町道の部分に関しては、やはり、後々のことを考えれば、町道にさせていただいておった方が地域の負担が少なくなるし、あるいは、利害関係のある畑、山林等があれば、町道の方が非常に維持管理等については、負担が少なく、いわゆる個人の負担が少なくて済むという部分がございますけども、財政的な部分を考えた時に、ただ、一般的に道路というのは、車が十分安全で通られればいい、その部分の幅があれば十分機能するという考え方に立てば、何も町道認定する必要もない部分もございますし、あえて農道で置いておく部分、5割負担とか、そういった事業を使って、道路の維持管理をしていく方がいいという場合もございます。

ただ、今後において、町長がまた、これから先もされると思いますが、その町道認定についての基準をどういうふうな方針でされていくのか、やはり、財政的な部分として考えれば、交付税算定として基礎が少しでも入ることになれば

ば、当然、ある程度の道をすべて町道にしておいて、いわゆる町道の中で、町の独自で1、2、3、4、5の5段階とか、6段階に分けて、どの部分に関しては、どういう維持管理を行う、例えば、6段階の6だったら、これは部落で負担してから、してもらう部分の町道ですよとかいった、そういう具体的な町道の区別、仕分けの方法等についてのお考えがあれば、そのあたりについても、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんがおっしゃいましたように、また、6番議員さんがいつも地域的で、皆さん、隣近所寄り集まって、道路愛護週間とか、いろんな提案をされております。本当にすばらしい提案かと思いますが、今、言いましたように、大変、高齢者が多くなりまして、なかなかU字溝に草刈ったやつが流れてきて、詰まれば、高齢者の人がなかなか上げることが不可能になったり、いろんな諸問題が今出てきております。そのためには、やっぱり5割補助とか、いろんなことがございますが、やはり、町道として認定してやるべきだろうと、1つの高齢者に対しての福祉の一環かなと、愛情かなと、私はそのような判断のもとにしております。

それと、もう1つは、町道は、今現在、地域的にはほとんど町道ではなかろうかなと、そのように思っております。まだまだ、今回、2件出ておりますが、本当に地域の地区のど真ん中を道路等が縦断したり、横断したりしています。その分に関しまして、今回、町道認定をというお願いでございます。

今、申しましたように、なかなか地区で管理ができないような状況に、今なっているということでございますから、できる限り、行政として手助けをしていく、今日、認定しましたから、明日から改良してどうこうということではなくて、愛情を持って、地域の方々にお助けをしてあげるとというのが、私自身の気持ちでございます。

○議長（相馬俊行君） 申し上げます。議案第72号は、町道の路線廃止でございますので、認定については、次で出てきますので、よろしく願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第73号 町道の路線の認定について

○議長（相馬俊行君） 議案第73号、町道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今、町道の認定、72号のところ、大体、路線廃止なんですけれども、そこで、町長の方から認定の方の意味も含めて、いろいろと本人の考え方について、位置付けについて、ご報告がありました。町長もなる前は、議員を8年されております。その議員生活8年間でいろいろと町道の路線の廃止と認定という問題が実際行われてきました。その都度、当時の議会においては、概ねどのような形で路線を廃止して、どのような状況の路線を認定していくかということは、議会の中で、ほぼ意見を一致させてきて、そういうような作業を行ってきたと、私は今思っております。

今回の路線の72号の廃止から、それに付随して73号の認定においても、最初、工事をする際においては、他の補助事業のかねあいから、林道、農道的な位置付けでつくったと、そして、最終的な町の目的には、やはり、生活用道路としての位置付けであったから、工事が完成し、償還の部分も話がついたから、町道に認定して、今後については、町で管理をいたしますよという形である。それについては、何ら、問題はないのじゃないかなと思っております。

ただ、しかしながら、先ほど、企画財政課長の方から言われました町道の延長キロ数が地方交付税の算定基礎の中に入っていると、ただ、それがいくらであるのかというのは、私は、国に確認しても、はっきり言われなと思いますし、町の担当の方でも、長年の経験を踏まえてやってきても、町道の1平方キロメートル当たりの地方交付税の額がいくらであるのかということは、私はわからないんじゃないかなと思います。

そうした中で、ただ、私どもが考えなければならないのは、町道にしたならば、管理をしなければならないということですね。その管理費の額と地方交付税に算入されてくる基礎額がお互い同じになるかということですね。そう考えた時に、部落

道で、部落の方に管理をしていただいた方が町の負担も軽く済むし、その地域の愛着度も深くなる、そういうことも考えて、私は町道の認定というものは進めていかなければならないと思いますし、以前は、町道の認定を新規に1キロするるのであるならば、どこか町内において、もう部落道でもいいんじゃないかとか、もう経済効果もそれほど上がらないんじゃないかとかという路線を1キロメートル程度廃止をしていたわけですね。大体、高森町の町道延長キロ数という分の天井は概ね、私はその当時決まっておったというふうに考えております。

しかし、近ごろの町道の認定の仕方を見ても、何となく、どんどんどんどん町道が延長キロ数が増えているような気がするわけですね。財政が豊かで、税収が上がって、人口が増加して、住環境がまた変わってきたということであるならば、町道認定というのが、頻繁に出てきても、私はそう珍しいことではありませんし、歓迎するべきことでもあるかなと思っておりますが、ただ、このような時期において、新たに町道を認定してくるということが、本当にその地区のためになるのか、または、この町の財政のためになるのか、何のために原材料支給、5割補助ですね、部落道の5割補助とか、いろんな補助事業を立てていらっしゃるのか、原材料支給は町道に限りますけれども、5割補助とか、何のためにされておるのかということもあると思うんですね。私は、今、町道認定を新たにすれば、それなりの理由がちゃんと必要であると思っておりますが、今、町長が言われたとおり、高齢化が進んで、道に生活用水が流れる、それを掃除するのも大変だから、町道にするとか、私は、それはもう理由にはならない時期になっていると思います。

やはり、今後はそのような地域があった場合については、地域がそういう高齢化しておる地域については、その地域の皆さんが周りにいる皆さん達が助け合ってやっていただかなければ、私は、高森町の財政は破綻してくると私は思っております。

いかに経済効果を抜きに、町民平等にいろんな政策をやろうと思っても、10年前の財政と今の財政は全く違うわけです。ですから、町道認定については、私は慎重に行っていくべきであると、町道に認定していく、そして、町が管理していくことによって、その地域が経済的に、産業的に飛躍をするということがはっきりわかっているならば、私は町道認定というものは、どんどんしていくべきであると思っておりますが、15年後、20年後、その地域に何人の人間が残っていらっしゃるのか、また、その地域の道路に対する愛着度がどの程度あるものかということを図っていくと、私は、安易に町道認定というのを進めていくべきことではないと思います。

各議員のお手元に配ってあります陳情書、要望書が、今回、今議会中に配ってございますが、豆塚農道の町道化の陳情もあっているようですね。そういうようなことで、すべきところは、私は先にすべきであると思っております。もう少し優先順位については、慎重に考えて、町道認定は、私はしていただかなければならないと思っておりますが、その点について、ちょっと長く、私の持論も含めて話をいたしましたけれども、町長さん、いかがお考えでございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、今の経済状況から申しますと、大変な、私どもも考えていかなければならないと、十分考えておるところでございます。

今、申しましたように、地域の中心を通っている道路、そういう意味でも、なかなか私どものお助け、今までは逆に若い方々も大変おられましたけれども、本当の意味で、高齢者の方々が多くなり、管理すること、材料支給とか、いろんな問題がございます。なかなか材料支給で工事等を施工されるというのが、大変難しくなっていく地域が多くございます。これも今回、廃止と、認定と出ておりますけれども、本当に生活、利便性としては、一番必要なところからと思うことで、今回、議員の先生方をお願いをしたところでございます。

いろんな陳情書もるる上がってきておりますけれども、まずは、確認をし、地域の方々、また、議員の皆様方とも話し合いながら、必要な路線につき、廃止と、認定ということでございます。

今、町道認定ということで、多く距離が伸びているんじゃないかというふうにお話がありましたけれども、町道認定、廃止も今まで私自身はやったことがございまして、今回お願いをするところでございます。地域の強い要望と、そして、私どもが見ました地域に本当に町道認定する必要な部分じゃなかろうかなと思って、今回、お願いをしたところでもございます。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番です。

強い要望が地域であったということでございますが、今回、意見書等の受付処理がなされております。議会の方も、当然、いろいろな陳情、要望を受付をいたしております。

12月1日に、豆塚地区の農道を町道にさせていただきたいということで、陳情書がその地域から出されております。その件は、各議員、それぞれお手元にその陳情書の写しがあるからわかると思いますが、じゃあ、時間的な問題もあるとは思いま

すけれども、豆塚地区の農道が、農道でつくりましたから、それは工事費の償還、いろいろな補助問題等が発生しておりますので、その件が解決せんことにはどうにもなりません。ただ、やはり、私は今から先、今後、町道に認定していくからには、やっぱり以前、あったように、幅については、最低3メートル、そして、経済効果も当然、含めることながら、やっぱりその地域の環境も考慮してやるべきであると、私は思っております。

ですから、今回、私が意見を出しておるのは、この男原2号線でございます。山之口～蔵地、社倉～戸畑線については、廃止に伴う組み替えでございますから、廃止というか、路線の変更による新たな認定でありますから、延長キロ数は変わりません。ただ、男原2号線については、その道路の地図状況を見ますと、その付近には、4軒か5軒ぐらいの住宅が確かに存在しているようで、それを見捨てるとは、私は申し上げますが、5割補助で私はできないことではない部落道ではないだろうかとも、私は認識をいたしております。

ですから、やはり、今後、私は、旧高森町内辺りの道路整備もどんどん進めていって、住環境も進めていかなければならない時期に、やはりすべき優先順位というものは、もう少し慎重に諮っていただきたいような気がいたしますけれども、その点について、再度、町長さんのご意見をいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 十分、おっしゃいましたことを基本としてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 豆塚地区の農道は、どこらあたりでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） ちょっと、私の方も確認しておりませんが、豆塚農道の件については、県の方から県改良部分であれば、県の方で農道整備して、うちの方に関係資料を送ってきております。ただ、その中に、まだ、名義の変更が一部、個人名義になっていたところがあった状況の中で、確認がとれていないということで、そのあたりの名義がはっきりしないというところがありましたから、そのあたりで若干、手続きが遅れているものと思っておりますが、今、おっしゃっている部分の内容がちょうどあそこのコスモスから山鳥の方に抜ける道であれば、その分については、県の方が用地の登記が済み次第、うちの方では認定していきたいというような考え方で思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

この陳情については、これは、要するに、優先順位のことについて、町長の方に参考として申し上げたわけですね。要するに、私としては、住民皆平等であるべきであるというのは、確かにわかるんですよ。それはわかるんです。ただ、財政が10年前みたいに、ちゃんと交付税の方で、地方の財政を支えてくれている状況であるならば、それはそうとして、私はやっていかなければならない義務であると思っております。

しかしながら、ここ数年は、地方交付税、いろんな県の交付金、国の交付金、支出金等も見ても、そうはなっていないわけですね。やはり、田舎は辛抱しなさいよというようなふうに財政の締め付けをされてきていらっしゃるわけです。国の方から、県の方から。そういう中において、「いや、高森は初心貫徹ですよ」という形で、昔みたいに、どんどん町民皆平等でやっていってできるのかということですね。私は税收のほぼ70%程度は、旧高森町色見、上色見等で4億9,000万円のうちの70%程度は徴収されておると私は思っております。その地域が、住環境が悪い、経済効果が上がらないようリスクをかった地域形成である、そして一生懸命苦勞されて税金を納められておる。そして、草部南部、草部北部、野尻、河原と、そういうふうに高齢化が進んでおる地域の人達を支えていらっしゃったんです。でも、もうぼちぼち旧高森の方を優先的には考えていい時期に来ているんじゃないですかと言っているんですね。

そうしないと、旧高森の産業が疲弊してしまったんじゃ、山東部の方を面倒をみることもできなくなりますよと、親亀がこければ、子亀もこけますよというわけです。だから、今ここで、草部地区の路線の認定が出てきておりますが、そこよりも先に、町道ですべきところが、まだ町内にはあったんじゃないかなというような意見を申し上げておるんです。

町長は、その点について、町内にお住みですから、近いところは見えないかもしれないけれども、遠いところばかりじゃなくて、もう少し足下をご覧になったらどうですかというお話しをしているわけなんです。その点について、再度、最後に、町長さんのご意見を伺っておきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本当にご意見をいただいて、ありがとうございます。

国の方も今日の新聞じゃございませんが、生活保護法は持ち家があれば、担保に

入れて、お金を貸すとか、それが終わってしまったら、また生活保護に戻してあげるとか、何かとても厳しさを毎日、ひしひしと私ども感じているところでもございます。

当然、今、佐伯議員さんがおっしゃいましたように、私どももやはり、地域格差と申しますか、私どもが住んでいる地域格差、その中にも今、おっしゃいましたように、大きく地域格差が町部分でも地域格差ができていく分があるかと思っております。その部分を、今回は、先ほど申しましたように、なかなか地域の高齢者の方々が身体も思うようにいかないということで、いろんなことを考慮して、今回、認定のお願いをしたところでございます。

今、おっしゃいましたように、確かに、町中、また、色見地域、いろんな地域でも、まだまだ認定をしたり、また、お助けをしたり、行政面からの応援をしたりと、いろいろあるかと思いますが、その分につきましても、今後、十分、検討してまいり、また、精一杯進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤です。

今、いろいろ地域的な話がたくさん出ておりますが、この上色見地区に出ておりますが、これはもうずっと前から町道認定という地元の要望がたくさんあって、陳情をしているところでございますが、とにかく、高森は、あの根子岳が一番財産と私は考えております。

そういうところで、上色見の学校跡地も若い者がしっかりがんばっておりますが、この路線の上は根子岳の登山道路でございます。そういうところで、観光道路でもあるし、是非、町道に地元から要望がございますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

1点だけお伺いします。町内の町道の舗装率、今現在、どれぐらいで舗装率がなされておるか、お伺いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今、町道の舗装率は、ちょっと舗装率については、私の手元の資料にはちょっと入っておりませんが、改良率等でいけば、56%になって

おります。

申し訳ございませんが、一応、交付税の資料として、こちらの方に手元に置いておりますけど、一応、改良率については、ちょっとこれ入れておりません。改良率が56.4%ということで、ご了解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

いろいろと路線の認定について、それぞれの立場で意見が出ております。正直申し上げまして、今、改良率のパーセントも課長の方からも申されております。現在、町道に認定されておっても、まだ整備等が十分でない箇所も相当見受けられます。本当にこれが町道だろうかというような路線も相当あるわけですね。そういう中で、新たに認定という形が本当に妥当であるのか、整備が追いついていくのか、そこらあたりが非常に疑問視される部分であります。

先ほど、13番議員の佐伯議員の方からもいろいろと交付税措置、いろいろな面で申されております。確かに、先立つものは金ということでございます。認定をしますと、否応なしに、事業に入っていかなければならないというような事態になってまいります。そうしてまいりますと、また、現在の町道の認定された部分の事業が進んでいかないというのが、現実ではなかろうか、そこらあたりの整備というのは、まず、優先順位ではございませんけれども、そこらあたりを重視していかないと、本当に町道としての価値があるのか、そこらあたりが、本当に疑問的な部分の町道というものが、相当見受けられるのが、今の高森町の現状ではないだろうかと思っております。

幸いにして、高森は広範囲な面積を有しておりまして、交付税措置も少し増額をされたという事実もあります。そういう部分においては、こういう山東部のいろいろな面の地域性と申しますか、その恩典はあったかに見えますけれども、先ほどから申しておりますように、それに伴う事業負担というものが、今後、どうなっていくのか、そこらあたりが非常に心配する部分であります。

現在の認定した町道の部分と、今後、新しく認定する部分の事業高、その推移というものが今後の見通しとして、企画課長、財政も握っておられます。そこらあたりも財政の方にもちょっとお尋ねしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 先ほど、建設課長の方から改良率が確か56%という答弁だったかと思っておりますが、確かに、三森議員、おっしゃいますように、認定した

けれども、まだ整備ができていない箇所等、やはり多うございます。その辺も含めまして、交付税措置されている分もございますけども、やはり、そこは、基幹となる道路を主体としながら、また、危機管理等も十分考えながら、予算の中で、議会に諮りながら、順次整備をしていく以外にはないと。実質、事業費も先ほど、佐伯議員もおっしゃいましたが、10年前とはかなり、投資できる財源等も少なくなっておりますので、その辺、じっくり踏まえて、十分検討しながら、予算として提案していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 現状はそうだろうと思います。要するに、折角、認定されております町道について、あくまでも事業推進を早くやっていくというのが、私は現状ではないだろうかと思います。そして、「ああ、なるほど町道だな」というようなお互いの町民が認識できるような町道であってほしいというのが、町の指針ではないだろうかと思います。

部落道にいたしましても、それなりの補助が出ております。5割補助という事業がございます。そういう面で、位置付けの中で、地域の助け合いの中でやっていくというのも、一つの方策であるという気がいたします。そこらあたりはちゃんと噛みしめて、事業推進すべきところは早めに小さい規模でありますけれども、この予算の中で、早期に計画を立ててやっていくというのが、まず、優先順位ではないだろうかと、私はそう思います。

そこらあたりも、折角でございますので、建設課長、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、おっしゃるとおりだと思います。合わせて、男原2号線の件で、ちょっとうちの方が陳情等もありまして、現況調査を行った結果を若干説明させていただきたいと思っております。

たまたま陳情が出まして、この道路現況で確認にまいりました。現状としては、舗装になっているものですから、てっきり、ここは町道じゃなかったろうかというような状況がありましたけど、これが、農道でもありませんでした。今現在、この道路は里道としての位置付けにしかありませんでした。

現状としまして、先ほども13番議員のおっしゃいましたとおり、原材料支給とかの内容については、あくまでも町道認定路線である、それから、5割補助につき

ましては、農道、林道というような位置付けで、現在行っておりますけど、たまたまこの路線が里道として、今まで現在残っていたというのについては、若干の疑問視もありましたので、あえて、このあたりをご説明させていただきたいと思えます。

それから、12番議員おっしゃいましたとおり、その分については、十分、今後そこを視点を置いて、進めていきたいというふうを考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 町道関係ですので、他の町道についてお尋ねいたしますが、天神～前原線は測量まで進んでおりますね。そして、その高根切橋、そこまでやってから、あっちをやるという話は聞いておりますが、大体計画はありますか。私どもがやっぱり地元の陳情で、前町長の今村町長の時でございますけれども。そして、測量までしておるが、道は必ずできますか。私は言われていますよ、そういう嘘ばかり、あんたは、信用できませんで、議員には出たがるが、こういう言葉でございます。私は、一生懸命にやっているつもりではございますが、なかなか町がつくってくれんなら、次期は出られません。もう私も年ですから。絶対できあがって、議員を辞める気持ちでございますが、いろんなことを聞いていただければ、すばっと辞めます。本当にやる気があるかないか、できんならできん、何でできんか、私は部落の皆さんに言わなければならない義務がございます。今まで設計してからできていない道がどの程度ございますか。お知らせいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応、設計してできていない道は、ちょっと私の方も確認しておりません。大体、順序として、事業推進に当たりましては、まず、計画が上がったのが設計、それから実施というふうに上がってきておりますので、たまたまあえて申しますならば、南片山線の方が設計が上がって、これが6年の年月を経まして、今回、やっと着手したような状況にあります。そのあたりも踏まえまして、あくまでも、今おっしゃいました天神～前原線、これについては、事業の中で、年度計画ですと現在、まだ、今進めている状況でございますので、そのあたりについては、今後、これからどちらから先とかというようなのは、その地域の实情に応じて進めてまいりたいというふうには考えております。

そのあたりで、これをうち切ったとか、どうのこうのというのは、今、ありません、私の手元ではですね。一応、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 理解ができませんね。なぜならば、町長も替わります。議員も替わります。また、課長さんあたりもずっと替わっていく中で、私が前町長にお願いしたのは、あそこは危機管理道路でつくると、町長は私が言う前に言ってくれたような気持ちがありますね。それがだんだん替わって、やはり、親方が替わっていけば、替わった人がこうしていきなされる。だから、つくるか、つくらんかということですよ。問題は。私は帰ってから言わんと、また初寄りがあります。「あんたばかりは嘘言うやつでどんこんできん」もう悪く言われているのは何でも、聞き流しきるけど、私どもはやっぱり地元、町発展のために出ているのは事実でございます。そこら辺をはっきりとある程度してもらわんと、高根切が終わったら、こっちをしますということは、課長さんからも聞いております。だから、この中身だけはしっかり、なるべく何も言わんで、去っていこうと思いますけど、やっぱり何か、すっきりしないと、あの世に私も行けませんので、ご協力をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 済みません、はっきり申し上げまして、私の方の地域自立促進計画表の中でも、平成17年から21年の中でも天神～前原線うたっております。それから、基本計画の中でも16年から20年の中に天神～前原線というものは入っておりますので、今の計画の中で、これをしませんというような状況じゃなく、ただ、現状として、建設課に与えられた予算、この予算の中でやっていくものですから、一応、計画に基づいて、ずっとうちの方も進めております。一応、期間中には状況推進として残しておりますので、それは進めてまいりたいと思いますし、それを、変えるということになると、私の方からの答弁はちょっとできませんので、一応、参考までに、事業計画の中には入っておりますし、これについては、私どもも強力的に予算推進につきましては、財政課に予算の要求等はずっと行ってきておりますので、そのあたりでご理解いただきたいということで、申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 現場に行ってみていますか。あそこの手前に舗装をするはずで、大体予算があったんですよ。ところが、どうせ、橋を架けて、あそこは埋立になるからということで、よそに予算も送ったような気持ちがあります。そういうことで、やるということがわかっていれば、初寄りで立派な、また皆さんに言わないと、嘘の英範では私は死にはできませんというのが、私の気持ちでございます。よ

ろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 済みません、説明不足だったかと思います。確かに、その現場も確認しておりますし、おっしゃるように、河川に付随する橋もカルバートボックスをつないでということであっておりますので、それについても、うちの方で検討しております。ここが砂防地域の指定を受けておまして、カルバートボックスでの施工については、県の方と協議した結果、もう一度見直しという話がありますので、その部分が若干事業的には遅れているかと思っております。あそこは、カルバートボックスとかというような橋のつくりじゃなく、砂防河川のためにするならば、はっきりと橋りょうが必要であるというような結論に達しておりますので、そのあたりで、現在、協議しているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 危機管理道路というやつは、忘れんでおってください。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 最後に1点だけお伺いします。と同時に、町長に知恵をお借りしたいんですけども、町道認定があるたびに、そんなにはなかったんですけども、地域に帰った時に、どうして町道認定、どの地域のあの道になるんですかというふうな尋ねられ方をされます、地域に帰った時に。今回の場合も、例えば、私の住んでいる色見地域は、町道認定する際に、1本の町道を廃止して、新たにしていたという経緯がございますし、その時の執行部からの提案で、将来的に、利用価値の少ない町道については、廃止の方向で行くと、そういった部分で、地域内でどれを町道として残すか、そして、どれを町道として認定してもらうために廃止するのかという部分を話し合った上で、町道認定については行うということで、執行部からの説明がありましたので、地域でそういう旨の説明をして、やっと了解をいただいた上で、新たな町道廃止をして、認定をしたという経緯がございます。

当然、今回の場合も、町道認定というのが上がってまいりますので、どの路線をじゃあ、その地域が廃止するという、そういう大きな基本としての部分ですね、そういう部分をされたんですかという、多分、聞かれ方をされますし、以前もされましたので、どう答えたがいいのかを、町長の考えをそのまま地域に持って帰って説明したいと思いますので、町道認定に際して、判断基準が常に変わるのではなくて、以前、そういった経緯で廃止をしたという路線がございますし、認定したということがございますので、合わせて、認定廃止についての考え方をお聞きして、終

わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんがおっしゃいますように、本当に町道廃止というのは、大変、地域の議員の先生方としては、大変ご苦勞があったんだろうなと、そのように、今想像したところでございます。

前の執行部の方々がどのような説明のもとに認定廃止をされたというのは、私もそれに参加しておりませんから、わかりませんが、私自身は、やはり、廃止というのなかなか大変な、認定以上に廃止というのはご苦勞があるんだろうなと、そのように想像いたしております。今回は、路線名と少し若干、起点が2カ所になったとかということで、変わっております、廃止した部分は廃止の路線名だけ廃止になったような形になっておりますけれども、やはり、できるものなら、先ほど申しましたように、高齢者、いろんな福祉問題から考えますと、なかなか廃止というのは、大変だろうと、ただただ、その時の6番議員さんのご苦勞に頭を下げるということでございます。説明なされますならば、町長はようやられるばいたと言うてもらっておくとえらいありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長の方から発言の申し出がっておりますので、これを許します。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 先ほど、野中議員の方から舗装率のお尋ねの件ですが、一応、簡易舗装を含んで、93.7%の舗装率です。以上です。

-----○-----

議案第74号 土地改良事業の施行について

○議長（相馬俊行君） 議案第74号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、12番 三森でございます。

議案第74号について、一言、お礼と意見を述べさせていただきます。この事業につきましても、内山地域と言いますか、農業用水等の電気料節減ということで、以前、県の方へ陳情いたしまして、いろいろとお願いをした経緯の中で、今日の提案になってきたところでございます。

この提案の中で、本当に国・県の事業としてやっていただくということに対しましては、大変ありがたく、また感謝しているところでございますし、また、本提案の中に、一応、農業用水事業でございまして、団体営の内山地区基盤整備促進事業ということでなっております。この中で、一応、私がお聞きしたいことは、町費30%となっております。一応、金額にいたしまして、5,550万円ということになっております。この町費という部分の中身、どういうことであるのか、これは私からお聞きするのも大変僭越ではございますけれども、一応、念のためにお聞きをいたしたいと思っておりますので、その点、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一般財源の5,550万円の内容ですが、基本的には、基金繰入的な内容で、農業用水供給事業代表者会議の中で、一応お願いしております。この金額につきましても、当然、町あたりとの絡みもありますので、この内訳については、今後、財政あたりと十分協議を重ねて、そして、結論に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） これにつきましては、一応、基金の方からというような答弁

のようでございます。考えてみますと、内山地区という農業用水という位置付けでありますならば、農業用水基金というものがございます。その中で、当然するべきではないかというような気もいたします。しかしながら、この事業につきましては、町長も以前から申されております。あくまでも、町の市街化地域の環境水、あるいは、防火用水等々の内山水系の水利用ということで、大変市街地に貢献しているのも事実でございます。そういう意味合いにおきまして、少しでも少ない経費の中で、水を供給したいという考えのもとで、町としても大いにやっつけようという意気込みの中で、この事業が成り立ってきたところも事実でございます。

そういうところにおきまして、私も代表者会の役員をしておりますので、そういうことを踏まえて、今後、お願いいたしておきたいことは、あくまでも防火用水的、あるいは環境水的、また、基本は農業用水事業の中での基盤整備事業ということにはわかりはございません。そういうことで、大いに町としての利用価値というものが当然あるのではないだろうという気がするわけでございます。

そういう面におきましては、町の参入というものが不可欠ではなかろうかという気がするわけでございます。予算措置として、町ありきでやっていくのが当然ではなかろうか、その後押しとして、農業用水としてもやっていきたいという気が当然するわけでございます。そういう面におきまして、町長としてのご意見をまず、お聞きいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、内山ため池の件かと思いますが、農業用水供給事業代表者ということで、今、三森議員さんが会長をなされておられます。今、三森議員さんの方からお話がありましたように、数年前に金利が低金利ということで大変ご苦労があり、前草村県議さんのもとに全員で陳情に行ったような記憶がいたしますし、また、その中でもいかに今、農業用水を守るか、また、皆様方のお助けができるかということで、いろんな案を考えたすえ、今回の内山ため池の新設ではなかろうかなと、そのように思っております。

その中にも、いろんな13番議員さんの案が出ていたり、いろんなことを見てきましたけども、本当に雨水を利用すると、本当にすばらしい考え方、今頃、改めて、ため池をつくるとは何事だという人もおるかもしれませんけども、一つのこの経済効果、波及効果、今、三森議員さんがおっしゃいましたように、地域の環境保全、また衛生、また防火、本当にすばらしい考え方のもとに計画なされたものと、そのように思っております。

ただ、負担金につきまして、もちろん経済的なものが絡んでいるわけですから、負担金につきましては、今、ここに町費と書いてございます。いろんな話を総合いたしますと、やはり、農業用水供給事業組合の方からの負担金でということで、代表者の方々とは煮詰めてあるようにお聞きしております。

その中で、この前、ここ10日ぐらい前に、三森議員さんをはじめとする陳情がございました。そのことにつきましても、今申しましたように、防火環境、町の全体的な衛生、そして今は町中にも浄化槽というのが大変普及してまいりまして、本当に水路につきましては、ご苦労がっているものと、そのように思っております。

できる限り、今後も農業用水供給事業の皆様方とよくご相談申し上げながら、私どもの町単独で、応援ができる範囲内で、精一杯努力してまいろうと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

その件につきましては、町長のご配慮を特にお願いするわけでございます。と申しますのも、ただいま、町長の方からも少し触れていただきました。農業用水というものは、市街地の十文字に側溝的な見地に入っております。この側溝感覚の排水と、これが、今、要するに浄化槽普及ということで、大変水も以前よりも生活排水等々がきれいになっているのも事実でございます。しかしながら、今なおもって、生活排水も流されておるといのが現実でございます。

農業用水は、それに伴って、どちらが農業用水路を利用しているのか、計り知れない、結果的に申しますと、農業用水排水ではなくして、生活排水のための用水路のように見受けられるというのが、今の農業用水の事情です。市街地の中を東から西の方に流れております用水路と申しますのは、ほとんど農業用水の用水路でございます。これにつきましては、昭和33年土地改良事業組合をつくって、資金を借りて事業を興し、そして、用水路整備をした経緯もございます。

そういう中で、今現在、浄化槽の新設につきましても、組合の方に印鑑をいただきにこられておる状況でございます。そこらあたりが、なかなか行政としても、また、職員の皆さん方におかれても、わかっておらないというのが、現実ではなかろうかというようなことでございます。それほど、農業用水と、ただ、それだけと言われると非常に農業用水水利組合としても、大変苦慮があるということでございます。

ですからして、あくまでも、農業用水事業に町も参加し、一緒になって、経費節減のために努力をするという位置付けの中で、この内山地区の基盤整備促進事業というものを立ち上げていただいたものと、私どもは感じておったところでございますけれども、いよいよ立ち上がってみますと、中身が全然違うということで、大変先輩の農業者代表者会の中でも、いろいろな意見が出てきたところでございます。そういうところも勘案されまして、一応、今日の議会の中で、いろいろと意見も出ますけれども、これがスムーズな中にいい方向で、できますことであれば、農業用水関係者とも、また、代表者会としても、いろいろな話し合いの中で進めていきたいというような気がするわけでございますので、その点、今一度、町長の方からご意見等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、12番議員さんがおっしゃいましたように、今後も十分、内山ため池、ただ農業用水のみじゃなく、いかにそのため池が私どもの市街地に影響を与え、メリットを受けているかということでございますから、今後、十分検討なしながら、また、会長とも打ち合わせながら、進めてまいろうと思っておるところでございます。

よろしくご協力いただきますように、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

私は、この事業そのものに反対するわけではございませんけれども、内容、これは、全く地元負担がゼロということでございますが、この算定に当たって、そこらあたり、地元負担がゼロになったという根拠、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 地元負担ゼロとこちらの方で上げておりますが、町費負担の中で、基金運用というのがありますので、その分は、受益者的な要素があるということで、お含み置きいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 確かに、基金がありますので、その中から一部負担するということであるならば、納得ができるわけでございますけれども、先に、道路関係の中で、13番議員さんが言われましたように、山東部、税収も全くないというようなところは、もう少し事業を落としたらどうかという意見もございました。私どもの

地域は全く畑作地帯です。それで、昔から全く何の恩典もない。すべてを色見も同じですけれども、自分達で努力しなければ生きていけない地域でございます。

やっぱり、私達、いつも思っていたわけですがけれども、水田地帯は、税金も払っておりますけれども、あらゆる保護が重なってきておるわけです。こういった事業が、今後、やっぱり国・県の事業が出てきて、そして、畑作地帯をもっと活かす事業がないのか、そういうものも我々は考えるところでございます。そうしない限り、もう畑作地帯、今年もテレビ等でありますように、作ったものをトラクターですきこまなければならないような状況下にあるわけですよ。ただ、水田地帯が、私は、このゼロというのを見て、これだけ優遇されるのかと思ったわけですがけれども、基金の中からそういうことであるならば、納得がいくわけでございますけれども、今後、農業問題につきましても、やっぱり山東部でも生きられるような、道筋がほしいなど、常に考えておるところでございますので、そこ辺は執行部でも、また農林課でも真剣に考えていただいて、山東部で農業で生きられる道筋を模索していただきたいと強く要望して、答えは要りません。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

団体営の内山地区の基盤整備促進事業計画ということで、事業計画の目的が記されております。それを読みますと、大体一番気になることは、ポンプの稼働率を軽減して、やはり、今、農業用水の給水に係る電気料をいかに下げていくかということ、それを解決しようということが伺えるわけでございます。

ただ、先ほど、町長の方からも言われました、以前、私が水資源対策課の方に提出をいたしました農業用水供給に係るコストの軽減対策ということで、ある程度の私案を出させていただいております。それにも、実際、高森峠の中腹に1万トン程度のため池が必要になってくる計画でありました。それは、雨水はほんの少々、沢の水を少々、それに大半は湧水トンネルから湧水する水をそこに供給するというものでありました。そうすると、莫大な電気料がかかるのじゃないかということで、なかなか皆さん、二の足を踏まれますが、ただ、その後の施設についての説明を私はもう少し慎重に聞いていただきかけたなと思うのは、やはり、ある程度の落差ができる地点に1万トンのため池をつくっていただくことで、そこから、結果的に、水が同じ湧水トンネルから出るのであるならば、簡易水道で使っている水も一緒、農業用水の水も一緒であると、そうすれば、やはり、1万トンのため池に落とす水をオーバーフローさせて、2,000トンタンクに落としますと、そして、そ

の落とす際に、落差高で発電をして、電気代を浮かせますと、そして、24時間体制で2,000トンタンクに落としますから、当然、生活で使う水もムラがございます。朝昼晩と、その間の時間帯には、当然、水もオーバーフローしますから、それを坊ヶ平のため池に落としますと、そうすると、また、落とすことによって、落差が生じ、電気の発電ができますと、そして、坊ヶ平の水も24時間体制で水を入れますから、町内にオーバーフローした水が配水されると、そうすると、町内の環境問題もクリアされるでしょうという形での私は、私案であったと思います。

今回の計画は、明らかに湧水トンネルの水はあてにしないで、高森峠に降り注ぐ雨水と沢の水の一部を入れるということですが、私は、水田農家の方達、これは、野菜農家の方達も含めて、今の農業に従事する人達が全部考えておる関心事でございますが、農作物についての、やはり環境管理について消費者からの非常な厳しい注文が増してきたということ、それは、その農作物について、どういう環境でその作物を生産されているのか、どういう肥料を使って、どういう農薬を使って、何回使って、何回肥料を施して、その農作物ができるのかということに対して、消費者が関心を持ち始めて、それに応えるように、厚生労働省が法律を整備されてきたということですね。そうした時に、今は、現時点、水田をされている皆さん方は、湧水トンネルのきれいな水を使っていらっしゃる。そうした時に、じゃあ、高森峠に降り注いだ水が、道路を介して、ため池に入る、そうすると、皆さん方、ご存じのとおり、道路には車が走った後のオイルとか、タイヤが摩耗したゴム屑とかが入る、そうすることによって、油が混入してくるわけですが、そのような水を今まできれいな水で田を作っていた人達が、油が混ざるような水で田を作るということに対して、違和感が生じないのかどうかということも、私は、そういうことを確認されたのかどうかも、私はお聞きしたいと思います。

確かに、ため池をつくる際に、濾過装置もつくられると思いますよ。こされるような、何か、沈殿槽みたいなのを第1次槽でつくられて、第2次槽でとされる思うんですが、そうすれば、特に、また、その第1次槽の清掃管理についての管理費は、今後どういう形で計上されていくのか、今回、町費について、30%、大体国庫補助がある場合については、国が50%ないし55%、60%、見る時には残金については、県と町で折半だったり、県の出したやつのは半分は町が出して、そして、残りを受業者が負担したりということが、大体国庫補助の姿であると思います。

ですから、今回、地元負担金ゼロと書かれているのは、これは間違いであって、

本来、地元負担金というものは、15%生じておる、それを実際、地元の皆さん方に負担がないように見せるんじゃないかな。そして、基金を使うと、基金というのは、結果的に、農業用水受益者の皆さん方の権利のある基金でございますから、その基金から拠出することによって、個人負担を賄ったという形に、通常は、帳面じりを合わせてしまったんじゃないかなというふうにも私はとらえるわけですが、それもすべて含めて、その点について、確認事項、それぞれあると思います。ただ、地元負担金ゼロについても、この考え方、説明を受ければ、そういうものかなと思いますが、私どもが聞いたところでは、受益者負担はあるものだと思っております。その点についても、合わせて、担当の方のご説明をよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、13番議員がおっしゃいますように、濾過器設置については、そのあたりは、十分、検討していく内容だというふうにも私も感じております。

それから、議案に添付しました事業内容の中で、確かに、地元負担金ゼロというふうな、この表につきましても、私としましても、そのあたりについて、配慮が足りなかったというふうに感じております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

ですから、地元の説明会、受益者に説明会されたということも、私は、参加された皆さん方からお話は伺いました。その際、こういう事業があるということで、私の方にもお話があった、その際に、私が申し上げたのは、本来、私は、12年度だったですかね、以前に、高森町に対して、農業用水を半永久的、または永久的に、コストをほとんどなくす形ですることということで、試算をした計画がありましたと、その計画については、3案ありまして、その内容は、それぞれリスクをからったり、メリットがあったりということで、それは町担当、または受益者の皆さん方が考えなければならないことではありますが、私なりに考えたのは、先ほど申し上げたように、高森峠中腹に1万トンタンクを設置し、そこに湧水トンネルから湧水する水をポンプアップすることが、私は将来的には一番いいのかと、そうすることによって、今回、この事業においても、ポンプの稼働率を軽減するというございですが、残念なことに、村山地区にある、もしかしたら、師走ヶ水の農業用水のため池、または村山のお宮の上にあります農業用水のため池等については、レベル

的に、私は、連通管現象によって、自然給水はできないものだと、送水はできないものだというふうに、私は考えております。

私が言った、その計画というものは、高森峠の中腹につくることによって、そこから連通管現象をすれば、現在、農業用水の供給を受けていらっしゃる農家の皆さん方には、すべて電気を使用しないで、そのため池から永久的に水が流されるということ、そして、オーバーフローした水はすべて、最終的には、高森の町内に流れていくということ、そうすることが、高森町内の環境面の問題解決にもつながるし、また、当時、水が枯れたことによって、途絶えた水文化というものが、再度、生まれてくるということであるというふうに、私は位置付けをしておりました。

残念なことに、今回、ため池はつくるけども、2,000トンタンクよりもレベルは若干下ぐらいになる。環境省の問題も確かにあると思いますよ。しかしながら、高森町の行く末を考えて、高森町の住環境を考えた時に、私は、財政も踏まえて考えれば、折角、基金があるならば、その基金をこういう形で小分け的に地元負担で出させてするよりも、一気に使って、ある程度の事業費の負担分を出して、思いつき、将来的に対して、負担がないような、そして、一方では、町の環境も良くなるような事業展開を私はしてほしかったと思います。

1億8,000万円の事業、確かに、大きな事業ではありますが、私は、これによって、恩恵を受ける皆さん方というのは、もしかしたら、これに携わる土建屋の皆さんぐらいじゃないかなと、私は思っております。最終的には、農家の皆さん達は、泥を排出したり、管理したりする費用が生じてきて、負担にあえぐのじゃないかなと思います。

そうすることがないように、私は、以前、平成13年度ぐらいに、そういう試算を出したんですが、俗に言うお蔵入り、棚の奥にしまわれておるといふ、非常に残念です。町長になれば、自分の思いついたことが、こういう形で役場の中で形化されてくる、私達のように、議員を何期もやっている人間は、その経験を生かして出してきても、ぼっと出てきて、4年ぐらいの町長に、その企画はつぶされて、このように、1万トンタンクを簡単につくろうなんていう計画を受益者の皆さん方に説明する、もう少し町内の環境面についても考えていただきたいと思うんですよ。雨降りに降った雨水を1万トンタンクに溜めれば、雨降りに町内に水は流れなくなる、今までは、雨降りに高森峠の水が流れることによって、高森の町内に濁っていた水がその時に下流域に流されていって、雨が降った後は、町内はすっきりしていたんですよ。それが溜められることによって、ちよろちよろしか流れなくなっ

まうと、結果的には、町内はどうかということですが。

夕べ、町内のある飲食店に行きましたけれども、外で出た途端に、消毒薬の臭いがものすごかったんです。どこから臭ってくるかわかりません。側溝からだと思うんですよ。もう臭いがよどんでいるんです、そのあたりいっぱい。これはたまりませんよ。飲食店の周りで、こういう臭いがするんですから。商売が成り立つはずがない。

合併浄化槽が増えていると言われる。合併浄化槽が増えているのは、確かに、補助事業が今は存在していますから、その補助事業によって、新規の合併浄化槽設置は増えております。合併浄化槽補助事業によってつくられる方達は、確かに、補助事業申請の中に、管理点検という欄がありますから、管理点検のところに、業者の管理点検する業者の印鑑をつけて提出しますから、設置した後は、法的にちゃんと管理点検をし、ちゃんと法律に沿った法律の規制どおりの排水の、要するに、排水ができるように、毎月なり、2カ月に1遍なり、その機械の点検をされますから、きれいな水を流されている、ところが、そういう補助事業が発生する以前につくられた方達がどれだけ点検をされているのか、昔どおりに分離の浄化槽、3次処理の浄化槽をしている方達は、生活排水はそのまま流されているんですよ。だからこそ、農業用水の必要性、やっぱりこの水の大事さというのは、町内にとっては、やっぱり住環境の面からすれば、大切なものがあるんですよ。だから、三森議員が言われるように、上の方にこういうふうにタンクをつくって、つくられるのはいいことだと言われる、それは確かにわかるんですが、私はこれでは中途半端だと言っているんですよ。その点について、町長、あなたは私の案についてご存じでしたが、いかがでございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員さんがおっしゃいましたとおり、私が今、申しましたのは、13番議員さんの一つの発案をもとにして、どうやって、今、この経済的なもの、基金をいただいておりますが、その基金が0.2%の金利でどうやって、この電気料、年に1,200万円ほどかかります。それを補うかということが、一番のポイントだったろうと、そのように、私は思っております。そのポイントを見ながら、佐伯議員さんが今おっしゃいましたように、こういう案はどうだろうか、ちょっと発電所を起こすのはなかなか難しい部分があるかと思いますが、今、雨水という話が出ましたけれども、できる限り、それは道路の水とか、そういう意味じゃなくて、千本桜に降った水を集め、それを入れようという計画のよ

うになっております。これも農家の地域の経済的な負担を軽減するための策として、今出た案でございます。なかなかもう少し上と言いますと、なかなか環境省、いろんな諸問題がいっぱいございまして、まだまだ緩和されたというものの、なかなか難しいものがございます。なかなか勝手に切りいれたり、掘ったりというのは、なかなか難しい部分がございます。今、2,000トンタンクから約5メートルぐらい下のグランドゴルフ場になっている部分に計画をされていると思っておりますが、あれであれば、十分、村山地域にも水が供給ができるという計画に、今回はなっている、そのように思っております。

ただ、今、経済的には今後どのような国の方針、国がどのような、また、経済面の景気が良くなったといいますが、あまりにも地域格差といいますが、都会と地方の差がありすぎて、なかなか景気が良くなったというのが、実感に私どもが受け入れられないのが現状でございます。上の方では、大きな法人とか、いろんな会社等については、すばらしい経済的な利益を上げておられますけれども、なかなか地方におきましては、そういう面に関しましては、大変、まだまだ景気が良くなったという部分はございません。感じません。また、その感じない分、経済的な負担が少なくなるような、今回の計画だろうと思っております。

基本は、13番議員さんのお話のもとにそういう計画だということであります。もちろん、1カ所に上げて、2つのポンプで別所池から今、送っているわけですが、まだまだその分に関しましても、電気料等の不足があると、そのように思っております。

もちろん、地元負担ということも、先ほど、課長から申し上げましたが、これ、本当に地域の皆様方の負担でございまして、本当に、その分に関しまして、何らかの形で行政として応援ができるものということ、12番議員さんにお答えをしたつもりでございますので、どうか、ご理解をいただきますように、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 地元負担がゼロ円というのは、これは元々存在しないことで、やっぱり正直に、地元負担は地元負担として書くべきであったと思います。農業用水基金を使うということであれば、これは、町が管理する予算で管理する基金です。しかし、実際の権利というのは、農業用水、受益者の皆さん方に補償されている基金でありますので、私は、その基金を使うということになれば、地元負担金はいくらですよということを正確に、私は書いて出すべきであったと思います。こ

ういうふうに書くと、町がみてくれるんだらうということで、地元の皆さん方は、関係者の皆さん方は、ある程度のリスクは目をつぶりますよ。ある程度の問題点は目をつぶりますよ。こういう書き方をすれば。地元負担がないんで、つくってくれるんだから、ある程度のところは目をつぶろうとなる。しかしながら、地元負担金が発生する、基金を崩しますということになってくると、受益者の皆さん方から出てくる意見は違ってくるんですよ。それをこのペン先によって、あなた達は操作をされたんです。もう一度、これは、受益者の皆さん方に説明してからじゃないと、この案については、私は議会としては、私個人としては、通すことはおそらく不可能じゃないかなと思います。元々の説明が間違っているんだから。工事の内容はそのままかもしれませんよ。しかしながら、一番最初の費用の面が説明が違っているならば、やはり、そこあたりについては、もう一度、説明をし直して、あなた達は提案すべきことですよ。

それから、私が言った、出した私案について、参考にさせていただいたということで、大変ありがたいことでございます。しかしながら、残念なことに、発電所をつくるんじゃないんですね。タービンを回して、発電をさせるということです。今は、軽量化されておりますから、送水管の中にタービンを設置して、そこで発電をするということも十分可能だそうです。また、今回、城山の2,000トンタンクの横にため池をつくることによって、村山地区の方の農業用水のため池にも水が入るということでございますが、おそらく、かなり厳しいんじゃないかなと思います。うちの豚舎が村山のため池の下にございまして、そこで、朝晩、豚に水をやりますが、かなりの圧が低下をいたしております。その水は、村山のキャンプ場にあるタンクから大体下りてくる水で、あの村山のタンクには、どういうふうにして、水が入ってくるかと言いますと、あそこは連通管では上がってきません。ポンプアップで、あそこには確か上がってきていると私は思います。

ですから、当然、あそこまで水を上げるのにポンプアップをしているということは、村山のお宮の上にあるため池は当然、あそこよりも高いですから、自然に水が上がっていくということは、私は不可能であると思います。その点についても、十分、あなた達は計画を見直しをされて、この件については、熟知をされる必要が、私はあると思います。

そして、最後に、もう答弁はよろしいですが、最後に、誤解が生じておったようですので、一応、報告をいたしますが、前回の町道の時に、私は70%の税収を、この谷内でと申しました。山東部の方からは、税金を納めていないというような

らえ方をされておりましたが、私は70%ですから、当然、税金は100%ですので、残り率の30%は山東部の方で納められておるという認識は持っております。ですから、税金を納めていない山東部には、仕事はするなどは申し上げておりません。今後、十分に慎重に事業は展開をしていただきたいと。厳しい財政の中だからこそ、慎重に慎重に、私は、財政運用はやっていただきたいと、そのように申し上げたつもりでございます。山東部の方もちゃんと税金を納めている方達はいらっしゃいますし、一生懸命町のことを考えている方もいらっしゃいますので、その方達の気持ちを私は踏みにじっておるつもりはございません。そういう誤解がつつい町内に広まって、私に対する悪評が出てくるわけでありますので、皆さん方、耳の穴は十分掃除をされて、本当の意見を聞かれるように、よろしく願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

まだたくさんありますので、休憩したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、これより休憩とします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第75号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について

○議長（相馬俊行君） 議案第75号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

指定管理者の推進、また、指定管理者に移行するという事業は、各自治体がそれぞれ地域の発展のために、つくられました様々な施設において、自治体経営ではなく、民間の力を借りて、どうにか、その目的のために、施設の経営を成り立たせようということで行われているようでございます。

この指定管理者なんですけれども、皆さん、ご存じのとおり、これには、私どもが所属する団体も応募をいたしまして、残念ながら、審査に漏れたわけですが、まず、お伺いしたいのは、指定管理者の指定管理費、以前に、管理費の金額が出ておまして、396万7,000円という金額で出ておりました。その内で管理を請け負う業者があるかないかということでした。ですから、当然、その内で私どもも収支計算をいたしまして出しました。お伺いをしたいのは、審査員さん達の審査の内容というものは、大体それぞれ皆さん方、審査の仕方というものは違っておったと思いますけれども、金額だけではなくて、経営の内容、目的等もさることながら、様々な面において、このアグリセンターの今後を考えられての審査であったかなと思いますけれども、金額の推移ですね、管理費の推移については、どのような計画でなされておったのか。

それと、あと、以前、温泉館の指定管理者の際に言われました個人というよりも団体の方がよるしいということでしたが、その1つの理由として、やはり、施設というものが利益を得るばかりではなくて、中には、赤字を生じる場合が出てくるだろうということで、その赤字が出た場合の損益の分配の比率あたりも1つの審査の対象であるというふうに伺っておりましたが、損失が出た場合の、その損失の補てんの内容は、どのようにされていらっしゃるのか、まずは、そのあたりをお伺いをいたしたいと思います。どなたでしょうか。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○アグリセンター長（廣木富八君） それでは、お答えいたします。

指定管理者の募集をしまして、それに伴いまして、申請書が3つの組合より出て

おります。管理費の推移ということですが、基本的には、どの組合もこの19年度から22年度にわたりまして、1年1年の計算はしております。ただ、内容的には、3つとも特色ある内容でございました。

それから、損益分配の内容ということですが、基本的に、指定管理者に出す場合、応募要項並びに仕様書で基本的には基準額内で受けてくれと、これはもう、要は、約束事ですので、当然、各組合で責任をとりきるところで、申請が上ってきたものと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 任せればいいというものではなくして、任せるからには、その施設で利益を上げていただくというのが、私達の1つのねらいであると思います。利益を上げていただくということは、すなわち、その施設がちゃんとその地域のために活動をして、その施設の目的である、その施設の有機質の農業推進、有機による農業推進並びに畜産農家の廃棄物処理に寄与をするということであるというふうに考えております。

ですから、町から396万7,000円、債務負担行為が出されておりますけれども、その内であれば、町としても大変助かると、それ以上であるならば、当然、議会の議決をその金額に要しておりますから、それ以上の方には、指定管理をお任せするわけにはいかないということで、論外の形になってくるものだというふうに思っておりますが、私どもが参考的に資料を出しておりますが、私が出した資料と申しますのは、大体381万1,000円程度であるだろうということで、私は出させていただきました。これについても、非常に私は頭を悩ませました。なぜかと申しますと、本来、アグリセンターの設立の目的ですね、というものが、設置の中でありまして、町の条例でもありますが、有機農業推進施設条例ということで、畜産農家及び耕種農家が自然の循環型農業確立を図るために、有機農業推進の拠点を置く施設として、今回のアグリセンターをつくるんですよということであったということです。

ですから、その目的を私達は達成するためには、どういう活動をこの施設でしなければならないのかということに対して、私は非常に頭を悩ませておったわけでございます。アグリセンターの方から参考資料をいただきまして、年間の堆肥の販売額、また、様々な活動をされることによつての収入の金額、それとは別に、そのアグリセンターによつて生じる経費、それがどうであるのかということをやはり、年

間を通じて、月々ごとに分析をさせていただいて、そして、どうにかこうにか、内部留保をしながらやっていけばできるであろうという金額が、私としては38万1,000円であったわけですね。

ですから、私は、自信を持っております。ですから、今回、上げていらっしゃる方は、まだそれ以上のことでございますから、大丈夫であると思っておりますけれども、私としては、その施設がこの高森町の有機農業推進施設の設置の目的に達するようになんばっていただきたいというふうに希望を持っておりますが、何で私が収支で一番苦慮したかというのは、現在、アグリセンターは、堆肥の販売と受託作業、それに牧草乾燥とわらの乾燥を販売されていらっしゃいます。それが収益の中に入って、そして、あと1つ、支援企業から有機農業推進支援金という形で、1回いくらかのお金が収益として入ってきております。

本来、この有機農業推進施設の設置条例にある設置の目的を純粹に守っていこうとすれば、受託作業、要するに、畑を深耕したり、農家の皆さん方の耕種管理の受託をすることについては、有機農業施設の目的には合致するわけでありますが、また、畜産農家から出てくる元肥を堆肥化して、それを農家に還元するというのも目的に合致するわけでありますが、牧草乾燥とわら乾燥については、有機農業推進施設の目的には、私としては、そうは合致しないものだというふうな認識がありましたから、この件については、非常な私としても、葛藤、要するに、頭の中で苦慮することがありました。

しかしながら、現状においては、今までいらっしゃる従業員の皆さん方、管理者の皆さん達が一生懸命、アグリセンターの経営の向上を図っている活動でありますから、その事業については、差詰め、存続はやむを得ないだろうと思えます。しかしながら、将来的には、やっぱり本来の目的である有機農業推進施設としての活動が本当の姿である、それにいつかは戻していかなければならないという目的から、計画を立てさせていただいたわけでございますが、どういうわけか、こういう結果になったわけですね。ですから、おそらく、私達が立てた計画よりも、まだ審査員の方達からは評価を得られるであろう計画が、この方からは上がっていたものだというふうに、私は思っております。

ですから、その計画が、生産品売り払い収入についてと、農業機械の使用料について、どのような計画が将来においてなされておったのかということ、それと、私は、今回の募集要項の中で、現在、アグリセンターで勤務していらっしゃる従業員の皆さん方を、要するに、この機械の使用についても、また、受託作業について

も、熟知をしておるから、雇用を再度、継続されるように、努力をしてくださいということでもございましたので、当然、その方達の人件費の経費も計上をさせていただきましたが、そのあたりについて、どのような計画がなされておったのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○アグリセンター長（廣木富八君） 受託作業部門、並びに生産品販売部門の今後のような計画がなされていたかということですが、先ほど来、申し上げましたように、この3つの組合、個々、目標に沿った形で計画書も出ております。また、個々に魅力ある計画もなされております。

今回、平成肉用牛生産組合が指定管理者の指定ということで、提案させていただいておりますが、要は、平成肉用牛生産組合につきましては、平成13年度地域改善対策事業によりまして、農作業の機械を購入しております。これにつきましては、トラクターからペーラー、レーキー、マイナスペッター、基本的には、そのような機械がありますし、そのような機械も今後、活用して、基本的に、今、河原の方に施設がございますので、なかなか細かいところに対応できない部分もありますので、そういう部分については、待ち受け基地をつくって、そういう中継基地をつくってやりたいと、そのような計画がなされております。

作業受託につきましては、これは、13番議員さん、アグリセンターの内容については詳しくございますので、正直申し上げまして、建設当時から受託面積については、減ってきております。これは、要は、今の農家経営の内容、受託関係の機械は、畑作関係の機械がほとんどですので、ましてや、一番お金になります休閒耕の深耕プラウ、これは、キャベツ、大根の畑が主ですので、これについては、経営がなかなか農家も思わしくないということで、減ってきております。

ただ、私どもの考え方としましては、この面積につきましては、現時点では、限られておりますが、要は、移動面積等を考えますと、東部林道線がやがて開通しますので、一番、うちよりも畑を持っている旧波野村が一番近くになってきます。東部林道線につきましては、57号線まで、うちのアグリセンターから約14キロしかかかりませんので、そういうエリアが広がるという希望を持っておるところでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） なかなか金額を教えてくださいませんが、収支の内容

については、それぞれのところが出されていらっしゃると思いますが、私は、各項目の金額については、それぞれ目的によっては違うであろうなと思います。今、アグリセンター長が言われた、肉用牛生産組合で事前に購入された農業用機械、アタッチメント等というものは、大体畜産農家が畜産をするために必要なアタッチメント類であります。牧乾をしたり、自分ところにある堆肥を振ったり、混ぜたりということで、現在、有機農業施設にある機械がありますが、その機械の中にもタイヤショベルが2台に、テッター、ロールベアラー、モアコン、レーキー、それぞれ同じ機械が、当有機農業施設には存在をいたしております。

同じ機械を持つもので、その人達が入って、また、アグリセンターの、そういうふうな牧乾、またはわら乾をつくる機械を2台使ってやられるということになってくると、確かに、事前に町の方から募集要項の中にありました、個々の施設に対して、熟知した現在の技術作業員の雇用に努めるということは、必要であると思いますが、私もそういうふうな、事前に聞いておりました関係で、私の組合には、現在、アグリセンターに勤務しておる非常勤の技術員も同じ組合役員として、名を連ねていただいております。

当然、私は受かりませんでしたので、その方達には申し訳ないということで、お詫びを入れて、今度の指定管理者の方から同条件で雇用があるものだというふうな考えると、ですから、そうなった時には、何も私に気にすることなく、再度、その職場の方に従事していただきたいという旨を、この方達には告げております。

しかしながら、現時点まで、まだ、その人達に対して、指定管理者の方から雇用の条件等についてのお話し合いの提示もあるようではございませんが、もし、この議会に議決を得れば、この方が指定管理者として決定をするわけではありますが、条件面で折り合わなかった時には、当然、この方がトップでありますから、条件面で折り合わない職員を採用することは、私はないと思っております。

そうなりますと、通常ですと、議会にかける前に、非常勤のこの技術職員を雇用してほしいということが、町の要望であるならば、審査に合格したんであるから、議会が議決したら、トップでありますので、どうか協力をしていただきたいと、勤務の状態についてはこうこうで、費用についてもこうこうというような条件提示は私はあってもしかるべきではなかったかなと思っておりますが、議会で議決をした後に、行かれるということになってくると、この職員達は、一方的に、この指定管理者の条件を飲まなくてはならないような気がいたしますけれども、その件についての解釈も合わせてお願いをいたしたいし、畜産機械を2台持って、その畜産

機械で牧乾ばかりをつくっておっては、やはり、この有機農業施設の目的には、私は合致しないような気がいたしますけれども、その点についても、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○アグリセンター長（廣木富八君） 今、ご指摘のありました13番議員さんの組合は、当初より現非常勤職員の2名が役員として入っております。これにつきましては、応募要項の中で、どの組合にもお願いしてある件ですので、平成肉用牛生産組合さんもこの議会の議決が終われば、当然ながら、その雇用体系については、2人の方とご相談をされるということになるかと思えます。それが、13番議員さんの会社が有利だったのか、平成肉用牛生産組合の方が有利だったのかというのは、今後の煮詰めの内容次第だろうと思えます。

それから、牧乾についての質問ですが、基本的に、考え方としましては、牧乾については、去年からやっておりますし、稲わらの梱包については、本年より新しい事業として考えております。

アグリセンターの目標に合致しないという、今お話でございますが、これは、私どもの考え方で、要は、今のここ数年の販売内容、受託作業内容を考えますと、やはり限られてきます。当然、受託作業部門についても、面積が減ってくる、堆肥部分についても、なかなか伸びが出てこない。要は、堆肥を販売することによって、牛舎からの牛糞は当然、うちに入ってきません。これについては、目的に沿った形になると、堆肥を売ること、要は、生産完熟した堆肥を売るというのは、限度がございます。やはり、そこに財産を利用した新しい事業ということで、本年、稲わらの事業を取り組みました。

アグリセンター自体は、現金を持っておりませんので、稲わらを購入するにしても、現金では払えません。要は、中熟堆肥ですが、振って、お返しをしております。これは、今ある財産を使って、それを価値のあるものとして、利用して、その販売高を上げると、金額のことだけじゃございませんが、要は、この11月末で締めました金額、生産売り払い収入、牧乾、堆肥、それから、稲わらを売り上げておりますが、昨年11月末、420万円程度上がっているものが、11月末で850万円の収益を上げております。これは、収益だけを上げる目的とすべきではないことはわかっておりますが、要は、堆肥を売ることが基本的には、循環していくというものの考え方でやっています。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 今、13番議員さんから質問がありました。最初の質問で、今、アグリセンターの方で雇っている2人の職員の件ですけど、当然、この議会が終わった後で、平成肉用牛生産組合の方から勤務条件等について、お話があると思いますけど、その前に、お話し合いをされた方がいいという意見だったと思います。一応、今回の審査会におきまして、通知を差し上げておりますが、当選した方には、指定管理候補者として選定されましたという通知を差し上げております。そして、なお、選定された指定管理候補者は、この議会の議決を経て、指定管理者として指定しますというふうな文書を差し上げておりますので、その筋からいけば、当然、やっぱりこの議会で承認された後、交渉するのが当然ではないかというふうに考えております。

また、交渉の際も、現在、まだ、協定書を結んでおりませんので、町と協定書を結ぶ、また協議が必要になってまいります。その間、そういうふうな雇用の関係につきましても、町も入って、一緒に協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） アグリセンター長がわら乾、牧乾についてお話をされました。それが循環型につながっていくということでございますが、高森町有機農業推進施設指定管理者募集要項の中で、施設の設置目的、役割等というのがございます。その内容が、畜産農家及び耕種農家、自然循環型農業の確立を図るために、堆肥の加工販売並びに大型農業機械による受託作業を行う施設として建設されたものですということですね。そして、指定管理者の業務として、畜産農家から排出された堆肥原料を確保し、製品販売して販売する業務と、大型農業機械による受託作業を行う業務と、農業機械の貸し出しを行う業務と、その他施設の目的を達成するために必要な業務という形で4つ述べられております。

純粹に、このような募集要項の中にある項目を守っていけば、当然、わら乾と牧乾をつくって、販売することが、本当にアグリセンターの目的に合致しておるのかという疑問が多少は出てくるわけですね。循環型と言われましたが、確かに、わらを取れば、わらをいただいたところに中熟の堆肥を現在、振っていらっしゃいます。ですから、水田農家の方達に対しては、そういうふうに堆肥がはけていきますから、有機栽培の稲ができてくるということで、目的には達すると思うんですが、

しかしながら、現在、アグリセンターに入ってきておる堆肥の量は、年間、約3,000トンあまりです。それを完熟堆肥化させて販売すると、販売していらっしゃる、今までの実績は約1,500トン、しかしながら、その1,500トンの内訳は中熟もあり、完熟もあると、現在、210円で販売されておる袋入りの堆肥と420円で販売されておる堆肥の水分含有量は、210円については54%程度、そして、420円の堆肥については47%程度ということでございます。ほぼ50%の水分含有量で堆肥を製造されていらっしゃいますから、3,000トンの堆肥、元肥は、当然、1,500トン程度に圧縮されてくるというのは、当然のことであると私は思いますが、しかしながら、有機農業として、本当に農産物を製造しようと、要するに、産出していこうという先進的な農家については、50%程度の水分含有率の堆肥を堆肥として見るかどうか、より有効な国内にたくさんある堆肥メーカーの中で、このアグリセンターが残っていくためには、1つの売り物は、刈り干しが混入しておる堆肥であると、あとは、完璧に発酵腐葉しておる堆肥であるかなと思っております。堆肥は肥料ではありませんで、堆肥は土壌改良材であります。堆肥に窒素・リン酸・カリの含有物は必要なく、堆肥は腐葉率が必要であります。どれだけ腐葉しておるか、そして、それが振られることによって、その農地がどのように酸素を吸収し、土地を変えていくか、そして、肥料が振られる、その肥料の中にある三要素、窒素・リン酸・カリが根を通じて、どのように、その農産物に吸い取られていくか。その床をつくる、一つの材料が私は堆肥であると思っております。

ですから、今回、アグリセンターが15年からずっと堆肥をつくっていらっしゃいますが、堆肥の種類においても、ただ、堆肥は完熟堆肥と中熟堆肥、刈り干し堆肥とトーマス菌堆肥というふうに、いろいろ書かれておりますけれども、今から先の農業は、それだけでは売れないということが、私はわかってほしかったんですね。やっぱり目的に応じて、その土の性質というものは変えていただかなければ、その後、肥料をどのように振っても、その農産物のためにはならないということ、私は考えていただきたかったなと思っております。

それと、2名の臨時職員の雇用について、今、文書的に審議員が申されましたが、じゃあ、勤めるけども、条件が折り合わなかったら雇わなくてもいいんですかということが、私は一つのやっぱり約束事としては、一番守るべきことだと思うんですね。じゃあ、議会で議決されたけれども、こちらが言う条件が向こう側に受け入れられなかったから雇いませんよと言われれば、それまでなんです。

しかしながら、応募の段階で、技術作業員の雇用ということで、指定管理者は、施設の技術作業員として、作業内容を熟知している町の非常勤職員2名を雇用することに努めることと書いてあるのならば、私は、ある程度、役場の審査会で合格証明書をいただいたならば、この非常勤職員の方達とある程度の条件のすり合わせは、私はしておくべきではないかなと思います。でないと、どんなに町が間に入っても、指定管理者は経済事業をするわけですから、折り合わないことで妥協はできないと思います。やはり、要するに、経済事業が成り立っていないことには、雇用はできないわけですね。そのためには、今の社会現象ですよ、経営者が労働者に対しての賃上げを認めない、労働争議を認めないとかというふうに、今はもう社会風潮がなっている。近ごろ、やっと、電気労連だとか、自動車労連だとかの賃上げ、ベースアップというのが、復活をしてみましたが、まだまだ田舎では経営者が言う金額で黙って労働者は勤めなければならない状況なんですね。

だからこそ、そういうことにならないようにするためには、やはり、事前にある程度の条件をすり合わせというものが、私は必要ではなかったかなと思います。私は、この2名の方達に自分の組合に入ってください条件を、要するに、応募する前からすり合わせをいたしました。現在、この非常勤雇用職員は、日給月給ということで、農業のその時の天候によっては休むと、現場に出ないということになってくる。そうすると、どんなに1日当たりの費用が1万円でも、10日しか出ないと10万円になると、そして、社会保障を引かれると、かなり下がってくる。年間200万円と計算して240万円でも、実際、年間従事日数が少なくなってくれば、240万円を下回って、200万円以下になってしまうという悩みを聞きました。

だからこそ、じゃあ、このアグリセンターを支えてくれておる、この2名の皆の生活保障をしなければならないなということで、値段の積み上げをいたしました。そして、日給ではなくて月給22万円にしましょうよとか、そして、社会保障も雇用保険と社会保険を付けましょうよと、利益が上がったらば、年度末に期末手当を出しましょうよとかというような条件を提示したわけですね。

私が希望するのは、今回、指定管理者に一応、今回提案されている方がここまでこの2名の一生懸命、アグリセンターで努力をしておる職員の生活経営のことについて考えていただけるのかどうかということが、私は一番心配でございます。その点について、いつも日ごろから、その職員2名とアグリセンター長は接していらっしゃるから、いかがお考えであるのかをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 佐伯議員の質問はこれで最後といたします。

アグリセンター長 廣木富八君。

○アグリセンター長（廣木富八君） 13番議員さん、今、非常勤職員2人おりますが、その給料体系について、ご心配いただいております。私、個人的な見解も含めまして、この指定管理者に出す理由、私自体は、当然、13番議員さん、当初おっしゃいましたが、民間の能力を活用して、住民サービスに努める、これが一番ですし、また、同じくらい同様に、町の費用の削減、これが目的でございます。私は、それ以上に後一つ目的がありましたのは、職員の雇用です。現在、2名、非常勤職員おりますが、これは、条例に基づいて、給料、報酬ですが、支払っております。

13番議員さんおっしゃいますように、いかにどんなに働いても、金額自体はある程度で抑えられてしまう。ましてや、補償もなければ、ボーナスもございません。そういう体系ですので、やはり、指定管理者になって、やはり、その賃金体系を確立していただきたいというのが、私の自分の考え方でございます。それについては、新しい指定管理者が決まれば、当然、要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

ただいま、佐伯議員の方からいろいろと指定管理者についての意見が出ております。私は、指定管理者の部分ではなくして、あくまでも、この有機農業施設の問題で、ちょっとお尋ねをいたしたいと思っておりますし、要望もするわけでございます。

それは何かと申しますと、あくまでも、高森町有機農業推進施設という位置付けで立ち上げております。この施設を今後、いかに、どのような形で指定管理者に移行するというようなことでやられておるのか、また、その位置付けとして、どのような、今度、指定管理者の中であらうたっておられるのか。また、今後のやり方について、どこまで町として、指導ができるのか、そこらあたりも、少し民間に委託をするという条件の中ですので、あえて難しいところもありますけれども、あくまでも、町が立ち上げた部分の必要不可欠な部分もございまして、目的もございまして、そこらあたりがしっかりとしていないと、いろいろと問題点も生じてくる可能性がございます。

この先発として、温泉館も指定管理者に移行いたしております。その温泉館の指定管理者移行の中でも、いろいろと問題点も出ております。そういうことがないように、指定管理者移行については、いい方向での指定管理者という形の取り組みをなすべきであると思っておりますので、その点、お尋ねをいたしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○アグリセンター長（廣木富八君） 指定管理者に移行した時の指定管理者の考え方が、基本的には、今回の応募者につきましては、基本的に、今のアグリセンターの設置目的、それから、ここ3、4年の実績に基づいた運営方針を引き継ぎたいという考えで、応募をされております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） そうであるならば、安心するわけですが、町としていろいろ中に入っておりますトーマス菌とか、いろいろと今まで達成していない部分も多々あるわけですね。そういう部分が本当に今後、この中で生かされていきますならば、最も安心してお任せができるかなという期待感もあるわけです。そこらあたりも、今後の指定管理者の中で生かしていけますような対策を講じていただければという要望もいたしておきたいと思いますが、その点、何か、センター長の方でお考えがありますならば、お尋ねいたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○アグリセンター長（廣木富八君） 基本的に、要は、協定書の中でその内容については指定管理者と、町の方で協定書を結びます。当然、運営の内容につきましても、月々の月報報告なり、年間の実績報告については、義務づけをするつもりであります。

また、要は、アグリセンターと言うよりも、指定管理者に移れば、次は、町で言えば、農政の部門になりますので、農政と指定管理者の間で、十分、今後の有機農業推進に向けての話し合いは推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第76号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第76号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番 佐伯です。

提案理由で、この議案については、公営住宅法施行令第5条第3号の改正に伴い、本条例を改正するためということですが、当高森町においては、町営住宅、不足しておるのか、足りておるのか、まだ、私の方もなかなか昔はわかっておったんですね。大体、待ち人じゃないですが、待機者が何名ぐらいいらっしゃるということを知ることになったんですが、近ごろは、私が役場の中に行くと、職員にいろいろ聞きますと、その後に職員が呼ばれて、何を聞かれたかということで、いろいろ尋ねる職員もいるということですが、私も気を使いまして、役場の職員とはなるべく話さないようにしているものですから、その辺について、待機者がどの程度いらっしゃるのか。

それと、この解釈なんですが、既存の入居者、若しくは、同居者が加齢、病気等ということで、「若しくは」という文言が、「又は」という文言に大体変わってくるわけですね。この「若しくは」と「又は」という日本語をどのように解釈したらいいものかなと思いますね。「若しくは」というのは、こういうふうな条件に照らしたいんだけど、この入居者はそれには合わない、だから、仕方ないけん、この人という形で、入居者という形であるのが、「若しくは」かなと。そして、「又は」というのは、仕方がないじゃなくて、最初からそういうふうに入居者との同居者は、同一ですよという解釈でいくのか、そのような日本語の解釈であるというふうに、私は思っておりますが、その点について、どのように解釈したらいいのかどうかと、現在の町営住宅の待機者がどの程度いらっしゃるのかと、参考のためにお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今、初めにおっしゃいました文言の内容ですが、確かに、私もこの内容については苦慮しております。自分なりに、どうもまだ理解しがた

いところがあるかなと思っております。かいつまんで言いますと、入所時に世帯数で、例えば、5、6名の世帯で入所されて、長年入所されております中で、子どもさんの就職とか、結婚とか、また、死亡とかによって、一人世帯とかになった場合に、今までは、既存の住宅にそのまま広い住宅に入っておられるような状況が今にもありますが、今後、この内容によりますと、一人住まいとかになれば、当然、それに見合った住宅の方に変わっていただける、また、いただきたいというようなことで、そういうような運用ができるというようなことで、今回、開設するものでありますし、というような説明を受けております。

このあたりにつきましては、今後、十分、県あたりとも、再度、連絡を取り合いながら、既得権の問題とかを十分踏まえた上で、進めていかなければならないかなというふうに思っております。

それから、住宅の申し込み状況ですが、今現在、39世帯ほど申し込みの状況がっております。この状況からしますと、やはり、私個人としては、まだ、住宅が不足しているかなという感覚は持っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に日本語というのは、難しいものでして、議会内でも私の発言を誤解する方達がいらっしゃいますから、特に、言葉というのは、気を付けてしゃべらなければいけないんだなというのを近ごろ、痛感しているわけですね。

今、建設課長が言われた子ども達が就職したり、外に出たりして、その住宅が当時は6人家族、5人家族で入居していたのが、2人になったり、1人になったりすると、住宅をもしかしたら、変わっていただかなければならないことがありますよという形だろうと思うんですが、じゃあ、逆の場合もあることかなと思うんですね。当然、一番、何らかの事情で、親が2人で入ってきていたと、そして、子どもが当時は小学生ぐらいだったんだけど、だんだん大きくなってきたと、子どもが結婚をして、家族が増えたという場合については、当然、住宅団地等には入れないから、じゃあもう少し大きい住宅に居直ってもらおうとかということも考え、逆に考えれば、考えられるのかなと思います。

そうすると、現在、待機者が39世帯ということでございますが、山東部の方に行けば、独居老人世帯が大変多うございまして、その独居老人世帯、または、老人夫婦世帯の方達のお子さん達が、どちらの方に住んでいらっしゃるのかなと思いますと、町内も一緒なんですけどね、高森町全体考えて、子どもを町営住宅に住ませ

て、一時期、結婚してすぐとか、しばらく慣れるまでは町営住宅で、そして、親元の方には子どもが大きくなって帰ってこようかとかという方達もいらっしゃると思います。

そうやってきた時に、やっぱり便利のいいものだなという町営住宅は、そういう解釈もあるわけですが、本来の町営住宅の趣旨というものは、やっぱり目的がありまして、住宅に困窮しているとか、様々な経済的な状況、事情があると、様々な審査の基準がございます。それに沿うような形で、入居者は厳格に選んで入らせていらっしゃるというふうに考えておりますが、近ごろはどうか見てみれば、少し甘くなっているんじゃないだろうかというような考えもございますが、その点についても、審査規定等の見直しあたりもやっていただきたいなと思いますし、ただ、今、申しあげましたとおり、逆の方も考えられるのかということもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、今おっしゃる部分につきましては、逆のケースというのは、考えられるというふうに私は弾力性を持った運用ができるというふうに、今現在、認識しております。このあたりにつきましては、十分、今後、県あたりに聞きながら、進めていかんといかんかな、認識程度というところがありますので、これについては、十分、今後、研鑽していきたいというふうに考えています。

それから、先ほど、言われました町内で持ち家を持って、なおかつ、今一番多いのが、13番議員がおっしゃった子どもさん達と一緒に住んでいらして、車の便が悪いから、高森の住宅の方に移らせてもらって、それから、病院あたりに行きたいんだという申し込みの内容が来ております。

ところが、今回の弾力性を持ったやり方の中で、一つ厳しいのは、持ち家があるところについては、同じ町内であれば厳しくなりました。というのが、今回の内容に含まれております。ですから、一人世帯、住居、持ち家を持っていないという方については、弾力性のある運用ができますが、持ち家を持ってやっていく分については、逆に厳しくなったというような内容になっております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

持ち家を持っていても、高森町は大変広い地域で、午前中の議案の中にもあるように、危機管理と、要するに、いろんな危険と隣り合わせになっております。ですから、やはり、道路のリスクをからう、道の便利が非常に悪い、そういうところに

あえて住ませていいのか、やはり、安全な地域に住ませることも、私は必要であると思いますし、そしてまた、経済的に、やはり職場が町内にあったり、大津の方にあったりすると、その方達に対して、もし、大津が職場だったとした時に、大津に住んでいただくよりも、できれば、高森町に住んでいただいて、源泉所得税を多少でも入れていただく方向を私達は選ぶべきではないかなと思っております。

ですから、そうなると、やはり、草部とか、野尻とか、山東部の方達が高森に下りるまでに20分かかると、そして、大津の職場までは30分ないし40分かかると、だから、もし、高森町の町営住宅に入れなければ、大津の方のアパートを借りて住みますよという形になると思うんですね。

ですから、臨機応変に、私は大津が職場だったり、市内が職場だったりするから、じゃあ、便利のいい大津とか、市内に住ませましようとかという感じじゃなくして、極力、高森の町内の町営住宅を一つの拠所として、そちらの方でどうにか、お子さんも一緒に住んでいただきたい。そして、土曜日曜は、できれば、両親がいる草部だったり、野尻だったりに帰って、親孝行をしていただきたいなと思っております。その1つの拠点とするのが、やっぱり町営住宅ではなかろうかなと思うんですね。

ですから、極力、高森町に住宅があって、同じ町内で、町内の町営住宅に住むぐらいただければ、そういう方達に対して、住宅は優先的に入っていただきたいというふうに私は考えております。

ですから、今回の町営住宅の条例、改正をなされておりますけれども、できれば、皆が喜ぶような利用の方法を使用法というものも、町は町独自として、やはり、条例改正というのは、東京でつくられてまいります。東京は、ほとんどが公営の交通機関を使って、車はいらないで、地下鉄で行けば、もうすべてのところに行ける、そういうふうに、非常に便利のいいところなんですね。そういうところの人達がつくった条例をそのままこういうふうに、車がないと、生活できない地域の条例にダブらせてくるんじゃないかと、それはそれなりに、また、町の条例で何らかの手を加えて、町内の人達にも合うような形の住宅条例であるべきだというふうに、私は考えておりますが、建設課長もお子さんもいらっしゃるし、お孫さんもいらっしゃる、その中で、いろいろとお悩みもあると思いますから、その点についても、やはり、せつかく建設課長という椅子にいるならば、そのあたりを十分考えていただいて、今後に活かしていただきたいなと思いますが、その点、いかがお考えであるのか。

そして、町長の方にもお子さんいらっしゃいますし、その方達とも一緒にいろいろと日常生活をされているようでございますが、その点について、将来的には、町営住宅の果たすべき役割はどうであるのかということのご意見をまずは、町長の方から聞いて、最後に、建設課長、建設課長が最初になりますと、気を使って、本当のことを言いませんから、まず、町長の方から話を聞いて、そして建設課長さんの方に最後にご意見をいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 全く、佐伯議員さんがおっしゃるとおりでございます。やはり、住宅と申しますのは、やっぱり福祉、いろんな経済面、いろんな面が考慮されて入居ということになるわけでございます。大変、今、39名の方々がお待ちということでございますが、今は、核家族化と言いますか、少し激しゅうなりまして、なかなかお子さん連れでお帰りになると、どういう言葉を使えば一番適当かわかりませんが、お子さん連れでお帰りになるという方が結構増えてもございませぬ。それと、今、山東部の高齢者の方々やはり、朝夕の病院行きとか、ちょっとした子どもさんにお会いするためにも、何とか住宅は空かないだろうかというご希望もあります。それに関しましては、できる限り、住宅の選定の方にもいろんな選定、いろんなA・B・Cとランク分けてございます。最優先事項というのがございまして、それに従って、できる限り、そういうことは、地域の方々がお困りである方々から順次、入居できるような、そのようにしておるのも現状でございます。

住宅と申しますのは、皆さんの地域の方々、また町民の財産でございますから、不公平のないように、また、公正・公平にやっぺいこうと、そのように思っております。もちろん、いろんな先ほど、議員さんがおっしゃいましたように、臨機応変の部分も確かにあろうかと思えますが、それは、十分、行政、また議員さん方々とも地域の駐在員の方、また民生委員の方々、いろんな方々ともご相談申し上げて、決定してまいろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 私も、今、町長が申しましたとおり、できるだけ、血の通った、本当に親しみのある取り組みをしていきたいというふうを考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（相馬俊行君） 議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

この件については、以前から、様々な報道等でも話を聞いておりますし、今回の自治法の改正の内容での1つの文言の改正であるということで、どなたもご存じであると思えますが、助役さんが副町長になると、収入役は言ってみれば、副町長が見ようと思えば見れるし、会計の専任の人間を充てるということでございます。

一番、今、ちまたで言われておるのは、三役の必要性について、助役、収入役、今までの自治法上、また、行政、自治体の流れ的には、やはり、町長は、最高の執行者でありまして、庁舎の中にも、そう業務的にあまりいるべきものではないし、いろんな場面に出ていかなければならない。そうした時に、職務代理者とし

て、助役が必要であり、その次に収入役が必要であると、収入役は大の金庫番であり、この方が一番、お金を動かすのには権限を有しておるということで、上手に力の分配というものがなされておったというふうに考えております。

今回の改正では、助役さんが副町長になるかわりに、今、収入役というものがなくなってくるんだというふうに解釈をいたしております。そうなりますと、私どもが考えていくのは、収入役室であります会計室、そこで、今現在、指定金融機関がお金の管理をしていただいております。これは、以前、指定金融機関を設置する際に、前の収入役、有働収入役の時代だったと思うんですが、天草の方の自治体を視察に行ったり、指定金融機関をされておるところの話を聞いたりということ、厳選に審査をされて、おそらく、これなら大丈夫、ここなら大丈夫ということ、今の指定金融機関を利用されておるとは思います、当時は、私どもの意見は、行財政の1つの柱は、やっぱりいかに税金を徴収していくのか、いろんなお金を徴収する際に、徴収しやすい金融機関は何かということ、議論をした記憶がございます。

税務課長さんが、税務課長就任当時に言われました税金未納の問題、滞納の問題、それぞれ徴収面における悩みを言われました。水道料にしてもしかりでございますが、今度、このようにして、収入役というポジションがなくなると、その辺について、リーダーシップをとる方がどなたになってくるのかな、どういふふうにシステムが変わっていくのかなという疑問もございます。ですから、指定金融機関も合わせて、今後、その収入役を取り巻く環境がどのように変わっていくのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） まず、収入役を削るということにしておりますけれども、改正自治法では、普通地方公共団体に会計管理者1人を置くということで、収入役になる会計管理者というのができるわけがございますけれども、これは、町の補助機関である職員のうちから、町が任命するというふうになっておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 会計管理者を置くというのはわかるわけですね。今までのシステムというのは、収入役を議会に町長が指名推薦をして、議会の承認を得て、収入役に就かれておられました。その収入役というものは、町長が公金について支払いを命じて、収入役の権限において、おそらく、支払いをしばらくの間待たせる

とか、支払いについての権限は収入役さんは収入役さんで大体は持とうと思えば持てるというのが、今までの収入役というもののシステムではないかなと思うわけですね。

ですから、うまく力の分配が町長さん以下、特別職の助役さん、収入役さんに3通り分配されていたんだと思います。ところが、今回、会計管理者を置くということになりますと、会計管理者は、当然、町の職員でございます。ということは、やっぱりそのトップは、町長であるわけで、収入役も頭は町長であることは変わらないと思うんですが、やっぱり特別職という立場からすると、収入役は収入役独自の、やはり、性格を持ち得る、持ってもいいんだというふうに、私は解釈をいたしておりますが、今回の会計管理者は、会計管理者として、独立して、町長とは違う考えを持つことは、私は不可能ではないかなと思います。

その点について、やはり、収入役を置かないでもいいじゃないか、今はもう会計室も指定金融機関を置いてやっているから、もう大丈夫だからという声が強いようでもありますので、あえて、現在の今回の改正がどうだこうだとは申し上げておりませんが、ただ、やはり、会計管理者を置いてやっていく上において、会計の部門がそういうふうにシステムが変わっていくのであるならば、指定金融機関の今後についても、当時は、3年ほどやってみて、様々な条件等を調査し、もし、指定金融機関がこの高森町の財政の運用上、いろいろな問題点が生じるようであれば、また再度、指定金融機関の変更もあり得るんじゃないかというようなご説明を当時の収入役からも話を聞いております。ですから、一度、指定金融機関に指定されたところは、ずっと一生、この高森町の指定金融機関をされていくのかなという疑問もあります。

ですから、今度、このようにして、会計の部門も変わっていくのであるならば、指定金融機関についても、先ほど、言いましたとおり、水道料の徴収について、また、税金の徴収について、未納、滞納が多い理由がどこにあるのかということをもう少し深く考えて、やっぱり金融機関のその位置を私は、もう1回だけ精査する必要があるような気がいたしますけれども、その点については、おそらく、総務課長じゃなくして、収入役さんの方かなとも思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 収入役 芹口誓彰君。

○収入役（芹口誓彰君） 現在、指定金融機関、肥後銀行を指定金融機関に指定しておりますけれども、大体、県下のほぼ8割程度が肥後銀行が指定金融機関ということ

でなっております。

また、収納代理機関といたしまして、信用組合、それから、農協、収納代理機関に指定しておりますし、また、口座振替等の件につきましても、大体8割程度が口座振替を利用されております。

そういったことで、現在のところ、肥後銀行を指定金融機関として、何の問題はないというふうに思っておりますし、また、銀行、それから阿蘇農協、それから信用組合、それぞれの経営状況等も監査委員さん共々検討しておりますけれども、肥後銀行、経営状況、何ら問題点はないというようなことで、今のところ、肥後銀行指定としては、問題ないというふうに、私は、今のところ思っています。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 経営状況は、それぞれやっぱり地方銀行というものの中では、肥後銀行というのは、大変すばらしいものがあるというふうには、私も認識をいたしております。私は、その金融機関の経営状況がどうのこうのというわけじゃなくして、先般、税務課長が言われたことが非常にひっかかるわけですね。税金の滞納者を減らしてくると、水道使用料の滞納者も多いんだというようなお話をされていらっしゃいます。

現在、振込が8割程度いらっしゃると言われましたが、当時、私は、指定金融機関を肥後銀行にする際に、これだけ高齢化が進んで、お年寄りがなかなか外に出るにも、交通の利便性が一つの障害になって、その地域から出て来れないよう状況であると、そうなれば、各地域に支店を持つ郵便局なり、農協なりの方が、町としては、収納業務はしやすいんじゃないですかという話をしたわけですね。

振込を現在されていらっしゃいますから、当然、農協からも振込が、銀行の収入役口座にはできると思います。そして、まだ郵便局については、郵政の改正が正式にできあがってしまえば、郵便局あたりからもおそらく一般の銀行あたりにも振込ができるものだと思います。

しかしながら、私は、その拠点となる指定金融機関が銀行じゃなくして、農協だったら、まだよかったのにな、郵便局だったらまだよかったのになというふうな気持ちがあったわけです。確かに、熊本県の指定金融機関は、肥後銀行とファミリー銀行かな、私もそこまではよく存じ上げていませんが、いろんな交付金、支出金、補助金等が入ってくる際には、肥後銀行同士が確かに町の財政運用からすれば、お金の管理からすれば、やりやすいのはわかるわけですが、しかしながら、町の財政運用の第一前提は、町税をいかにして、スムーズに収納させていくかである

と思いますし、水道使用料についてもしかり、いかに皆さん方が納めやすい環境にしていくかというものも、この行政側からすれば、考えることであるというふうに考えておりますが、当時は、その収納業務においても、振込手数料の競争が行われました。1件いくらというのが、しばらくは無料でしますとか、その間はいくらに下げますとかという形で、当時、金融機関の間で、条件が提示されて、競争がなされました。しかしながら、いろんな諸条件をクリアする肥後銀行が一番大丈夫だろうと、安全だろうということで、今に至っているわけですね。

しかしながら、やはり、先般、税務課長が言われたとおり、滞納もあるし、水道料もそうは100%現在入ってくる状況でもない。そう言われてくると、町民の皆さん方が振り込みやすい、納めやすい金融機関というものを、今一度、私は考える時期に、この機会と一緒に考えていただきたいというような気持ちがございますけれども、その点について、収入役は、大丈夫、問題はないということでございますが、おそらく、収入役が問題がないと言いますから、町長も問題ないと言いますけれども、町長さんはいかがお考えでございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地域に金融機関があると、本当に便利はよろしゅうございます。いろんな収入を100%上げるのが、税の目的でございます。不公平感がないようにということが、一番大事ではなかろうかなと思っておるところでございます。

今、収納の問題につきましては、なかなか地域的に納税組合等が解散したりとか、いろんな地域性が今、ございます。その中で、職員の方もできる限り、地域を守り、収納に力を入れているところでございます。

また、指定金融機関は、今、肥後銀行さんということでございます。もちろん、その当時、大きな不祥事件等があつて、そういう地域性、また、確か、13番議員も一緒に松島町、苓北、五和町、3カ所一緒に回ったところではなかろうかなと思っております。

その中で、肥後銀行さんというのが大半ございました。その中で、一番システム的に経費、いろんな面、1件が15円ぐらいではなかろうかと思いますが、その当時は、無料で1年間していただくと、いろんな諸条件が出まして、総務委員会だったと思いますが、肥後銀行さんが一番いいということで、推薦に至ったところで、決定なされたんだらうと、そのように思っております。

今のところ、当然、管理者、収入役がなくなるわけでございますから、今、総務

課長が申しましたように、職員の中から収入役は消え、会計管理者というのが出ると、そのことにおいて、少し、町長さんが権限を持っておりますから、自由にやるんじゃないかなというような疑いがあるようでございますが、そこは、職員、また、管理者になった方はそれだけすばらしい人になるわけでございますから、そういうことは決してないものと思っておりますので、どうか、ご理解をいただきますように。今の状況におきまして、今は会計室でございますが、今のところは、問題ないものと思っておりますので、ご理解をいただきます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

一度決定したところをそう変えるというのは、なかなか難しいわけですね。何らかの条件がなければ、事情がなければ、そうは事柄を変更するということは難しいものなんです。ただ、現状において、滞納者が未だ増えつつあったり、収納業務が難しくなったりということになってくると、やはり、その地域に則した金融機関を今後は再度、検討をしていく必要も出てくるんじゃないかなと思っております。

会計管理者ができて、町長さんがその人に命令してお金出せなんていうことは、おそらく、今の証憑のいろんなお金の流れあたりのシステムからすると、全く不可能なことでございますから、何も問題は無いものだと思っておりますが、ただ、町民側から立った時に、やはり指定金融機関がここだけで、本当にいいのかなと思います。

実際、議会の歳費は、肥後銀行にすべて入っていきますが、私は、肥後銀行はほとんど利用いたしませんで、JAを利用して。これは、私だけかもしれませんが。しかしながら、やはり、そういうふうな方達も中にはいらっしゃるわけですね。そういう人達が、今の現状を便利がいいと思われるのか、便利が悪いと思われるのか、そういうことも、私は、もう考えていただいてもいいんじゃないかなと。

やはり、以前、会計室並びに水資源対策課とか、税務課あたりで不祥事が発生して、言われたとおり、町長さんも一緒に、天草の方の自治体を見に行きました。苓北町は、当時はJAでした。農協を指定金融機関にされておりました。後、残りの2つは、肥後銀行をされていらっしゃいました。それぞれ問題は、そうは発生をしておりませんでした。あとは、どの金融機関を選ぶかというのは、その自治体のただ、審査の中での考え方だけであつたらうかと、物差しの長さだけであつたらうかと思えます。そうなりますと、やっぱり今度、こういうふうに自治法が改正されて、収入役室に会計管理者を置くというような形になってくる、このタイミング

の時に、今一度、この問題について、振り返って、現状の収納状況も出していただいて、本当にこの金融機関で今後も行っているのかどうかという検討はするべきことではないかなと、こういう機会でもなければ、流れるにそのままずるずる行ってしまうような気がいたします。

当時、指定金融機関を設置する際に、当時の収入役さんは、この契約は永久じゃありませんと言われました。ならば、今度、こういう機会に、やはり、再度、検討を加えて、私はいただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第78号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第78号、平成18年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

独演会もちょっと疲れているようでございますので、簡単な質問、1点だけさせていただきます。食糧費というのが、どこかにあったんですね。これは、文教ですね。27ページの食糧費16万円というのがありますけども、食糧費の取り扱い方について、18年度予算もそうでしたし、17年度予算もそうでした。何か全体的に、ちぐはぐな部分がありはしないかなという気がいたしました。食糧費の部分に関しては、非常に慎重を期して、その部分はなるべく計上しないようにという部分が、平成11年度以降からちょっとありましたけども、また、復活した形で、食糧費あたりが計上されてきておりますけども、そのいろんな各種委員さん達おられます。そういった方々に報酬等がなくなったり、あるいは、その日の日当廃止とい

うことで、支払いする分がないということで、食糧費を残されている部分もあろうかと思えますけども、その食糧費の全体的な取り扱いについて、各課において、本当に統一された計上され方がされているのかが少し不安がございますので、そのあたりについて、説明をしていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今、議員がおっしゃいましたように、食糧費については、基本的には、予算化はしないというのが原則でございます。ただし、各種、議会ということではなくて、各種行政委員会ですね、そういう分について、必要がある分については、最低限を予算計上していただくということで、基本的には、食糧費については、非常に予算の中でも一番厳しい査定を行っております。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） 6番議員さんに対して、お答えします。

この16万円の内訳ですけど、色見、上色見のコミュニティーセンター、来週、落成予定です。その落成費用に充てておりますので、ご理解ください。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 式典費用とか、そういった感じならわかるんですけども、いわゆる食糧費という原則をなくすということであれば、食糧費という計上の仕方に問題があるということですね。問題は、自分のところがどうのこうのじゃないんですけども、例えば、同じ、文教関係で出ておりますので、自分のところなんですけども、例えば、教育委員さん達なんかの昼食代、そういったあたりもきちっと僕達議員みたいに自腹でされている部分ですよ。17年度あたりは、その辺がちょっとあやふやだったなというところがちょっと感じておりましたので、その辺はちょっと確認の意味で、再度、答弁していただきたいと思えます。

もう1、2点。アスベスト対策補助金というのがありますが、これは、いわゆる国の方から補助が下りてくる部分ですかね、これを信用組合というふうに、提案説明の中でございましたけども、まだ、庁舎、町の財産の中に、いわゆる昔の畜産センター、今の商工会が入っている事務所がございますけども、あそこの2階がアスベストが使ってあるということで、使用禁止にはなっておりますけども、きちっとした密閉されている状態ではございませんし、あのまま放置していいのかという部分がございます。撤去するにも、多額の費用を要しますけども、同じアスベスト対策費として計上されている部分から考えれば、町の財産である、あの建物の今後の対策をどうされるのかを町長の方にお伺いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） 教育委員さんの食糧費につきましては、ただいま、自費でございます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回、当初で信用組合のアスベストということで、ご説明を申し上げましたが、これは、信用組合の2階の方がアスベストということで、今、使用禁止になっております。その分についての補助金でございます。

今の商工会の2階部分でございますが、今、商工会さんの方もいろんな移転問題等、いろいろ苦慮をいたしております。今、アスベストの問題で2階に上らないようにはしてありますが、今、おっしゃいましたように、密封はしておりません。早い機会にできるだけ、予算措置をしながら、アスベストと言わずに、商工会も含めて、検討してまいらなければいけないと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

アスベスト、未だにあの下で仕事をされているということで、ましてや、あれは町の財産の中で仕事をされている、賃料を払っていただいているという部分でございますから、借地借家法から言っても、家主に責任があるわけでございますので、本来ですと、対応が僕は遅いような気がいたします。これは、早急な課題として、取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、あと1点、これは、また、さかのぼることになりますけども、23ページの方で、物産館等の管理費の中で、電気代、加工場の電気使用料というのがうたわれてございますけども、あそこの形態の部分が今一、不透明になっております。なかなか昔のことだからとか、引き継いでわからなかったとかいう部分も確かにございますけども、こういった部分の予算計上の仕方が、あそこが周りから見れば、物産館は甲斐商店の方で指定管理者として経営なされておる、ましてや、町の方からの持ち出し分は一切ないということでされておりますけども、他の指定管理者については、いろんな部分で、人件費等を含んだ上で、指定管理料ということで支払っておりますけども、じゃあ、この中の電気代、これを一体、どの部分の電気代なんですかというふうな疑問が生じますけども、そのあたりの説明をよろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 今回の電気代ですが、現在、裏側の加工場につきまし

ては、直営というようなことで、町が電気代を負担しております。現在、あそこの加工場の分が産廃の浄化槽と、それから、一般加工場、ハム加工場、大体産廃の方が3万3,000円ということで、一般加工場の方が1万3,000円、ハム加工場が3万4,000円ということで、大体8万円ぐらい裏が電気代がかかっております。当初、3万円、わからなかったものですから、概略で組んでおりましたが、あと残りの5万円と、それに電気保安点検分が高圧ですので5万6,000円ということで、65万5,000円を、今回計上させていただきました。

それから、確かに、今、ご指摘のように、物産館の方におきましては、指定管理料なしで、甲斐商店の方が指定管理者として運営をされております。裏の方が、現在、直営ということで、一般加工場の方が2団体、それから、ハム加工場が1団体ということで使用されております。いろいろ前の経過等を調べましたところ、大体10年以上になりまして、町でも十分、助成等をやっております。したがって、来年4月以降につきましては、電気代等、利用者で負担してくださいということで、申し入れをしております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 課長が言われる部分はわかるんですけども、来年4月からですよ。例えば、今のところ、直営であれば、その加工場の部分を指定管理者として、きちっと僕は出してあげた方がいいと思うんですけども、直営です、直営ですと言いながら、実際は、負担していただくということになると、じゃあ、使用料をくださいとかという規定になってしまいますけども、その辺は、僕は方向をはっきり定めていただきたいというふうに思っておりますので、その辺についての考えは、これは、町長の方にお伺いしたいと思いますので、4月以降について、どういった体系でいくかを町長の方からまた答弁願って終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、管理者制度ということで、極力、できる限り、そのような民間のまた活力を利用するというので、管理者制度に持っていったらいいわけですが。管理者制度をつくる時、皆さん方にお示しをしましたように、どの分野を管理者にする、どの分野はもうしばらく直営で見たいかなければならないのかという部分がずっと1つの線引きをして、皆様にご説明をしたところでございます。まだ、後ろの加工場と言いますか、地域の婦人会の方々がいろんな製品をつくって販売されておると、いろんなものがございしますが、指定管理者に渡して、やっているか、いろんな今は苦慮をいたしております。できる限り、1つでも2つでも、

民間の方々の活力を得るために渡していきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番です。

今、65万5,000円の使用料及び賃借料が発生していて、電気使用料ということですが、そもそも、当初予算の中で、確か、使われる方からの使用料が大体金額が出されておまして、その金額と、今回、こういうふうに電気使用料あたりが出てきますが、その関係はプラスマイナスでいくと、町が出すのと、使用料でいただくのと、どのような状態ですか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 現在、使用料が2万5,000円、ハム加工場の方がですね、それから、一般の方が1時間当たり100円となっております。現在は、12カ月としますと5万円の、 $5 \times 6 = 30$ 、30万円、大体いるわけですが、そのうち、これでいきますと、電気代が約60万円ですので、30万円ちょっと町の負担が、本年については多いということになります。すみません、当初のがありますものですから、最初が36万円ですので、本年につきましては、全体的に、60万円ぐらいが町負担が本年は多いということになります。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私も当初予算書、今日、持ってきておりませんから、その当時の歳入部門でどれだけ使用料を見ていらっしやったのかということが、私もちょっと記憶にないわけですね。できあがりまして10年近くになるわけですね、これは。12年ですか。そして、この機械は、わざわざ現地の方に見に行つて、研修されて、これがいいということで、莫大な金額を費やして使用してきております。

ハム加工をする際における肉を扱う道具というものは、もうかなり手入れをしていないと痛みも激しくなります。おそらく、現在、使用されている方も修繕をしたり、整備をしたりしながら、どうにかこうにか、持たせられてきていると思うんですね。もし、これを、今後、指定管理者なんかに委託しても、おそらく現状の機械をそのまま使って、ハムを加工しようなんて言っても、新規の指定管理者なんていうとは、そうは応募はしてこられないんじゃないかなと思います。

ただ、赤字部分を町が負担していただけるのであるならば、都合のいい応募者の方がいらっしやると思うんですが、それでは、当時、そういう加工場をつくった意味がない。ですから、やっぱり加工場の本来の設置目的に合うように、やっぱり慎重に今後、考えていただいで、町がボランティアでその方にお金を、要する

に、見えないけど、使用料をもらうから、あと、こちらの方から経費は払って、経費と使用料を計算したら、経費の方が多かったけれども、それはそれでいいわいななんていう軽い気持ちで経費を出すんじゃなくして、やはり、経費がかかるのであるならば、経費に相当する額の使用料に今後は上げていくなり、そして、また、機械の納入についても、莫大なお金がかかっております。10年間使われておりますから、減価償却もしておりません。再度、購入するならば、もう今さらできません。ですから、それに合うような機械の使用料的なものも、やっぱり今後考えていかないと、町は、もうこの機械が使えなくなって、今現在、使用されている方が出て行かれたならば、これは、役に立たないお荷物をそのまま背負う形になります。ですから、そういうことがないように、もう今ではおそらく手遅れだとは思いますが、今からでもいいですから、来年度に向けて、もう12月です。来年度の予算を立てる時期に来ておりますから、使用料あたりは、もうちょっといただくように、計算をしていただきたいと思っておりますので、あとで返答方をお願いいたします。

それと、農地費の中で、同じページ、23ページ、坊ヶ平のため池と整備事業で、見込額5,000万円、既定額5,700万円という形で、700万円の減になっておりますね。今回の補正は、概ね減額が多くて、当初の予算よりもどんどん減ってきておる、一時期増えて、また減ってきておる、今回初めて減ったわけですが、私の感で行くと、おそらく、平成18年度末には、42億円は切って、下手すると、41億円を切った状態の予算額になるんじゃないかなと、そのように思います。何でもかと言うと、財政の方が一生懸命絞っていると、無駄なところを省いているんですね。そして、不用額については、速やかに不用調整をして、どんどん減額修正をかけているから、おそらく、平成18年度末、18年度の会計を締める時には、41億円を切るんじゃないだろうかなというふうに、私は考えております。そうしてほしいと私は思っております。

ですから、今回の補正についても、減額補正でありますから、私は、歓迎するわけではありますが、ただ、減額をするにしても、金額がちょっと多すぎる。従来、様々な工事、公共工事をする際には、基本設計、そして、実施設計、やってまいります。そしてまた、その以前には、計画書を上げます。計画書を上げる、その時に大体の金額は概算で出すんですが、そうした中で、当初予算で5,700万円という形を載せてやってきて、そして、いざ、工事をした時に700万円減る、工事をする前に、本設計をした、実施設計をしたら700万円も減っちゃったということは、私は、平成18年度の予算の査定においても、当時、企画財政課の査定、

そして、そのあとは総務課長あたりも査定に加わるのかどうか、よくわかりませんが、そこあたりの査定もあったり、または、町長の査定があったりする形で、いろいろと予算の縮小に努められていらっしゃいました。進められていらっしゃった中において、あえて工事費あたりは、5,700万円組んでいらっしゃったのに、何で、今回700万円減額されたのか、これは、もうすでに工事の発注は終わっておりますが、この設計の変更がなされておりますが、この件について、その設計の、要するに、予定額の下がった理由、どのあたりが、どのように下がって、これだけの金額が不用額としてなってきたのかということをお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ただいま、おっしゃられましたとおり、非常に、ハム加工場というのは、製造業を行うところでございます、使用料が建物の損耗品に当たるものか、電気代等、どのようにするかということで、非常にこちらの方も、私どもも考えているところでございます。今後は、もう少し、議員さんの意見も聞きながら、ここ辺の対処をさせていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 坊ヶ平の件につきましては、ため池改修で、今年の4月に申請を国の方に出しております。国の方から指令がきたのが、9月以降に向こうから内示があっただけで、実質的には、それまでに来ておりません。一応、写しだけをいただいて、11月に実施設計を組みまして、その中で、実施設計の残額というふうにご理解いただきたいと思えます。

本来ならば、通知指令が大体7月ぐらいには、いつも来るということですが、なかなか指令が県の方から届いておりませんで、未だかつてまだ、手元には指令書が届いておりません。そういうようなところがありまして、本来、実施設計を組む際には、指令が来て、それから、計画に基づいた内容で指令が来ますので、それから実施設計を組むのが順序なんです、指令が来るのが遅すぎたがために、今回の減額補正になっております。本来なら、9月ぐらいには、一応、実施設計組んだ時点で減額できたんじゃないかと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 現在でも指令書が手元に来ていないということになりますと、もしかしたら、県が何らかの都合でじゃあやめましたなんて言われた時には、もう町の出しかぶりになってしまう恐れがあるわけですね。そういうことはおそら

くないと思うんですが、ただ、実施設計をして、その残が出たということなんですが、ただ、実施設計をする前に、ある程度、当初予算に掛ける時に、私がいつも言っている、今議会でも言いましたが、財政に余裕があるんだっただらば、概ねの金額で当初予算に計上することは、私は仕方ないと思います。しかし、財政係のがんばりとか、財政の担当職員の話聞いてみますと、平成18年度の当初予算については、あらゆる面から圧縮に圧縮を重ねて、そして、出てきた金額が18年度の当初予算であったというふうに、私は認識をいたしております。

以前の議会でも前の議会であったとおり、森林組合の間伐補助についてもそうですね。920万円だったですか、間伐補助についても、そうなんです。要するに、当初で減額をされて、そして、途中でどうにも足りないからということで補正を組まれてきたんですね。それが、問題となって、議会の決議という形になってきてしまいました。これは、増額でしたからそうなったんですね。

減額ならばいいかというのと、精度に対して、要するに、精度というのが、緻密度ですね、その正確さ、予算の正確さの観点から考えて、5,700万円の当初予算の設計金額から実施設計をした際に、700万円も違ってくる、その精度というのが、本当に今の行政の中で許されるのかということ、私は、お聞かせ願いたいわけですよ。再度、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、私も13番議員がおっしゃいますように、そこには、私もジレンマを感じている部分がございます。国の基準に従った算定基準に基づいて、当初、設計します。これは、災害もしかりなんです、これを最終的に、指令が来ます。来た後に、実施設計を組んで、地域の実情に合わせて設計を組んでいくと、金額の差額が出てきます。これについては、本当にどうしてこんなに変わってくるのかなというのと、合わせて、これは、一括で下りますけど、それと合わせて、入札の残というのも含まれているというふうに、ご理解いただきたいと思えます。

ですから、それが実施設計組んで、それで下がり、また、入札で金額が下がって、当初からすれば、あまりにもかけ離れた金額じゃないかというような誤解を招くような内容に対して、私、本当に実際に、ジレンマを感じているところはございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、先ほど、申されました指令についても、まだ写ししか届いておりませんということで、これも、振興局を通じて、再三再四、場合によっては、県まで直

接行って、話をしようかというようなことを話しておりますけど、まだ、今、届いていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 指令が来ていないということは、写ししか来ていないということは、財政的な措置がまだなされていないということですね。国の方からはね。そうなってくると、もし、もう入札が終わっておりますから、工事着手金とかという形で、じゃあ、工事を請け負われた業者が前渡金とられた時に、その前渡金はどういう形で出すのかという問題も出てくるわけですね。指令書でも来ておれば、おそらく、指令書のそれに合わせて、ある程度の予算的な措置も、予算的な裏付けもつくから、安心して、前渡金の請求があっても、私は、前渡金を出すことが可能であると思います。

しかしながら、現在、指令書が写しであるということになると、その資金面において、前渡金を出す根拠というのが、いつ来るかわからない予算に対して、お金に対して、もし、入札が終わっていますから、入札が終わって、工事に着手する業者から前渡金の請求が発生した場合について、その前渡金の裏付けがどうなるかという問題も私は出てくると思いますよ。ですから、その点については、私は入札をそこまで指令書が来なかったなら、急がなければならなかったのかな、坊ヶ平地区のため池等の整備事業ですから、来年の作付けに間に合うようにしなければならない。要するに、金額的などころから適正工期を逆算していくと、やはり、そうならざるを得なかったというのは、確かに建設課長がジレンマだったということは理解をいたします。しかしながら、やはり、私は財政のことしか、私は大体あまり興味ございませんが、その前渡金を請求された時に、前渡金を出す場合において、その予算の裏付け根拠というものが、指令書がないのであるならば、出せるのかということですね。この点について、財政課長さんの方にお聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、その指令の件につきまして、うちも13番議員がおっしゃるように、その部分は強く県の方に話をしております。県の方から写しをもらった内容が、この日付が、向こうは7月になっております。県の方には、もう国の方から7月付けで向こうに来ているというのはわかっているんですけど、それがまだ手元に届いていないというのについて、全く13番議員がおっしゃるよう

に、そのような場合の取り扱い方についても、当然、県の方にはクリアできるのかということ踏まえた上で、準備を進めて、今回になったということで、ただ、本日の議会までにもまだ指令書が届いていないということで、あまりにも県の担当かもしれませんけど、私は、あえて、この議会の中で、この内容を説明させていただきたい。こういうような現状も知っていただきたいということで、申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 前渡金の件ですけれども、私どもの方は、県の方から入札は実施してよろしいというような連絡をいただいておりますということでございましたので、決裁をしているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 長くなりますけれども、お許しをいただきたいんですが、じゃあ、今議会で、指令書の写しということですね。これは、写しというものも、そういうふうには、認識をしていいのかどうか。7月と言えば、もうあなた、やがて5カ月になりますね。なのに、まだかつて、本通知が来ていないというような中で、私は、それはいかなものかなと思いますけれども、しかしながら、指令書の写しが来たから、それはもう通知書として見なしてやれるものだろうかなと思います。私は一般の企業だったならば、写しでは、そう簡単にお金を動かすというのはしないんじゃないかなと思うんですよ。特に、町長さんは、就任当時言われたですね、民間の経済的などこのうのでやると言われていたんですが、官公庁はそういうふうなものでいいかもしれないけれども、民間だったら、おそらく無理があるんだろうなと思います。写しで町長はお金出せますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、建設課長からも説明がございまして、今、写しということですが、私は、まだよく見ておりませんが、やはり、内示が来たというか、写しということは内示をいただいたという感じかなと、私も、今ちょっと思い出しますならば、東保育園をお願いした経緯がございまして、17年、18年にまたがってということでございまして。厚生省の方に一緒に課長と行きましたところ、17年度で半分、18年度半分と、そのようなお話をして、それは責任が持てますかと、工事はまさか柱立てて、屋根をかぶせないわけにはいきませんよというお話をした経緯がございまして。だから、国の方ですね、予算が県の方を通じてやられましたけれども、厚生省の方から直接ということで、17年度と18年度にまたが

って、保育園については補助します、何か、そのような感じが1回ございましたものですから、写しが来たということは、着工してもいいんじゃないかというような感じで、私は受け取っておりました。

○議長（相馬俊行君） 大事な問題ですので、発言を許します。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 指令書と決定通知書と内示というのは、それぞれ、私は性格が違うと思います。内示というのは、ほぼその上の方の機関で協議を重ねて、ある程度の決定をしたから、その通知をされるのが内示であると思いますし、指令書についても、それに類するものだというふうに言われれば、それまでかなと思いますが、しかし、今の公文書社会において、その写しがそれと同等の扱いをされるものだというふうには、私は思いませんし、もし、指令書の写しが来たということであるならば、それを目途にある程度の実施設計に入って、入札をする準備までは、まずは、許せるものは許してあげたいと思っております。

しかしながら、指令書の写しによって、入札をして、もしかして、それによって、前渡金の支払義務が生じるということになってくれば、私は指令書の写しは正式なものではないというふうに認識をいたしますが、その点については、財政課長あたり、総務課長さんあたりの方の見解をお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 私は、その事実は本日聞きましたので、具体的に、その書面を見ておりませんが、担当課の方としましては、その写しと県の方から着手してよろしいというような連絡といたしますか、そういうことがあったというふうに理解しておりますので、今ちょっと調べておりますが、特段、問題がなかったかと、法的にということであれば、今の時点で答弁をはっきり申し上げるわけにはまいりません。もう少しきちっと整理したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私も企画財政課長と同じでございますけれども、普通、指令が4カ月も、それ以上も遅れるということは考えられないわけですが、国の方の日付は7月2日でございますというような、建設課のお話を聞いておりますし、県の方とも打ち合わせをした上での入札ということでございますので、決裁を当然いたして、入札も総務課の方でやっておりますけれども、前渡金の支払いとか、そこ辺になりますと、法的に問題がないかと言いますと、その当時の県の話では、どこかで日にちのしわ寄せはしてもらわなくちゃいけないと。7月2日と聞いた時に、私もびっくりしたわけでございまして、どっかで調整をするということに

なりますと、町村がしなきゃならないと。さかのぼってでも日にちを受け付けるかというお話まではいたしましたけれども、国は、その7月2日ですと出すということでございますので、それは当然、県の方とも確認をされたということですので、信用をいたしておりました。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私どもは、今まで、16年間、議員をしてきて、役場の職員も信用いたしておりますし、県の職員も信用いたしております。その信用した結果も、何回か裏切られてまいりました。それが日ごろからそういうことがあったというわけではございません。極々極々稀に、万に一回ぐらいの職員の裏切り行為はありました。実際、不祥事もあっておりましたから、そう言わざるを得ないわけですね。ただ、今回の指令書の取り扱いが、それに類似するかと言われれば、類似はしないものだというふうに、私は思っておりますが、ただ、やはり、行政というものは、地方自治体というものは、地方自治法、様々なそれに付随する施行令、または法律等に沿って、条例等に沿って、私は運用していく、運営をしていくものが、当然であり、それが、町民の信用を勝ち取る一つの方法であると思っております。

ですから、当然、役場の職員の皆さん方も、町条例、施行令、様々な規則、自治法、それを読みながら、それに照らし合わせながら、それに沿って、いろんな事業を展開し、仕事を行っていらっしゃるわけですね。そうした時に、指令書の写しで、その動きができる、コピーでできるのか、そうなってくると、信用性というものが、ちょっと制度というものが、精密度というものが、薄らいでくるような気がいたします。少ない予算で、それをやりくりして実行していくならば、精密度を高くしていかなければ、無駄も省けませんし、本当に町民が期待する事業もできなくなってくるわけですね。そして、少ない予算でやりくりをしようと思っても、精度が悪ければ、ロスばかり出て、最後の最後にはお金が足りなくなってしまうという可能性もあるわけですよ。

ですから、入札を11月にされている。そして、もう1カ月近く経っていますから、もしかしたら、前渡金の請求もあっているかもしれません。そうした時に、指令書の写し、それを財政の方もよく確認をしない。収入役室は、それを確認する義務があるのかどうかわかりません。しかし、この工事についての決定通知書なるものもまだ届いていない状況の中で、見なし的な、私達から見れば、見なし的な入札の実行であり、発注であるというふうに、言わざるを得ないわけですが、これを

もし、来なかった時に、どなたが責任をとられる形になるのかということ、町長さんの方にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、今、不手際を、13番議員さんから注意を受けて、私どもも執行には甘かった分があったらうと、そのように反省をするところでもございます。決定がなされないで、お金が来ない時はどうするかということでございます。私が思いますには、1つ、内示と申しますか、指令書が一応は、コピーでありますけれども、来ているということでもありますので、信用して、実行に移したということでございますから、最終的に、責任の度合いにつきましては、今後、そういう不祥事があれば、責任度合いについては、十分、私が考えることだろうと、そのように思っております。

ただただ、そういうことにおきまして、早く実行、入札をし、写しでしたということに関しましては、今後、十二分に気を付けてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 元々の始まりは、既定額の5,700万円から700万円も実際、実施設計額が下がったということから、こういう問題が出てきたわけですね。やはり、財政が豊かな時なら、何度も言うようですが、ある程度の遊びは許せるんですよ。予算の幅というものは許せる。しかしながら、皆さん方、ご存じのとおり、最初、もう12月の議会が終わりますと、早速、来年度の予算の骨格をつくらなければならない、その時に、あなた達に企画財政課の方から通達があるのは、前年度予算から何割カットですと、何割以上カットしてくださいよ、要するに、先ほど、野中議員が言われたように、食糧費については、カットですととか、いろんな条件が出された中で、あなた達は事業費を出してこられるわけです。そして、それを何段階も査定を受けながら、最終的に決定されたのが、18年度の当初予算でありました。だからこそ、その厳しい財政の中だからこそ、それなりに皆が一丸となって、予算の縮小に努めてきたわけですので、これだけの700万円の誤差というものは、私としては許せませんよということ、あと、町内の中で話が出るのは、5,000万円という地方自治法にある入札の議会議決の必要、そういうものを避けるために下げたんじゃないですかという噂、だから、そういうことが生じるからこそ、精度を持った事業の進行をしていただきたいと思うわけです。そういうところで、精度の高い事業進行という面から、そういうふうにして、指令書の写

して事業をやってしまったということですね。今後、県の方にも、この件については、質していただきたい。どちらの職務怠慢であるのか。県の職務怠慢であるのか、それとも、こちらのミスであるのか、それははっきりさせておかないと、私はもう前渡金というものが支払われておると思いますから、それについて、町は現在では出しかぶった状態であると思います。

そういう状況の中で、これを許すわけにはまいりませんので、その点については、今後の議会等についても、この件についての顛末は、私は必要であると思いますので、要望をいたしておきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第79号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第79号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第80号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第80号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件を議題といたします。

明日、13日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、明日、13日は休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時15分

1 2 月 1 4 日 (木)

(第 3 日)

平成18年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成18年12月14日

午前10時01分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
5番	甲斐直三	(1) 国道325号について	① 降雪、凍結時の対策（管理体制）の経過を伺いたい。
		(2) 町民バス及びスクールバス路線について	① 土羽面に係る雑木除去について
6番	野中謙三	(1) 入札制度のあり方について	① H15年12月議会で検討する旨の答弁があったが、その後の検討内容について ② 経済の活性化策と公共事業費の削減策について
12番	三森義高	(1) 行財政改革について	① 機構改革についての実施計画は ② 財政難に伴う事業の取り組みと今後の方向性
		(2) 農業用水と町行政との関係は	① 水利権の問題について ② 農業用水の利活用について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	甲斐末久君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時01分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐でございます。おはようございます。

私は、この一般質問の時間を貴重な時間を割いていただきまして、質問をさせていただきますことに感謝申し上げます。

先般、6月定例議会におきまして、一般質問をさせていただきました。国道325号線の山都町管内埋立から奥阿蘇大橋のあの8キロの区間のことでございました。積雪により融雪剤不足、また、除雪車等の対応の遅れから大変に325号線を利用する方々に弊害をもたらせたわけでございます。

そのことにつきまして、町長さんの方にお願いと申しますか、申し上げた経緯がございました。町長さんのお答えによりますと、上益城地域振興局、阿蘇地域振興局に対しまして、強くこのことに対して要望する旨のことでありました。これに対しまして、その後の経過がどんなようであったかをお伺いをしたいと思っております。どうぞ、よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。5番議員、甲斐直三さんの一般質問につきまして、お答えを申し上げます。

確かに、昨年12月の寒波の到来によりまして、大変、地域の皆様方にご迷惑と、またご心配をおかけしたところでもございます。山都町、旧蘇陽町でございますけれども、山都町ということで合併をいたしまして、それに関連いたしまして、国

道・県道等につきましても、管理をする地域が大きく変わったのが現状ではなかろうかなと思っております。

私も5番議員さんの一般質問に関しましては、阿蘇地域振興局に行きまして、再三にわたりまして、そういう面につきまして、何とか、対応してほしいと、山都町から、今のおっしゃいました325号というのは、なかなか距離がございます。一番離れた地域でございます。そういう意味を含めまして、即、熊本方面に通勤される方とか、朝早くお仕事に出られる方とか、いろんな面に私どもに不便を与えておられるのも現状でございますということを訴えましたところ、阿蘇地域振興局の方からも、上益城地域振興局の方にまたお願いも行っていただきました。その結果、本年の11月22日付けで、文書によります除雪及び凍結防止作業につきましては、阿蘇地域振興局の方をお願いをするというふうに決定をなされました。

内容については、国道でございますから、県の阿蘇地域振興局の方からいろんな指示があろうかと思っております。高森峠の信号機の方から左の325号のみは阿蘇地域振興局にさせていただくというふうに、決定をなされた通知を受けておりますので、いち早く、地域におられます業者の方、いろんな方々にお願いをし、即対応ができるものと、安心をいたしたところでございます。

今後とも、いろんなまだまだご不便をおかけするかと思いますけども、その対応策をいち早くキャッチし、地域の方々の安全を守るために努力してまいろうと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 自席より失礼をいたします。

ありがとうございました。私達の方から一応、その当時の事故等につきまして、高森警察署を通しまして、矢部警察署の方からその当時の車の事故と言いますか、物損事故、あるいは、被害を被りました人身事故ということも多々あったようでございますので、お聞きしてみたところでございます。12月から2月までの3カ月間でございますが、35件の物損事故が、その期間中に起きていると、届け出ないものも含めると45件ほどあったのではないかとのご報告をいただいたわけでございます。

ただいま、町長さんの方から誠意ある対応をしていただきまして、阿蘇地域振興局の方に、そのようにされたということ、大変、旧蘇陽町、また、草部地区、野尻地区の地域の皆さんもこれで安心をされて、この冬を越されるんじゃないかと思っております。ありがとうございました。

次に、私は、質問通告書に上げておりますスクールバスと町民バスということで、路線のことでお尋ねをいたしたいと思っております。これも、昨年3月でございましたか、一般質問の中でお聞きした経緯がございます。危険箇所の具体策として、今、運行しております広域農道のところの坂の件でございますけれども、勾配程度が7%から8%という勾配でございます。大変、車両通行も多うございまして、冬になりますと、大変危険箇所であるということで、お尋ねを、渡辺教育長さんの方にお願いをした経過がございます。

そのお答えとしまして、改修、改良を建設課の方にお願いをしているというご返答をいただいておりますが、その後、何ら、対策はとれていないというのが、現在でございます。スクールバスのスリップ事故等もっております。むろん、個人車にも被害を被っておるところでございますが、これは、関係課長さん、建設課長でも結構でございますが、その点をお伺いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、道路の雑木等、また、支障木というのにつきましては、やはり、状況的に厳しいところがございます。その中で、官民境界あたりが明確な道路敷地については、建設課において対応、また、民地等については、地権者にお願いをしまして、除去等をお願いしている現状でございます。

なかなかご質問のように、バス路線につきましては、町道に限らず、県道も含まれておりますし、また、草部地区においては、地籍調査等もまだ行われていないために、官民境界というのが、明確な部分が示されていない部分もございまして、対応に、正直なところ、苦慮しているところでございます。

ここについては、スクールバス路線、またバス路線等については、町道、それから県道というようなことも含めてございますので、十分、今後、熊本県と協議しながら、対処していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 今のところは、対策がとれていないというお答えであったかと思っておりますけれども、あそこの坂をこちらから上りますと、もうすでに1、2回は積もっているような状態でございます。運転者、ドライバー等に対しましても、あそこに凍結のために、徐行というような立て看板でも立てていただきますならばという保護者の考えでございました。

それと、私は、法面の箇所に変雑木等が立ち並んでおりまして、日照時間も大変、太陽も妨げられまして、雪解けもなるところが解けないという状態でございます。これもお願いした経緯がございます。あそこの雑木を除去をしていただきますならば、何とか、融雪剤の散布が少しでも減るんじゃないかということも話は出ておるわけでございます。どうか、今後また、その分も考えていただきますように、お願い申し上げまして、次のことに移らせていただきますけれども、先日、10日の日でございます。

大変、今、地方分権ということで、高森町も財政が大変厳しいということで、何から何まで、町の方をお願いするのめいかなものかということで、地区の有志の方によりますボランティアで、法面の立木を切ろうじゃないかというお話が出まして、最初は1人、2人で行っていただきましたけれども、チェーンソー揃えたり、刈払機をやったりして、最初は2、3人でやられておりましたのが、夕方には10人から20人と、20人まではいなかったと思いますけれども、それに、2トンダンプを持ってこられたりしまして、本当の重機も持ってきていただいたり、自費で1日作業をされたことございました。

その時、路肩の側溝から、上の法面の天盤までの立木を、これは切っていいものか、これは山主さんの方に申し上げてしなければいけないのか、これは町の関係になるのか、ある程度は切って行かれましたものの、ちょうど、境界部位があるところもございます。そこはわかりますけれども、ないところに立木があったり、それから、垂れ下がったりしておりますので、これを今まで山主さんに相談をしたり、切らせてくれとかやっておりましたけれども、その時、山主さんのところに行きますと、おられない、よそに行かれておるといこともございますし、役場の方に届けて、これは交渉してもらえんかというお話もありましたけれども、今からこういうような自分の村は自分達でやろうじゃないか、町は町でやろうじゃないかと、そういうことで始まったボランティアでございまして、地域の活性化のためにもやろうじゃないかという一つの案でございまして、皆賛同されて、1日やってみた結果でございました。

大変、切るということになりますと、やはり、切るわけにはいかないと、今までがそのような事例がございますので、一応、この席をお借りをいたしまして、聞いてみてはくれんかということでございますので、その点を、建設課長さんでしょうか、総務課長さんの方でございますか、どちらでも結構でございます。詳しい方がおられましたら、お尋ねをいたします。どうぞお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 大変失礼しました。先ほど、スクールバス路線ということで、若干、ご質問に対する回答がずれていたかと思っております。先ほど、申されました下切の件につきましては、融雪剤等の対応ということで、あそこの部分については、常時見回りをしていくということで、対処させていただきたいというふうにして考えております。

それから、今、おっしゃいましたとおり、先ほど、ちょっと勘違いして、先に答えを出したような状況ではございますが、なかなか支障木等の境の木というのにつきましては、やはり、所有権の問題等もありまして、これはずっとどういうふうな周知していくかというのについては、本当に正直、苦慮しているところでございます。先ほど、回答の中でもちょっと申し上げましたとおり、官民境界とか、それからまた、地元の地権者の方とかに十分、お話をさせていただいて、今後、どのようなやり方がいいかということで、今後検討させていただきたい内容だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） どうもありがとうございました。

光陰は矢のごとくと申しますか、今日をもちまして、本年もまた残すところ17、8日になりますか、ということになりました。新年を迎えるに当たりまして、町長さんをはじめ、執行部の方々、また、職員の方々に対しまして、まだまだ私達も来年の3月定例会までの責務は残っておるわけでございますけれども、ますます、この高森町の発展のために、また、町運営のために、ご尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の最後の一般質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中です。

私は、最後じゃありません。そのつもりで。

まず、12月2日、3日、第58回の全国人権同和教育研究大会について、町長はじめ、議長、さらには議会事務局、そして教育委員会、住民生活課、皆様方に私のわがままを聞いていただきまして、本当にありがとうございました。道後温泉日帰りツアーという非常に厳しい行程ではございましたけれども、おかげをもちまし

て、父の死に間に合うことができました。重ねて、お礼を申し上げます。

さて、今回の一般質問では、入札制度のあり方について、ご質問を再度、させていただきます。

最近、やたら頻繁にテレビ・新聞等で公共事業の入札をめぐる、首長がリベートを受けたり、業者と癒着しているとの報道がなされております。知事・市町村長の公権力を乱用して、私腹を肥やすやり方は断じて許すことはできません。

しかしながら、この問題の起こす原因をよくよく考えてみると、公共事業の実施は、予算執行の過程であって、業者の指名権などの契約はすべて市町村長の権限とされ、助役以下は補助機関とされています。

したがって、工事入札をめぐる、左にするか右にするかの最終権限は市町村長が握っているだけに、もしかすると、業者との癒着次第では、不正に手を出すことになると考えられなくもありません。

市町村長の契約権は、地方自治法で定められておりますが、やはり、強い権限に対しては、内部牽制を図ることこそ、民主政治の最も大事な要であると考えております。

幸い、本町では、助役を長とする指名選考委員会を設置し、公正に業者の選定、実績、工事経歴、技術・能力、経営状況等を十分に配慮し、内部牽制作用に努められているやに思います。

そこで、平成15年12月定例会の私の一般質問において、入札方法について、検討する旨の答弁がなされておりますが、その後、どういった検討がなされてきたのか、入札方法がどう変わったのか変わらないのか、不正防止のためどんな役目を果たされているのか、絶対に不正など考えられないと言えるのか、この4点について、具体的に、詳細にまず、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんのご質問にお答えいたします。

平成17年3月の定例会に同様な質問もあったように、見受けておるところでもございます。内容につきましては、平成16年4月、5月にかけて、郡内12カ町村の入札方法との調査を行い、指名候補推せん審査会委員及び工事入札審査会委員による庁内検討委員会を設けまして、4回の検討委員会を経て、現在の高森町工事請負業者選定要綱を作成し、平成16年6月14日から施行をいたしているところでもございます。

工事種類、規模別に、等級に分けまして、平成17年5月に改正をいたしており

まして、県の経営事項審査の結果を採用しております関係上、その結果に基づき、ランクにつきましても、その都度、改定を行っており、これに基づく入札事務を執行をいたしておるところでもございます。

また、5社以上という指名に関しましても、入札の公平性、透明性の観点から、極力多くの業者を指名するように指示をいたしていたところでもございます。最近では、12社などといった指名も多く見られるようになりました。

また、本町は熊本県公共工事契約事務連絡協議会にも加入しており、国・県の入札に関しましても、情報、状況につきましても、説明会や意見交換会が開催されており、必ず、職員を出席をさせているところでもございます。

また、5月に、閣議決定なされました新たな公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針でも、不公平感がないように、不正行為から職員を守ることから、普及した予定価格の事前公表ができる旨の規定がございまして。その入札前に公表することが、この予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が割高になっているというの也被考えられます。建設業に見積もり努力を損なわせるということも一つのことであろうと、そのようなお話があつてございまして。談合等が行われぬように、また、その可能性を極力減らすようにということで、いろいろな方策が練られておるところでもございます。地方公共団体におきましても、そのような弊害が生じないように、事前公表等も今いたしております。

また、逆に、事前公表をすることにおいて、先ほど申しましたように、見積もり努力と、そのようなものが、損なわれるということもあろうかと思つております。今後、そのようなものも含めまして、まだまだ入札制度につきましては、検討することが多くあるだろうと、そのように思つております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。自席から失礼いたします。

ただいまの答弁で、指名入札の件に関してのみのご答弁でございましたけれども、入札制度は他にもいろいろなやり方がございまして。そのあたりについても、確かに平成15年12月議会で質問しているんですけども、その他の指名競争入札以外の方法としての部分も検討する旨の答えがございましたけれども、そのあたりについて、再度、詳細について、お伺いしたいと思つております。

さらに、予定価格を公表するしないの部分もございましたので、合わせて、予定価格を公表しなかったこと、してからの今、落札率の変化がどう変わつていったのか、その辺の追跡と言いますか、分析の考え方をお伺いしたいと思つております。

その2点、お願いします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私の方で、お答えをいたしますけれども、公表して、かなりの年数になっておりますので、公表をしなかったころの落札率というのは、私は存じ上げておりません。

ただ、近年の落札率を見ますと、平成15年度が全体で97.89と、16年度が97.81、17年度が97.64、18年度現在まで47件、工事の入札を行っておりますが、96.19、少しずつは下がっていったような現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

新聞等でも報道されておりますけれども、熊本県自体が落札率が高い県、全国で後から2番目ですね。そもそもが、予定価格そのものが県の基準あたりもよそと比べてみましたら、熊本県は非常に基準単価が高い県でございます。何と申しましても、税金を使っていろんな工事、公共事業をやるわけでございますので、その予定価格をもう少し下げる努力の部分も必要ではなかろうかと思ひますし、さらには、その方法論、どうしても指名競争入札での弊害もございまして、一般競争入札、あるいは、制限付きの指名競争入札とか、そういった部分、いろんなあたりをもう少し検討される必要があつたのではなかろうかと思ひます。

どうしても、大事な税金を使わせてもらうわけでございますので、多少、落札率が下がつたと申しましても、よその県、例えば、トップの県でございました長野県あたりにしますならば、80%台で落札されておりますので、10%違うということになると、大変な金額の差になります。そのあたりをもう少し、本当に節減できるやり方、そういった部分をもう少し検討していただければなと思ひております。

さらには、入札結果を、例えば、情報公開条例に基づいての閲覧なり、公開がされているわけでございますけれども、逆に言いますならば、落札した業者だけはきちつと名前は出しますけれども、さらに、競争入札に参加された他の会社、A社・B社・C社という表現でも結構ですけれども、そのあたりがどれぐらいの金額で入札されていたかという部分をむしろ、行政側が積極的に、僕は公表すべきではなかろうかと思ひます。

そういったことによって、一番大事である業者間の競争原理が僕は生まれてくるような気がいたしますので、そのあたりの考え、いわゆるきちつと落札した業者だ

けではなく、匿名の会社がいくらぐらいで入札していたという部分まできちっと僕は情報公開条例に基づかない部分のやり方として、検討していただきたいなと思っておりますので、その点について、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、公表規定はつくっておりますし、閲覧等により、公表しているところがございますけれども、全社となりますと、そういう企業に与える影響というものもあるかと思われまして、個人情報保護の観点から、それがいいかどうか、まさに私どもの方で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） もう少し原点に戻った質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、落札率が高いというのは、全国見ても、一般的に談合がなされているという解釈が非常に多いわけがございますけれども、決してそうではない場合もあり得ると思っておりますし、談合そのものを必要悪と、やはり必要である部分があるんじゃないかなというふうに考える方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、原点に戻ったところで、町長、そして、指名委員会の会長でございます助役さん、そのあたりについて、談合そのものを必要悪と考えられるのか、そういうふうには思っていないのか、そこを必要悪として考えられるかどうか、その考え方についてお聞きします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 自席から失礼いたします。

談合をするのが悪か善かという意味でしょうか。私も決して、談合を奨励しておるわけではございませんし、当然、悪の方に所属するものだと思っております。談合して、競争精神を忘れるということ自体はおかしゅうございますから、当然、指名競争入札、字の如くでございます。悪だと私は思っております。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 談合につきましては、当然、不正でございます。断じてあつてはならないというふうに認識をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 当然、そうですね。何でお聞きしたかと言うと、本当に談合が、高森町もなされていないかどうかの部分なんですよ。もちろん、私も町内に住んでおりますので、いろんな業者の方、いろんな友達、いっぱいおります。その中で、町情報が出る前に、次の工事はどこがとるとかという部分の情報が確かに流れ

ております。ましてや、順番が決まっている例もございます。今回の質問については、詳細については、まだ申しませんが、そういった部分が流れること自体が、非常に僕はおかしいんじゃないかならうかと思えます。

当然、来年、改選でございますので、そのことについて、揺さぶったりとかという部分の意思は全くございませんけども、ただ、そういう部分で、談合が確かになされている部分がある、じゃあ、それを防ぐために、どういった対処をするのかを本当は指名委員会の中できちっと対処していただきたいと思うわけでございます。

指名競争入札だけがすべてじゃないという部分を原点に置いて、そういった公共工事の必要性をもう少し考えていただければ、価格がもう少し下がる可能性もありますし、業者間の競争原理に基づいて、それぞれの業者が伸びていくんじゃないかならうかと思えますので、その辺について、再度、お答え願いたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 審査会におきましては、談合を前提として審査をしておるわけではございませんので、この談合防止ということにつきましては、審査会の中では、協議をいたしておりません。

しかしながら、入札制度の改革につきましては、いろいろな調査報告、あるいは提言、研究、論文等が出されておるところでございます。それらに共通いたしますのは、入札制度の改革として、一般競争入札、そして、電子入札の導入であろうかと思っております。

熊本県を例に取ってみますと、一般競争入札は、本年あたりから一部電子入札によって行なわれておりますし、現在、熊本県と市町村間におきましても、そうした電子自治体の入札研究等をやっておるところでございます。この中身につきましては、熊本県におきましては、平成20年度から、そして、県下の市町村にあっては、平成23年度からの本格導入が予定をされておることでございます。

今後、電子自治体としての取り組みの推移を十分に見極めながら、本町としても、そのような形に推移できるように努めてまいりたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 一つ一つの質問で申し訳ないんですけども、入札をめぐることは、非常に難しい部分もございますけども、平成何年度かは忘れましたが、6月か9月だったと思えますけども、一般質問の答弁において、町長の方が地場産業育成の際にどういったやり方をしましょうかという質問に対しまして、地元企業育成のためにも、地域型限定の入札の方向を考えるという答弁もなされておりました。

た。今でもそういうふうなお考えのもとに進められているのかを一つ、お聞きしたいと思います。

さらに、この4年間、町が行った公共事業、すべての落札結果、内容、落札率、業者名等々の公表を一度、たかもり広報なり、きちっとした形で示されるお考えというのではないのでしょうか。もちろん、5,000万円以上については、議会の議決を得ておりますので、その部分については、議会の方も了解しておりますけども、それ未満の金額に関しても、たかもり広報等には時々出ておりますけども、やはり、すべての工事の部分を再度、整理する形で、公表されていくというお考えはいかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の質問にお答えいたしますけども、公正、競争を促進するというのが、入札だろうと思っております。入札及び契約に関する法律がございます。一般競争入札の拡大をということで、国交省からも説明があつてございます。一般入札のメリットとしますと、一方では、それをまた不適業者と申しますか、そういう方が排除できない部分があると、そのようにもお聞きいたしておるところでございますが、今のところ、国土交通省、いろんな県とも十分相談しながら、入札制度については、また、議会の方とも十分相談しながらやっつけよう、そのように思っておるところでございます。

また、もう一方で、一般質問等で野中議員さんの方からも質問がございました。地場育成と、地元の業者を育成するというので、その分に関しましては、気持ちは変わっておりませんし、また、できる限り、地区の一つの経済的な活性化、また、地域の雇用の場と、大きく考えれば、地域の方々に、地元の方々に仕事をしていただく、一番ベターではなかろうかなと、未だにその気持ちは変わっておらないところでございます。

また、今、町では広報等で皆様方にお知らせしておりますのは、入札の500万円以上を公表いたしているところでございます。また、それ以下の工事でいつも野中先生の方からおっしゃいましたように、130万円以下は随時契約ということでございましたが、それもできる限り、入札にかけて、また、できる限り、見積もり等も取りながら、不公平感がないようにということで、種々、ご意見もいただいております。極力、入札にかけてやろうということになっております。

それと、今、500万円以上を広報に記載してございますけども、それ以下が必要であれば、住民の方々に知らせするしないかは、何ら問題はないと、お知らせ

したから、どうのこうのということはございませんでしょうから、十分、今後とも必要なものは情報公開条例に基づきまして、皆様方にお知らせしていこうと思っております。

まだまだ、この分に関しましては、十分、検討してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

地元還元型の入札制度というのは、確かに、聞いた感じ、見た目も非常によろしいんですね。ある面、非常にやっていただきたい点もありますけども、一番心配なのは、地元還元型ばかりで行くと、そのことが最も談合をやりやすくなる環境を生んでしまうという点ではなかろうかと思っておりますし、合わせて、地域限定をすることによって、競争力等を抑えてしまって、事業者間の競争がなくなって、引いては、長い目で見た場合に、業者の育成にはつながっていないよう気がいたします。

例えて申しますならば、私、議員になったのは平成11年ですけども、それ以前、あるいは、平成11、2年ぐらいまでは、頻繁に業者の方が役場の中に営業に来ておられました。「どんな小さい工事でもいいですから、ありませんか」というような形で。やはり、それも一つの企業努力でございましたけども、ここ数年、業者の方が役場の中でそういった部分をされていることにあまり出くわしたこともございません。

というのは、逆に考えてみるならば、どの工事は誰が取るという部分が、ある程度、業者同士の中でわかっている部分がありはしないかなど、勘ぐった言い方をすれば。考え方をすれば。その点がもしかすると、町内に蔓延しているのではなかろうかというふうに感じている部分もございます。

やはり、業者の競争力を付けるというのが、一番、地場産業、やはり地元企業の育成につながるという長い目で見た考え方に基づいて進めていただければなというふうに思っておりますので、合わせて、今後のそういった経済の業者に限らずの部分ではございますけども、活性化策として、活性化策をどういうふうと考えられておられるのか、さらには、公共事業費、この部分をやはり、極力抑える努力をどういった形で、今後、取られていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、地元の地場育成ということでございますが、少し、甘えが

出るんじゃないかなと、そのように今、お聞きをしたところでございます。これは、やっぱり各業者の方々、今はいろんな制度、また機械、ITとか、いろんなものがございまして、その分に関しましては、各社、一生懸命努力をなされているものと、そのように考えております。

また、今後の経済の活性化によります経費の節減の方をおっしゃったものと思っておりますけれども、やはり、公共工事の中で、占める割合というのがございまして。そのところで、極力、今、お話をしておりますのは、ハード面じゃなく、どうしても、福祉面の方が多く予算等の配分がなされております。思うほど、地域の方々の危機管理道路とか、いろんなものがございまして、まだまだそこまで手が伸びていないのが、今の現状かと思っております。

私どもの予算内で、できるところ、そして、必要枠と、これは絶対必要だというのが、今、高齢者、少子化、高齢化の時代であろうかと思っておりますので、そこを最優先しながら、ハード面、地域の危機管理用道路、地域の利便性、いろんなものを考慮しながら、一つ一つを進めてまいろうと思っております。

大変、経済的なものはご存じのように、厳しいものがございまして。そこを何とか、いろいろと議員の先生方、また職員とも十分検討しながら、今後とも進めてまいろうと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 企業の方もそれなりに業者も努力されておられますし、必要な部分というのは、当然、していかなければいけない点は、それは多々わかります。問題は、いろんなことをやる上で、優先順位というふうには、今、町長もおっしゃられましたけれども、じゃあ、その優先順位というのは、どの段階で優先順位が決まるのかという点も、ちょっと疑問にも思います。当然、町の中には振興計画がございまして、過疎自立促進計画もございまして。そういった中で、順次、計画がなされておりますけれども、やはり、時と場合、あるいは時代の流れによって、順序が変わったりとかする場合もございまして、災害によって変わる場合もございまして。

しかしながら、優先順位というのをもう少し、明確にするために、住民の方々にもわかっていただくためにも、その方策をもう少し、町長、考えていただければなと思っております。

やはり、従前から申し上げておりましたように、住民との話し合い、あるいは、地域地域との話し合い、そういった部分が、まだ、不十分であるがために、折角、町長がなされている事業も誤解を招いて、評価されてしまうという点もあろうかな

と思っておりますので、そのあたりについて、優先順位をどういった形で、住民にわかりやすく説明していくのか、その方策についても、再度、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） これは、できる限り、私も地域に出向きまして、地域の方々のご意見を聞き、配慮しながら、そして、優先となかなかここが1番で、ここが5番ということではございませんで、やはり、緊急性、いろんなものを考慮しながら、そして、皆さん方とお話をしながら、そして、議会の方にも十分説明をし、皆さん方の許可を得て、実行していくわけでございますから、ここが1番で、ここが2番というのは、なかなか、今お話ができる状況ではございませんで、やはり、地域の人、また、皆さん方の意見を十分配慮しながらやるべきだろうと、そしてまた、いろんな中には、国の制度もございます。どういう制度を利用し、地域の発展につながらせるかというのも1つの大事なポイントではなかろうかなと思っております。無理にこれが1番でこれをするということではなくて、利用できるものを国からも補助を半分いただくとか、そういうものができるものから、少しでも有利な事業補助等を国の認可を受けながら、有利な事業展開をしていくと、また、その有利な展開も、国のいろんな方針がございますから、高森町が独自で考え、独自でやるというのは、今の経済状況からは不可能でございます。そのように、十分、町にとりまして、有利な方法を選びながら、それも順次、緊急性を考慮しながら、今後、進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） いわゆる一番最も、言いたかった点がちょっとぼけましたけども、強い権限を持っておられる町長、その町長が業者とか、そういった部分に関して、癒着なり、談合なり、そういった部分にならないような環境、そういった部分を町長自ら、元々、土木業出身の町長でございますので、一番お詳しいはずでございます。そのあたりの改革をもう少し、進めていただきたいというのが、第1点。

それと、やはり、どうしても税金を無駄に使いたくないという点からすれば、少しでも電卓で弾いて97.何%なんていうのは、積算見積もりはなくても、電卓1つあれば、非常にできるような部分がございます。予定価格がわかっている以上。例えば、平成18年度が今年96.19%だとしたら、今度出る工事に関しては、例えば、96.1%ぐらいでやれば、落ちる可能性が非常に高くなるし、業者の努

力なしにされている部分というのが、やはり、この数字に僕は現れているような気がいたします。もう少し慎重な積算ができるような体制づくり、環境づくりを急いでいただきたいというのが、第2点。

さらには、優先順位の話もありましたけども、やはり、優先順位というのは、総合計画をつくった場合に、向こう5年間に向かって進む部分でございますので、その時点ではっきりと大体優先順位が決まるような計画を立てていくのが、僕は本筋だろうと思っております。

国の事業、あるいは、県の制度事業、そういったものを5年前からすでにわかるような計画の立て方、非常に難しいかもしれませんが、そういった自治体が多々あることを考えていただいて、そういった部分の計画なりをやはり作成していただきたいと思っております。

当然、町長は、来年、立候補されますし、再度、町長になられた折には、この4年間を無駄にしないような政策をつくっていただきたいと思っておりますし、その部分に関して、慎重にそういった町の計画なり、あるいは入札制度を本当に町長だからできたという入札制度があるはずでございますし、高森町の公共事業に関しては、非常に安心して見ておられるような、そういった環境づくりについても、努力させていただけたらなと思っております。

話の論点がちょっとぼけた部分もございますけども、以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番、野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） おはようございます。ただいまから一般質問をいたしたいと思っております。12番 三森でございます。

本日は、行財政改革についてと、農業用水と町行政との関係はという二本柱でいきたいと思います。

行財政改革につきましては、3月の当初予算の中で、財政面と色々な形の中で質問をしてきたところでございます。その中で、第1点といたしまして、機構改革についての実施計画はということで出しております。これにつきましては、平成の大合併も実現できずに、単独町村として、元気でやっていく高森町として取り組んでいかなければならない行財政改革、当時から単独で行く町村として、まず、これは避けては通れない、これを基本として、今日まで議論し、執行部としてもこれに向かって、一生懸命努力されていますことには、敬意を表したいと思います。

しかしながら、今日までどれだけ取り組みがはっきりと見える形で表れているのかというのが現実ではなかなか見えてこないような気がいたします。

財政面においては、3月議会でも申し上げておりますけれども、今日、あえて、中身について、詳しく申し上げませんが、これに向かって、努力する他はないと思います。そのためにも、機構改革というものが出てくるわけでございます。町村への権限事務、あるいは事務事業の統廃合等問題、それなりの問題を解決することがまず機構改革、そうすることが財政へつなぐと、私は感じているところでございます。

そういうことを考えてみますと、今現在、機構改革がどの程度進んでいるのか、私が3月、申し上げた当時、一生懸命取り組んでおるというお答えでございました。私といたしましては、本年は準備期間として、少しでもその軌道に乗せていただきたいという気持ちで質問したところでございましたけれども、3月議会においては、まだまだ準備中であるという旨の答弁でございましたので、その後、どうなっているのか、そこらあたりからお聞きをいたしたいと思います。

その点を、まず、町長であります藤本町長に、まず、お答えを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 三森議員さんの一般質問についてお答えを申し上げます。

3月の定例議会等ではいろいろとご質問、また、いろいろなアドバイスがございました。いろいろなものに基づきまして、今、機構改革のための委員会をつくり、平成17年度だけで、高森町の集中改革プランということで、各課長補佐級の職員によります庁内検討委員会で、行財政改革の検討委員会を立ち上げ、現在まで、約9回の検討委員会を開催いたしているところでもございます。

検討内容につきましては、第1に、機構改革について、第2点目には、人事評価制度についてということで、検討の指示をいたしております。今年度に特に、機構改革を最優先して、今年度末までには最終提言を行い、実行に移してまいりたいと思っております。

詳細につきましては、委員長でございます、総務課長の方から答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えを申し上げます。

これは、議会定例会毎に、議会行財政改革特別委員会には、ご説明を申し上げてきているところでございますけれども、ただいま、町長が申しあげましたように、庁内委員によります検討委員会を現在までに9回開催をしております。

機構改革につきましては、まず1点として、給与構造改革に伴う職務分類を基本とすること、2点目として、1人係長は原則、廃止をすると、課の人数は最低10名程度といたし、少人数の課をなくしたい。出張所のあり方、統廃合によります保育園・学校・給食等のあり方、等々について、検討をし、各課での意見集約を行いまして、合わせまして、組織機構改革の基本方針なるものをまず、作成をいたしまして、検討を加えてまいりました。

各課からの事務分掌の見直し、組織機構図案と言いますか、どうやったら、課を編成したらいいんだということなども各課から提出を求めまして、現在、課、係長の編成、また、係等の人数まで決めたところの最終の詰めに入っているところでございます。

今年内に、何とか、町長の方に提言ができればということで、今議会終了後、また月曜日も委員会を開きますし、年内に2回ほどして、提言ができればなというふうに考えているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、自席から質問させていただきますが、まず、機構改革を進めることが前提であるというのが、行政サイドの仕事ではなかろうか、と申しますのは、あくまでも、本年度においては、もう3月も後わずかということでございます。ましてや、今現在、19年度の骨格予算の編成時期でもあるということにおいて、まず、この機構改革、再編問題が固まらなければ、予算反映はいたさないと考えるわけでございます。

そうするためには、否応なしに、急いでいただかなければならないと、私なりに感

じているのが事実でございます。その点、今、お話をお聞きしますと、本年度末にはどのような答弁をいただいております。本年度末と言いますと、どこが本年度末になるのか、18年の12月が末になるのか、3月を末と考えておられるのか、そこらあたりが、私にはっきりわかっておりません。

それは、後でお答え願いたいと思っておりますけれども、要するに、19年度の予算の中に反映できる、また、19年度に立ち上げて、ちゃんとして事務事業がどの程度進んでいくのか、そこらあたりまで、はっきりとお伺いしたいという気がするわけでございます。

私は、合併できなかつた当初から申し上げております。先進地をまず視察をし、できるところから早く始めていただきたいということを申し上げてきております。それが、否応なしに、4年を経っておると。来年3月で4年が終わるということでございます。それほど、年数というものはすぐに来るわけでございます。

そうした中で、機構改革は、まだ、今、年度末程度で終わりますと、そうなってきますと、本当の改革というものができるのであるのか、どうしても、そこ辺が疑問視される。

また、先の提案されております後期高齢医療広域連合という形で出てきてまいりました。これも団塊世代によりまして、高齢者の国保のパンク状態を支えるための一つの策、あくまでも広域連合と申しますと、議会の中でも議論が出てまいっております。負担金制度が出てきます。これが、この負担金の割合がどうなるのか、結果的に、町村割それに人口割、ダブルでくるのか。あくまでも、人口割一辺倒でやってくるのか、これが、町村割と人口割でダブルで来た場合は、合併していなかった小さい町村は大変苦慮するわけです。

そこらあたりも、今後、これに限らず、どんどんそういう形で締め付けと申しますか、負担的なものが入ってまいります。そうしますと、今の予算の中でますます負担が太くなってくると、大きくなってくると、事業費は逆に減ってくるというような事態を生じかねない。そういう状況でございます。

そういうことを考えてみますと、早く、今申されております機構改革、時期がいつになるのか、後で出ると思っておりますけれども、急がれて、いかに経費を削減し、事業をその中で早くやれるような財政にしていく、そのためには、やはり、取り組む姿を早く見せていただかないと、前に進めないというのが現実ではなからうかと思っております。

ましてや、本年、4年連続の不作ということで、所得税もそう望めませんし、自

主財源確保においても、ほとんど真新しいものが見当たらない状況でございます。そういう中で、今の町の事業を進めていくということについて、どれだけ自信を持ってやっていかれるのか、そこら辺を含めまして、お答えを願いたいと思います。

まず、もって、町長の方をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回の機構改革ということで、今、議員さんの方からもお話がありました。いつもそのようなお話を議員さんとも話すわけでございますが、今回の機構改革と申しますと、他の先進地の機構改革じゃなく、高森町にふさわしい、町として、高森町はこうですよというのが、人のまねじゃなく、本当の機構改革をせんと、後から、これは少し間違うとると、これはまた後からやり直そうというもののじゃなくて、これが最後の最後ですよというような改革をしてほしいということで、職員にも指示をいたしております。

改革と申しますと、これで終わりというのは、確かにないだろうと、毎日が改革、毎日が、将来がずっと改革の連続だろうと思っておるのも事実でございますから、職員に指示をしておりますのは、今、申しましたように、高森町独自の町として一番ふさわしい、また、この合併をしないと、そういうことにふさわしい機構改革をするべきですよということはお話をしております。

一生懸命、各委員、先ほど申しましたように、課長補佐、数名の方々が一生懸命今、取り組んでおります。今、三森さんの意見では、少し遅れているんじゃないかということで、19年度にできるのかというご心配かと思っておりますが、ご存じのように、私が言うとおかしゅうございますが、来年度は、皆さん、ご存じのように、統一選挙がございます。いろんなものを含めまして、4月1日にしているものなのか、次の統一選挙を終わってしているものなのかと、本当に私自身が苦慮をいたしております。また、経済的なものも今回は、骨格予算であろうかと、そのように思います。なかなか、予算等につきましても、その予算配分につきましても、まだまだ国・県の方の補助金等もまだ決定をなされておらない部分と、また、交付税につきましても、大きく見直そうと、人口割、面積割と、まだまだ、それにつきましても、はっきりいたしていない。6団体からの要望書を一日でも早く、国も認めて、実行してほしいというのが、今の現状でございます。

今現在、私どものこの単独の町といたしましても、本当の歳入がどれぐらいのものになるのか、本当に苦慮いたしております。気持ちよくさっさと決めてできるな

らば、こういういいことはございませんけども、少しだけ、まだまだ、そういう不安定要素がございまして、それを、今、含んで、いろんな改革について、お話をしているところでございます。もうしばらくの余裕、そうしますと、4年経ったんじゃないかとお叱りを受けたところでございますが、一生懸命、今、努力をし、急いで、皆様方の議会に提出ができるように、急いでやっておりますので、もうしばらくのご猶予をいただきますように、お願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 町長の考えは大体わかりました。将来的に、自分が来年、統一地方選挙ということの一つ頭に出されました。そのやり方でありますならば、それに合わせた基本計画の機構改革のプランではなかったかというようなとらえ方になろうかと思えます。

町というものは、そういうことで立ち上げができていくとは思いません。先ほども申しましたように、財政というものは、否応なしに、毎年毎年、出てくるものでございます。それをいかにして、改革をし、いい方向へ持っていくのか、それが首長の仕事ではなかろうかと、かように思うわけでございます。そこらあたりのお考えは、町長としてのお考えでありましょう。

それでは、総務課長の方にその点をお尋ねいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私どもは、委員会といたしましては、先ほども申しましたように、今年、あと2回開いて、今年12月中に町長の方に結果を提言をいたしたいというふうに思っております。そうすれば、何とか骨格予算には間に合うんじゃないかというふうにも考えているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

確かに、12月議会という形で、12月末には、結論を出したいと、ありがたい言葉で、それくらいの気持ちがないと、本当に否応なしに、年度が変わっていくというのが現実です。あくまでも、取り組む姿勢というものは、そうでなくてはならないと私は思います。

その点、事務方において、ちゃんとした形でやりますという心強い言葉をいただいた。これはありがたいことでございます。その期待を十二分に私も受けたいと思えます。

そして、その形がはっきりと予算の中に出てくるような方向性というものを見出していただきたい。それを特に、期待をするところでございます。

それを踏まえまして、2番目の財政難に伴う事業の取り組みということで上げております。その小さい、小さいと申しますか、財政的に厳しい状況の中で、まだ、はっきりとわからない財政状況と、交付税等の見込みもつかめていないというようなお話の中で、取り組むということ申すと、非常に酷かと思えます。しかしながら、気持ちとしては、前向きに取り組む姿勢というものは、先ほどから申しておりますように、必要不可欠ではなかろうかと、かように思うわけでございます。

統一地方選挙は、4年後はいつもあります。それを考えて、行政を預かっていたいでは困ります。やった以上は、その4年間は全責任を持ってやっていただきたいというのが、私達からの願いでもありますし、私どもも議会として、議員として、その認識を持ってやっておるところでございます。

そういう中で、19年度において、どのような取り組む姿勢というものがあるのか、この予算の中で、また、この予算をどのような形で、財源を増やしていくのか、また、少ない財源の中で、どのような高森町をつくっていくのか、そうすることによって、どう活力を生み出していくのか、そこらあたりを町長の方にまずお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 財政難に伴います事業の今後の取り組みと今後の方向性というふうにお聞きをいたしました。議員さんの質問のように、地方財源におきましては、財政難ということが非常に大きな問題であります。また、三位一体改革の中で、地方交付税の減少、また国庫補助金、負担金の改革等によります財源移譲も実感として、厳しいものが今ございます。このような中にありまして、議会のご理解のもとに、住民生活の向上と、生活経済拠点となります事業につきましても、積極的に取り組んでいかなければならないと、そのように思っております。

しかしながら、財政改革と申しますと、今後のまちづくりにおきまして、避けては通れない大きな部分だろうと、そのように思います。

そういうことで、平成18年3月に、高森町集中改革プランを作成し、歳出の削減に取り組んでいるところでもございます。ちなみに、平成17年度、18年度の当初予算ベースから申し上げますと、予算総額は、2億7,000万円ほど減少しております。物件費につきましても、8,000万円程度、また、建設事業につきましても、約6,600万円ほどの減少をいたしているところでもございます。

その他、単独で実施しております補助金等につきましても、効果的、また、効率的な執行を図るよう、補助金等交付規約を設けたところでもございます。また、そういう面を含めまして、指定管理者制度というのを活用しながら、施設の民間の活力、民間委託の推進に取り組んで、今いっているところでもございます。

そういうものを含めまして、今後の財政の厳しさを感じながら、住民の方々のご理解を得ながら、今後の町の活性化について、また進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

財政でございますので、ここで、財政課長の方にもお聞きしたいと思いますが、その前に、来年度から副町長という形になろうかと思えます。助役の方に、ただいま、町長に質問いたしましたことにつきまして、助役のご意見をまず、拝聴したいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 現在の町行政につきましては、町長、ただいま申し上げたとおりでございます。私の意見ということでございますが、国におきましては、三位一体改革が一段落いたしました。次のステップといたしまして、歳出、歳入一体改革を打ち出されまして、新聞報道等によれば、2010年初頭のプライマリーバランスの黒字化を目指しながら、国家財政の健全化が進められるとしていることは、ご案内のとおりであろうかと思えます。

その中で、地方財政の見直しが議論をされておりますが、中でも、地方歳出の抑制が大きなテーマと位置付けられておまして、特に、地方交付税の削減が最大の標的とされているようでございます。

地方交付税の一方的な削減がなされたといたしますならば、行政サービスの提供にさえ、支障を来しかねず、町民生活へ直接かつ重大な影響を及ぼすことは、これは論を待ちません。

さらには、地域や住民のニーズを踏まえた自治体独自の事業につきましても、大幅な見直しを余儀なくされるところでございまして、地域の実情に合ったまちづくりを進める上で、地方自治の根幹を揺るがし兼ねないというふうにご考慮いただいております。

このように大変厳しい財政環境の中ではございますが、私どもの方で実施計画に掲げた取り組みを着実に進める上で、最大限の努力をしていかなければならないと

いうふうに考えておるところでもございます。

今後、全体といたしまして、スリム化していく中でも、基本方針に沿った町財政の経営改革の指標といたしまして、企業誘致等、税源の増加による自主財源の確保、人材育成、さらになる職員の意識の醸成、また、新たな民間活力の活用方法等、将来に向けた取り組みによりまして、必要な町民サービスを確保していく未来志向の行財政改革を進めていく必要があるというふうに、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ただいま、町長、助役申し上げましたとおりでございます。私は、事務的な範囲で申しますと、私に与えられております仕事は、限られた財源の中で、いかにまちづくりを進めていくかということで、各課上がってまいりました予算要求等に対しまして、そういった見地からきちっとした査定をして、町長に提出すると、そういうことが私の使命だと思っておりますので、そういうことに努めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

今、財政課長の財政に与えられたというような言い方をされました。当初予算につきましては、来年は骨格予算でございますけれども、18年度の当初予算の出し方のようなことがないように、理路整然とした形で予算策定をしていただきたいのと、強く要望するものでございます。

それでは、第2番目といたしまして、農業用水と町行政との関係はということで質問させていただきます。

まず、第1点目といたしまして、水利権の問題について、お尋ねいたします。

今、湧水館、また湧水トンネル、高森町の観光事業として取り組み、千本桜、温泉館、あるいは、食文化としての田楽の味巡り、また、南阿蘇のトロッコ列車等、観光としての位置付けができつつあります。

湧水トンネルにおいては、入場料8,000万円程度の収入もあり、町の目玉でもあります。まだまだ開発の進んでいない自然の景色、阿蘇五岳、外輪山のすばらしさは、県外からの観光客にいたしますれば、観光の宝庫でもあるし、宝の山に見えると申されております。

その観光の源であります源水、トンネルから出ております湧水は、阿蘇カルデラ

の一部、高森峠を分水嶺とし、白川への源流となっている貴重な源水であります。その源が、昭和50年に鉄道工事の中で泉源を分断され、出水事故が発生したのは、皆様方、ご承知のとおりであります。

旧高森町の自然湧水は、南在地区に位置しています芝源水系、宮之谷水系、車水系、笹源水系、内山水系、含蔵寺水系、また、塩井社水系、村山地区に位置しています師走ヶ水水系、また村山水系と、その当時の11水系、あったわけでございます。現在においては、10水系ということになっておりまして、塩井社の方がもう抜けております。

まず、南在地区の水系においては、農業用水と部落水道として利用され、部落水道においては、町の簡易水道として変更をなされたものでありますし、農業用水と簡易水道という形で、今、やっておられます。また、私の所属いたしております内山水系においては、今の旧高森町の市街地に大変影響いたしております。と申しますのは、明治44年、飲料水利用契約に基づき、市街地一部地域の人との給水が始まっております。これは、契約によってでございます。また、その後、昭和28年に、新たに高森町上水道設置につき、当時の町長、津留要氏を甲とし、山村乙次郎氏以下42名を乙とし、飲料水使用に関する契約が結ばれております。当然、自然湧水でありますので、長期の晴天が続きますと、否応なしに、町の飲料水も減水をいたします。時には断水が起きていたというのが、現実であります。そういう時には、否応なしに、農業用水を半減してでも、飲料水の方に回しておったという経緯がございます。

源水のあるところから生活は始まっております。水のあるところから生活環境ができております。それは、昔から言われておることでございます。水のないところに人は住めないというのが、現実でございます。坊ヶ平水系、あるいは、村山水系、別所水系、南在の水系等においても、そのような歴史がございます。

農業用水と人との係わりは、このような形で始まっております。また、町との係わりもそうでございます。始まりは、農業用水から町の飲料水へと変わってきておると、その一部を飲料水へと変わってきておるといふのも、現実でございます。

内山水系を今一度、申し述べてみたいと思いますが、昭和33年8月22日に、内山土地改良組合として、組合組織をいたしました。それは、何かと申しますと、内山水源から下町へかけての用水路整備ということで、事業を起ささなければならない、そのためには、組合組織をあえてしなければならないという県からの達しの中で行っている組合組織でございます。これをもって、農林漁業資金を借り、その

当時、200万円ほどの資金を調達し、内山から下町、柏塚周辺地区まで用水路の整備をやっておると、そのような経緯もございます。

それから、今日まで、何回となく、改修、修理をやっているのが、現在までの用水路でございます。その後、56年には、その土地改良組合も解散をいたしまして、その後は任意団体として、内山水利組合として改編をしているところでございます。

今現在、取水しています水は、湧水トンネルを正面に見、右側を流れております水につきましては、あくまでも、農業用水として位置付けされております。また、左側を流れております少ない水、これは、あくまでも、少しずつでありますけれども、流さなければ、いろいろな形で観光としてやるにしても、いけないということで、流しております。しかしながら、この水が少ないからと言って、増やすわけにはまいりません。許可なくして、増やされないというのが現実でございます。あくまでも、右側を流れております農業用水につきましては、南在津留地区における農業用水としての水でございます。そういう位置付けができておるのも事実でございます。

そういうことを踏まえまして、今現在、その水利権というものを今申し上げておりますけれども、その位置付けというものは、町の方にも残っているはずでございます。これについて、まず、町長にお尋ねいたしたいと思っておりますけれども、そこらあたりのご認識というものをまず、お聞きいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 湧水トンネル、水利権の問題についてということでお聞きなされております。湧水トンネルの公園整備につきましては、当然、代表者会と相談しながら、今まで施行してきているものと思っております。農業用水関係の施設につきましては、ご説明を申し上げますと、高森トンネルは昭和48年12月1日に着工されました。昭和50年以降、度重なるトンネル内の出水事故に伴いまして、旧高森町の自然湧水、地下水の枯渇、また、飲料水、農業用水の供給が停止する事態に至ったところでございます。

このために、昭和53年から完全給水体制確立のために、永久的な施設の整備と維持管理費について、日本鉄道建設公団と協議をしてきたところと伺っております。

平成元年9月30日に、日本鉄道建設公団の大阪支社と高森との間で、高森トン

ネル工事を原因として発生いたしました町内農業用水濁水対策に関し、補償契約が締結してございます。補償の内容につきましては、トンネル構内の湧水を資源とする、さらに、設置した施設の譲渡、新たに設置する施設の工事費相当額ということで、補償施設に係ります維持管理費相当額の18億3,150万円を金銭渡りで切るといふようになっております。これに基づきまして、被害水田に対しましては、補償水量に応じた覆水を行うということが約束され、現在に至っているところでございます。

平成元年11月16日に、先に譲渡されました施設につきましては、津留南在地区の農業用水路の管理施設、公園整備等の土地利用計画書を送付し、無償譲渡の要望をいたしまして、平成4年6月8日、譲渡の申請を経て、平成4年10月26日、国鉄清算事業団から譲渡を受けたところでございます。

以後、県の方にもお願いをし、湧水トンネル公園の湧水館施設、また、周辺整備等につきまして、今現在、4億8,000万円ほどの投資をいたしておるところでございます。

今、おっしゃいました水利権につきましては、農業用水濁水対策関係の文書等を一生懸命調査をさせておりますが、期日に見合っていないというのが、現状でございます。

まだまだ、今後、皆様と十分ご相談申し上げながら、解決策を見つけないと、そのように思っておりますが、今現在、ずっと調べておりますことには、水利権というものはうたってございませぬので、申し添えておきます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 水利権というものを見つけないと、水利権というものは、そういうものではありません。あくまでも、今、申し上げましたように、水利権というものは、これは、先ほどから年度を追って、申し上げてきたところでございます。水利権は、あくまでも、発生した時から水利権というものは、権利としてあるわけでございます。それを分断したから、補償したから、水利権がどこに記録されておるかという問題ではないということをあえて申し上げたい。あくまでも、分断をされておりますけれども、その水というものの権利というものは、水利権というものは、生きておるといのが現実でございます。

なぜならば、先ほど、湧水トンネルから出ております水の流れについて、勝手に動かされない、引かれないという現実があります。これについて、町長として、どのような認識を持っておられるのか、その点を、今一度、お尋ねいたしたい。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、農業用水に関しましては、補償の水量に応じた覆水をしてあると、そのように覆水をするというふううたってございます。その補償につきましてが18億3,150万円の金銭渡し切りと、そのよううたい文句となっております。

今、トンネルから出ております水、判断の仕方はいろいろあるかと思いますが、トンネルで水脈を切ったということで、1カ所に集中的に、出てまいりました。それを各地区のため池、また、各地域の個人の方々の1つの水路に落とすということ、今やっておるということでございますから、なかなか、私もこの水利権というのは、判断をしかねておるところでございます。初めて、今、水利権と大きくクローズアップされましたものですから、ただ、私が答弁いたしましたのは、水利権というのが、契約書、そういうものについて、書いてございませんとすることを今、申し上げたところでございます。

ただ、水利権と、今、言いますなら、今、トンネルの中から覆水、坊ヶ平なら坊ヶ平に上げてあるという形になっております。そのもとに、覆水を可能としてあるならば、水利権は、どの辺から水利権が生まれるものかなと、そのように思っております。ただ、今まで、そういう分について、十分、検討いたしておりませんから、今後の大きな検討課題だろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） その点は、しっかりと検討していただきたいと思います。なぜならば、今後において、この湧水トンネルにおきましても、指定管理者制度という制度がございます。これにつきましても、町としても、指定管理者に移行したいというようなお話も出てきたところでございます。当然、この問題が片づかなければ、指定管理者移行そのものできないというのが現実ではなかろうかと、私はあえて申し上げたい。そのために、水利権というものを打ち出してきたところでございます。これをはっきりとうたっていないと、指定管理者へ簡単に移行ということにはつながらない。その点を一番心配しているところでございます。

その中で、私は、2点目として、農業用水の利活用についてということうたっております。この問題について、少し述べさせていただきたいと思っております。

平成元年10月2日、高森トンネルの水脈切断問題ということで、15年振りに、先ほどから町長の方から金額的に申されております。補償問題が解決いたしております。上水道施設の維持管理費として6億2,000万円、また、灌漑用水の

給水施設の新設工事8億6,500万円、また、その維持管理費として9億6,650万円、合わせまして24億150万円という形で出ております。農業用水におきましては、18億3,150万円という形になっております。これは、現在、基金として残っておる、全部ではありませんけれども、基金として残っておるというのが、今の現況でございます。

平成2年当時をちょっとさかのぼって申し述べてみますと、その基金、預けております、当然。平成2年、3年、その基金の利息がいくらあったかと申しますと、当時にいたしますと、1年間の利息が5,000万円ほど付いておったと、それほど、利息が高かった、それはなぜかと言いますと、7.65%、一番高いものですね。そのような金利の高い時期であったということで、3年、4年ではなかろうかと思えますけれども、当時の簡易水道、水資源対策課ですか、当時は、水資源対策課だったでしょうね。その時の職員さんは、この金の中から運営しておったと、予算的に充てておったという事実もあったらうかと思えます。

しかしながら、平成4年から毎年毎年、金利が1年に2度ほど下がった時期もございます。軒並み下がっておりまして、平成3年の8月には6.9%、また平成4年には3.4%、平成5年には3.15%、平成6年には2.35%と、今現在は、ゼロ金利と、それが少し回復しておるといような低金利になっているというのが、現実でございます。

そのために、この基金がありますためにと申しますか、あくまでも、一本化をしていかなければならないということで、農業用水の代表者会というものを立ち上げて、発足をいたしております。これは何かと申しますと、この湧水トンネル、これを払い下げるための1つの手立てでもあるということになっております。それは何かと申しますと、無償払い下げをするために、どうしても、代表者会なるものを立ち上げておかなければならない、なぜならば、水利権というものがございます。それが条件的な項目として入っておるわけです。その後、平成7年に湧水館、これが開館をいたしております、11月3日に。これにつきましては、ただいま、申し上げております代表者会、この代表者会が委託契約の中で、管理運営という形になっております。それはなぜならば、代表者会というべきものを入れておかないと、それが条件的になっておるわけです。

そのために、委託契約により、代表者会、今、私が代表者として、契約をしているところでございます。そのような位置付けで、平成7年には、湧水館ができておるといことでございます。

それから、平成11年に、観光目的に活用したいという町長以下代表者会の皆さん方のお考えで、先進地をまず視察を試みようということで、宮崎県の北方町へ視察をいたしております。その当時、初めてではなかったろうかと思えます。風力発電、今はもうどこらそこら立っておりますけれども、風力発電が観光目玉としてできておるということで、そこに視察に行かれております。当時の住吉課長を筆頭に、町長はじめ、代表者会のメンバーがその時に視察に行かれておるということです。

その後においては、それを基本といたされまして、当時の住吉課長、水資源課長が少しずつなりとも、公園の整備ということで、努力をされておったというのが、その流れではなかろうかと思うわけでございます。

そして、当時の高森トンネル払い下げについては、町に無償払い下げ、平成4年の12月6日、国鉄清算事業団ですね、これによって、払い下げております。それが、先ほど申しました地域の湧水対策として、トンネルから出る地下水を利用するための管理施設などを設置するという条件付きで、払い下げられたものであります。そのための湧水館という形になったと認識をいたしております。その湧水館が結果的には、代表者会で委託契約と、管理者という形にその当時はなっておるという流れになっておるものであります。

今日、お聞きの皆さん方には、どれほどご理解できるかわかりませんが、流れとしては、そういう流れで、事務的に進められ、そして、農業用水代表者会と町が一体となって、観光開発にそれから動き出したというのが、現実でございます。そこらあたりは、初めてお聞きの方もるかと思えますけれども、流れとしては、そういう流れになっております。

以前、野中議員が簡易水道、農業用水ということで、一般質問をされております。その中に、電気代が足りない、経費が不足しているという話の中から、町長答弁の中に、雨水もあるし、そのあたりをため池等も整備しながら、つくって、電気代の節約にもなるんじゃないかと、そのような計画をしている、その自然の雨水を集水することにおいて、市街地に流す水、または、農業用水に流したり、また、防火用水等にも使用できるとともに、市街地の側溝等にも流して、市街地の衛生面からも特に役立つんじゃないかと考えていると答弁されております。

現在は、市街地地域には、浄化槽の整備が大変進んでいるために、悪臭を発生するところもあるように思われております。そのためにも、早急にその改善策をしていかなければならないと、町長の方からすばらしい答弁をされております。町として

も、そのことを早く改善したいという答弁をされております。私は、それが言いたいわけですか。言葉の中に側溝という言い方をされておりますけれども、これにつきましても、側溝ではなく、あくまでも、農業用水路として位置付けはしてほしいなと感ずるところでございますし、今は、特に、中心市街地におきましては、県の方から改良工事費の中で、補償工事として、側溝当たりも側溝という形になっていいような状況でございます。改良されております。しかしながら、正直なところ、農業用水としての位置付けというものは、変わっていないと考えるわけでございます。

そういうことを踏まえて、農業用水と一緒に、町と一緒に、まちづくりの一環としてやっていく、それこそ、町の水づくり、町の水の利活用ではないだろうかとは私は考えるわけでございます。その点について、町長にもお尋ねいたしたいと思っております。

また、先ほど、経緯ということでありましたけれども、農業用水代表者会の中でも、今、計画を検討いたしております。それは何かと申しますと、パイプライン方式でございます。あくまでも、基金の中からやっていきたいと、それも基金だけでは到底、達しませんので、事業に載せてやっていきたいということで、パイプライン方式をやろうという計画をし、今、検討をしているところです。それはどういうことかと申しますと、パイプラインによって、1枚1枚に水をかけていくと、そうなりますと、今、申し上げております農業用水路というものは、1滴も流れないという形になろうかと思っております。そうなりますと、大変、町としても、苦慮するんではなかろうかというような気がするわけでございます。そうならないがためにも、私どもは、いろいろな形で町と一体化をし、いいまちづくりのために、農業用水代表者会として考えているところでございます。そこらあたりも踏まえて、町長としてのご意見を拝聴したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、農業用水の利活用ということで質問がございました。私も、今、議員さんがおっしゃいましたように、前回もそのように答弁したかと、また、今も全く、その気持ち、やろうとすることには何ら変わりはありませんということですか。

農業用水が、今、環境水、また、私どもが言います一般的消防用水と、いろいろなものに大きな役割を果たしていただいておりますということは、十分、認識をいたしております。このために、私どもの町の行政の方からも、例年10月1日から翌年

の4月19日までの農業用水を使用しない期間は、環境水を流していただく、また、衛生面からも大変重要なことですので、衛生費の中から年間100万円ほど農業用水供給事業特別会計に振り込んでおるところでございます。

また、この基金運用につきましては、大変、厳しいものがございます。そういうことで、雨水を利用したらどうだろうかということで、いろんな案をつくっていただき、その案に向かって、国のそういう制度を認めていただきながらやろうということで、今回は、ポンプの稼働率の軽減、また、ポンプの負担をなくし、ポンプの寿命の延長を図るということで、目的といたしましては、内山ため池施設事業等によります土地改良事業をお願いをして、今回、議会の方に提案をいたしているところでございます。まだまださらには、町の方も農業用水供給事業に対しまして、応分の負担をいただきたいということで、12月4日に会長さん以下、数名の方がおいでになりまして、陳情がございました。これも含めまして、今、平成19年度にどのような対応ができるのか、また、どのような皆様方のご心配を軽減できるのかと、今、それを含めまして、検討をいたしているところでございます。

どうか、ご理解いただきますように、よろしく願いをいたします。本当に、今、三森さんがおっしゃいましたように、本当にそのとおりでございますから、できる限りの行政としての考え方、そしてまた、それに対しての皆様方にご理解がいただけるような対応をしましろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） もう時間が来ますので、あえて申しませんが、今、いろいろと申し上げました、なかなかこのような話は、いつもはできないというのが現実でございます。しかしながら、年代は変わりがして、なかなか知っておられる人が少ないというのが現実です。町長さんをはじめ、いろいろな形で勉強しなければならないというような状況ではなかろうかという思いではございます。私も初めて、代表者会の会長として、今までの公文書を全部当たってみて、調査してみたところでございます。あらゆる形で資料が残っています。これは、当然、町にも残っているはずですが、そこらあたりをあえて、私は申し上げたところでございます。これについて、折角、質問いたしておりますので、水資源対策課長の方にもこの点について、今後、いろいろな形で展開するであろう、また指定管理者へ移行するであろう、そのあたりを踏まえて、課長の方にお気持ちをお聞かせ願いたいなという気がしますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 三森議員の今、質問の中にございました過去の経過、いろいろ聞かせていただきまして、知らない部分、たくさんありまして、いろいろ教えていただきながら、代表者会の方を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） どうもありがとうございました。

貴重な答弁をいただき、大変感謝するわけでございます。時代の流れと申しますか、大変、1年1年と早いもので、月日は流れていくし、職員の方におかれましても、なかなか退職というものがございまして、その引き継ぎが全部が全部できていないというのが現実でございます。そういう中で、某か、1つのそういう議事録の中に残しておきたいというのが現実であります、または、先ほど申しましたように、指定管理者に移行するためには、この問題を解決なくして、移行はできないというのが、私の考えでございます。どうか、そのあたりを認識され、今一度、資料の見直し等をされて、今後の方向性を見出していただけたらなという期待を持って終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番、三森義高君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前12時02分

1 2 月 1 5 日 (金)

(第 4 日)

平成18年第4回高森町議会定例会（第4号）

平成18年12月15日

午前10時02分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 意見案第3号 全国森林環境税の創設を求める意見書について
- 日程第2 意見案第4号 障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書について
- 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第5 特別委員長報告について
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	甲 斐 末 久 君

農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	草部出張所長	岩 下 生 人 君
野尻出張所長	桐 原 一 紀 君	収 入 役 室 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	杉 田 則 秋 君	オーガニックアグリ センター長	廣 木 富 八 君
企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君
企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

12番 三森義高君からの発言の申し出がっておりますので、これを許可します。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

昨日の質問の中で、私の整理の方がなかなかまとまっておらず、数字の訂正がございまして、発言をいたしたいと思っております。

農業用水関係で発言をいたしております基金の年間の利息が5,000万円というように発言をいたしております。利息でありますので、はっきりとしっかりと数字でないといけないと思っておりますので、あえて発言を求めました。元金A基金におきましては、7億6,000万円、平成2年6月29日から平成3年3月11日まで7.20%、利息にいたしまして3,822万411円、それから、同じく、7億6,000万円の平成3年3月11日から平成3年6月10日まで、あくまでも、7.65%、1,449万5,178円、合わせまして、5,271万5,589円です。それから、B基金、1億4,678万8,488円、平成2年6月29日より平成3年3月11日まで、7.05%、722万9,831円、平成3年3月11日から平成3年6月10日まで、7.60%、291万8,330円の計の1,014万8,161円、合計いたしますと、年間に少し日にちが足りませんけれども、6,286万3,750円となっております。

以上、ご訂正をお願いいたしまして、報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第3号 全国森林環境税の創設を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 意見案第3号、全国森林環境税の創設を求める意見

書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐でございます。おはようございます。

提出者を代表いたしまして、全国森林環境税の創設を求める意見書の趣旨説明をいたします。

ご存じのとおり、森林の持つ役割は、我々人間が生活していく上で、必要不可欠な機能を持っていることは周知の事実でございます。しかしながら、森林が主にある山間地域は、過疎化や少子化による後継者不足などにより、必要な手入れがされることなく、放置される森林が急増しております。

我が高森町には、13,039ヘクタールの森林がございますが、荒廃する森林が多く見られるようになりつつあります。そのような状況において、森林は水を育み、大気を浄化し、災害から国土を守る国民共有の財産として、山村地域の住民や自治体だけでなく、都市部や海辺の住民、自治体も一緒になって保全していかねばならないと考えます。

このようなことから、高森町議会といたしましても、森林を有する山村地域の市町村が森林の維持、育成の財源とするため、森林の持つ公益的機能に対する新税として、全国森林環境税を早急に創設されるよう、関係機関に対し、意見書をもって強く求めるものでございます。

よって、このことを十分にご理解をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第3号、全国森林環境税の創設を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 意見案第4号 障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 意見案第4号、障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） おはようございます。3番 山室です。

提出者を代表いたしまして、障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書の趣旨説明をいたします。

本年4月から施行された障害者自立支援法は、従来の支援費制度の課題を克服し、今後、増大多様化する障害福祉サービスのニーズに応えること等を目的として制定されております。

しかしながら、障害者の方々にとっては、法施行後8カ月を経過した今日、利用者負担額の増大や家族の負担増などが切実な問題となってきています。地方自治体にとっても、今後の大きな課題になるものと懸念されています。障害者自立支援制度については、法施行後3年を目途に検討し、必要な措置を講ずるとされてはいるが、大きな不安を感じながら、日々生活しておられる多くの方々の現実をしっかりと受け止め、早急に対策を講ずるべきだと考えます。

このようなことから、高森町議会といたしましても、障害者の方々が安心して生活をしていただくためにも、障害者自立支援制度の充実強化を早急に図られることを関係機関に対し、意見書をもって強く求めるものであります。

よって、このことを十分にご理解をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第4号、障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第71号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（相馬俊行君） 議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置については、12月13日午前11時30分より、第1・2委員会室において、全委員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議を行った結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第72号 町道の路線の廃止について

○議長（相馬俊行君） 議案第72号、町道の路線の廃止については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第72号、町道の路線の廃止についてご報告いたします。

平成18年12月13日午前11時15分より、第4委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、建設課長補佐、及び各関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午後1時より、現地確認も行い、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号、町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第73号 町道の路線の認定について

○議長（相馬俊行君） 議案第73号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第73号、町道の路線の認定についてご報告いたします。

平成18年12月13日午前11時15分より、第4委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、建設課長補佐、及び各関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午後1時より、現地確認も行い、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私は、この議案第73号、町道の路線の認定について、反対する意見を述べさせていただきます。

反対する理由といたしまして、路線番号203号、男原2号線についてでございますけれども、この路線について、果たして、町道認定として妥当かどうかという点に疑問を抱いております。町道認定の基準が非常に曖昧という点、さらには、利用率から申し上げても、この地域においては、車が通れる部分を確保するだけで十分ではなからうかという点、さらには、質疑の中で、町長のご答弁にもございましたけれども、明確な町道認定の基準が不透明であった点で、この男原2号線に関してのみ、反対するものでございます。

なお、町道路線の認定については、それぞれの路線毎の議案提出をさせていただくことがさらに望ましいかという私の意見を付け加えて、反対意見とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第73号について、採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第73号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第73号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第74号 土地改良事業の施行について

○議長（相馬俊行君） 議案第74号、土地改良事業の施行については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第74号、土地改良事業の施行について報告いたします。

平成18年12月12日午後4時より、及び13日午後1時15分より、第4委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、建設課長補佐、及び係長に出席を求め、担当係長から事業内容の詳細な説明を受け、また、14日には、水利権者からの意見も聞き、慎重に審議した結果、全委員とも、基金運用の取り扱いについて、各水利組合に対しての説明不足等の理由により、今後、十分審議の必要がありますので、継続審議とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長報告は継続審査であります。これから、委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから、委員長報告について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号の委員長報告について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号、土地改良事業の施行については、委員長の報告のとおり、継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第75号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について

- 議長（相馬俊行君） 議案第75号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第75号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について、報告いたします。

平成18年12月13日午前11時30分より、第4委員会室において、全委員出席のもと、アグリセンター長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

- 13番（佐伯金也君） 審査の内容について、お伺いをいたしますが、質疑付託の際に、アグリセンターのセンター長の方から、私の質問に対しましてのお答えがございました。その後、建設経済常任委員会の方で審査をされました。その際の参考資料等についての提示はなされておったのかどうかについて、お尋ねをいたしたいと思っております。

- 議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 詳細な説明は、アグリセンター長の方にお願ひします。

- 議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

- アグリセンター長（廣木富八君） 常任委員会の席上の説明につきましては、私の口頭説明、審査内容の口頭説明のみでございます。

- 議長（相馬俊行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

議案第75号につきましては、それぞれの審査会において、それぞれ応募されました皆さん方の参考資料をそれぞれ審査員の皆さんが審査した結果でございます。当然、建設経済常任委員会の方でも同等の審査をしてほしかったわけでございますけれども、私といたしましては、このアグリセンターにつきましては、今後、高森町のお荷物とならないようにすることが第1の目的であるかなと思っております。

それからいたしますと、審査に対しても、口頭だけの審査ということでございますので、私は、審査不十分であると思っておりますので、反対をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第75号について、採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第75号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第75号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第76号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第76号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第76号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、報告いたします。

平成18年12月13日午前11時15分より、第4委員会室において、全委員

出席のもと、建設課長、建設課長補佐、及び各関係係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 について

- 議長（相馬俊行君） 議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、総務常任委員会に付託してありましたので、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、12月13日午前10時より、第1・2委員会室において、後藤委員欠席され、他は全員出席、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第78号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第78号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第78号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、12月13日午前10時より、第1・2委員会室において、4委員出席、後藤委員欠席されております。総務課より岩下課長、古澤課長補佐他各係、また、11時より、企画財政課より村上課長、甲斐審議員、他各係、また、11時30分より、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐他、各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、税務課の審査より後藤委員出席でございます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第78号については、全委員出席のもと、教育長、関係各課に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第78号、平成18年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、報告いたします。

平成18年12月13日午前10時より、第4委員会室において、全員出席のもと、関係各課長、アグリセンター長、農業委員会事務局長、各課長補佐、及び関係係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく、可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第79号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第79号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第79号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、12月13日午前11時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第80号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第80号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第80号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、報告いたします。

平成18年12月13日午後1時より、第4委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく、可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。申し出があっている常任委員会から報告をしていただきます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会における所管事務調査報告をさせていただきます。

12月13日午前11時30分より、第3委員会室において、全委員出席のもと、保健福祉課課長、佐伯課長、岩下補佐、阿部保健推進係長、阿南福祉係長に出席を求め、環境衛生に関する事項の調査といたしまして、草部野尻地区の可燃物ゴミの収集についての検討会を開催いたしました。

草部野尻地区において、現在は、2週間に1回の可燃物ゴミの収集を行っているところでありますが、収集回数を増やしてほしいとの地域からの要望が強かったものの、なかなか現実には要望に応えることができていませんでした。

そこで、委員会で慎重に審議し、検討した結果、草部・野尻の両出張所に、可燃物収集所をそれぞれに設置し、各家庭が責任を持って出張所に持ち込むことにより、週1回の収集日を追加するとの意見でまとめ、両地区の可燃物ゴミ収集回数を増やすことになりました。

以上、文教厚生常任委員会所管事務報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長の報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

本年9月定例会以来の交通総合対策特別委員会の状況について、報告いたします。

まず、平成18年11月16日開催しました委員会の結果について、報告いたします。午前11時から第1・第2委員会室において、委員全員と総務課、岩下課長、同古澤課長補佐、保健福祉課、佐伯課長、教育委員会事務局、杉田事務局長、後藤事務局次長、企画財政課、村上課長、甲斐審議員、同後藤課長補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、企画財政課から、コミュニティーバス運行に伴い、馬見原線の廃止について、山都町から打診されている旨の報告を受け、利用状況から廃止については、やむを得ないとのことから、了承いたしました。

なお、今後の補助金については、町民バス、コミュニティーバスをそれぞれの負担で運行することを協議しているとの報告を受けました。その他、町民バス6路線の幼稚園前バス停留所設置及び熊本空港経由空港バスの時刻改正に伴う町民バスの時刻改正、草部南部線の運行経路変更について、検討している報告を受け、障害がないよう進めるよう要望し、また、今後、乗り合いタクシーの導入も視野に入れた検討をするよう、申し入れました。

また、教育委員会からスクールバスの運行管理委託について、説明があり、平成19年4月から完全民営化委託を検討している高森東中学校スクールバスについて、町有バスの有効利用や負担軽減を考慮し、運行のみの委託を検討しているとの報告を受け、委託業者選定の方法、サービスの維持及び人事関係を考慮し、進めていくよう要望いたしました。

次に、本定例会における委員会の開催の結果について、報告します。平成18年12月11日午後2時10分から、第3・第4委員会室において、委員全員と総務課、岩下課長、同古澤課長補佐、保健福祉課、佐伯課長、教育委員会事務局、杉田事務局長、後藤事務局次長、企画財政課、村上課長、同甲斐審議員、同後藤課長補佐に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、企画財政課より、町民バスの輸送人員と補助金の実績について、報告を受けました。協議の結果、町民バス運行開始以来、2年半を経過しており、補助金軽減等で今後ともバスを運行していくために、料金設定や運行回数、運行方法を再検

討するよう要望しました。

また、教育委員会からは、高森東中学校スクールバス完全民営化について、町内外6社が参加し、事業説明会が実施されたことの報告を受けました。

次に、建設課から、冬季時の路面凍結について、融雪剤等を利用し、敏速に対応するとの報告を受け、さらなる安全確保について、要望いたしたところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

12月13日、第4委員会室におきまして、9時40分より、全委員出席をいただきまして、委員会を開きました。委員会の中身につきましては、今回の広報につきまして、日程、また、中身について、協議をいたしました。前回の9月定例会の広報につきましては、関係のある議員の皆さん方には大変ご協力をいただきました。今回の12月の定例会の広報誌づくりにつきまして、私どもが最後の広報誌づくりになります。最終の美を飾るように、いい広報誌ができますように、私どもも努力してまいりますので、関係のある議員の方、早急に原稿等、よろしくお願いを申し上げます。

以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会の報告をいたします。

9月定例以降の当委員会の活動事業について報告いたします。

すでに新聞等でご存じのことと思いますが、高森工業団地内の青山製作所、代表取締役社長、青山義光氏より、11月3日、一般寄附をお受けいただいたことを報告いたします。

なお、今議会中においては、特別に案件がなく、会議を開催しませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 行財政改革特別委員会の報告をいたします。

12月14日午後1時50分より、第1・2委員会室において、佐伯委員は急用で欠席されましたが、他は全員出席、総務課より岩下課長、古澤課長補佐に出席を求め、9月定例会以降の動向について、説明を受けたところでございます。

庁舎内の会議を3回ほど開き、集中改革プランに沿って、新年度より実施できるような方向で進めておると、その内容につきましては、現在、9課あります課を6課、これも実質は5課でございますが、会計室が課に変わることから、6課2局制にすると、そして、出張所長制を廃止、そのような素案を固めつつあるということでございまして、新年度に間に合わせるよう、努力されるということでございます。

また、駐在嘱託員につきましても、大幅とまではいきませんが、これも削減したいということ、それにまた、新規職員の採用をなるべく抑制して、改革プランに沿った80名程度に持っていくということの説明を受けました。特別委員会の委員の中で、課の編成について、思い切って3課ぐらいにしたらどうかという強い意見も出ておることを申し添えましたけれども、今のところ、さっき説明いたしましたような6課ということで、一応、進めていきたいというような内部検討会での報告を受けたところでございます。

今後、残された期間、もう何カ月もございませぬけれども、特別委員会といたしましても、町民にわかりやすい形で、これが実施に移せるような方向性ができますことを強く要望し、報告を終わりたいと思います。

以上です。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元の配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉

会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

大変お疲れでございました。本年も残すところ、あと少しになりましたけれども、本年もいろいろございました。特に、都市部については、景気回復と申しますけれども、地方においては、逆に非常に厳しい状況になっております。そういう厳しさの中、町執行部おかれましては、大変なご苦勞もあったと思います。そのご苦勞に対しまして、感謝を申し上げます。そして、同時に、議会議員、町長さん、来年は、町民の審査を受けなければなりません。議員、町長、立場は違いますけれども、目指すところは一緒でございます。それは、町民の幸せと町発展でございます。残された期間、皆さんと一緒にがんばっていきたいと思っております。

来る年がいい年でありますように、お祈りをしながら、閉じたいと思います。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成18年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成18年第4回定例会

平成18年12月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111